

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成22年5月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒 100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1  
証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03-3581-6648

F A X：03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

《証券取引等監視委員会ホームページ》

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(新着情報配信サービス)

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成22年5月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 22 年 5 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

－公表にあたって－

今回の公表より、従来の事務年度ベース（7月から翌6月）の期間から会計年度ベース（4月から翌3月）の期間に変更します。

したがって、今回の公表では平成21年4月から6月までの期間について重複することとなりますが、その間の勧告や告発等の個別事案にかかる内容は、本文に掲載していませんのでご了承下さい。

なお、当該処理状況については、平成21年8月版「証券取引等監視委員会の活動状況」又はウェブサイトを参照していただきますようお願いします。

また、「金融商品取引法における課徴金事例集」については、現時点においては、平成21年6月作成のものが最新のものであるため、今回は掲載していません。（事例集の改訂版は、平成22年6月中に作成・公表予定）

# 目 次

## 【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 組織	7
第1 証券監視委	7
1 委員会	7
2 事務局	7
第2 地方の事務処理組織	7
第2章 金融危機等を踏まえた取組み	9
第1 不公正ファイナンス事案に対する監視強化への取組み	9
1 概要	9
2 具体的な取組み	9
第2 フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証 の充実・強化への取組み	9
1 概要	9
2 具体的な取組み	10
第3 新たな金融商品等を含めた金融・資本市場全体に対する 包括的な市場監視への取組み	11
1 概要	11
2 具体的な取組み	11
第4 市場規律の強化に向けた取組み	12
1 概要	12
2 具体的な取組み	12
第5 グローバル化への対応に係る国際関係業務の取組み	13
1 概要	13
2 具体的な取組み	13
第3章 市場分析審査	15
第1 概説	15
第2 一般投資家等からの情報の受付	15
1 概要	15
2 情報の受付状況	15
3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話に ついて（未公開株に関する注意喚起）	19
第3 市場動向分析	20
1 概要	20
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	20
3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ 機動的な市場監視	20

第4	取引審査	20
1	概要	20
2	法令上の根拠	21
3	取引審査の実績	21
4	自主規制機関との緊密な連携	22
第5	今後の課題	24
第4章	証券検査	25
第1	概説	25
第2	証券検査基本方針及び証券検査基本計画	27
第3	信用格付業者検査マニュアルの策定及び金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	33
1	策定及び改正の経緯	33
2	策定及び改正のポイント	33
第4	検査実績	33
1	検査計画及びその実施状況	33
2	1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	35
第5	集団投資スキーム（ファンド）に対する検査	36
第6	検査結果の概要	36
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査	36
2	第二種金融商品取引業者に対する検査	40
3	投資運用業者等に対する検査	41
4	投資助言・代理業者に対する検査	42
5	金融商品仲介業者に対する検査	43
6	自主規制機関に対する検査	43
第7	証券検査の結果に基づく勧告	43
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告	43
2	第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	52
3	投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	60
4	金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	63
第8	今後の課題	64
第5章	課徴金調査	71
第1	概説	71
1	課徴金制度の目的	71
2	課徴金の対象となる行為及び課徴金額	71
3	課徴金調査の権限等	72

第 2	不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告	74
1	勧告の状況	74
2	勧告事案の概要	75
3	その他	90
第 3	今後の課題	91
第 6 章	開示検査	92
第 1	概説	92
1	開示検査の目的	92
2	開示検査の権限等	92
3	課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）	93
第 2	開示検査結果に基づく勧告等	96
1	課徴金納付命令に係る勧告の状況	96
2	開示検査の結果行われた自発的訂正等の状況	104
第 3	今後の課題	105
第 7 章	犯則事件の調査・告発	106
第 1	概説	106
第 2	犯則事件の調査の目的、権限等	106
1	犯則事件の調査の目的	106
2	犯則事件の調査の権限及び範囲等	106
第 3	犯則事件の調査・告発実績	107
1	犯則事件の調査の実施状況	107
2	告発の状況	107
3	告発事案の概要	108
第 4	平成 20 年度以前の告発事案に係る判決の概要	120
第 5	今後の課題	125
第 8 章	建議	128
第 1	概説	128
第 2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	128
1	建議の実施状況	128
2	建議に基づいて執られた措置	129
3	その他の措置	130
第 3	今後の課題	130



第9章	監視活動の機能強化への取組み等	131
第1	市場監視体制の充実・強化	131
1	組織の充実	131
2	情報収集・分析能力の向上	131
3	監視を支えるシステムインフラの強化	132
第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	133
1	概説	133
2	報道機関等を通じた情報発信	133
3	市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況	133
4	ウェブサイトの充実	133
第3	関係当局等との連携	134
1	金融庁の関係部局との連携	134
2	自主規制機関との緊密な連携	134
第4	海外証券規制当局との連携	135
1	IOSCO(証券監督者国際機構)への参加	135
2	情報交換枠組みの構築	135
	おわりに(個人投資家の皆様へ)	137

## 【附属資料】

<b>1 証券監視委の組織・事務概要</b> .....	143
1-1 組織及び事務概要 .....	143
1-2 証券取引等の監視体制の概念図 .....	145
1-3 証券監視委の機能強化 .....	146
1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図 .....	147
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 .....	148
1-6 機構図 .....	149
1-7 組織・事務に係る法令の概要 .....	151
1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 .....	161
<b>2 証券監視委の活動実績等</b> .....	162
2-1 証券監視委の活動状況 .....	162
2-2 取引審査実施状況 .....	163
2-3 検査実施状況 .....	164
2-4 勧告実施状況 .....	176
2-5 告発実施状況 .....	226
2-6 建議実施状況 .....	255
2-7 平成 21 年度 主な講演会等の開催状況 .....	261
2-8 平成 21 年度 各種広報媒体への寄稿 .....	265
○ 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	266
○ 皆様からの情報提供が、市場を守ります！ .....	268
○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ .....	269
○ 証券検査に関する基本指針 .....	271
○ 証券検査に関する「よくある質問」 .....	292

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
社 登 法	社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）

金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)
証取法施行令	証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)
外証法施行令	外国証券業者に関する法律施行令(昭和46年政令第267号)
金先法施行令	金融先物取引法施行令(平成元年政令第53号)
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令(昭和40年大蔵省令第60号)
外証法府令	外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府令・大蔵省令第37号)
金先法施行規則	金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令第18号)

# はじめに

## —公正な市場の確立に向けて—

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としており、平成19年7月に発足した第6期の現委員会体制の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。）を同年9月に公表しています。そこでは、「市場の公正を汚すものには恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」と「市場規律の強化に向けた働きかけ」の2つの基本的な考え方を立てています。また、この2つの基本的な考え方にに基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②課徴金制度の一層の活用、③金商法制の適切な運用、④自主規制機関などとの連携、⑤グローバル化への対応、の5つの項目を具体的に掲げ、実効性のある効率的な市場監視に取り組んできたところです。

本年が現委員会体制としての任期の最終年であることを踏まえ、この約3年間の活動状況を振り返るとともに、今後の課題について触れたいと思います。

### 1 現委員会体制における取組みを振り返って

この約3年間の証券監視委を取り巻く環境を顧みると、まずは平成19年に発生した米国でのサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機があります。特に平成20年9月のいわゆる「リーマンショック」に伴う世界的な市場の混乱は、金融・資本市場だけでなく、実体経済にも大きな影響を与えています。このような中で金融商品取引業者の財務内容の悪化や市場での不公正取引のリスクの増大等が懸念されています。

また、金融危機を受けて金融規制のあり方についても国内外において議論が行われてきており、例えば格付会社に対する規制の導入、店頭デリバティブに関する規制の強化等規制環境も変化してきています。

証券監視委は、このような世界的金融危機や規制環境の変化を踏まえ、「活動方針」に盛り込まれたとおり、顕在化しつつあるリスクに対し将来を見据えた機動的な対応を行ってきたところです。

具体的に「活動方針」の重点施策の各項目に基づいて振り返ると、まず、「包括的かつ機動的な市場監視」については、証券監視委の有する各権能を総動員して、発行市場・流通市場全体に目を向けた監視を強化してきています。具体的には、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当増資等のなかで、いわゆる「不公正ファイナンス」に該当するものへの対応があります。証券監視委としては、こうした不公正ファイナンス事案に対し、金商法の「偽計」を積極的に適用し摘発してきているほか、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との連携強化や金融庁・財務局等との情報共有等を通じ、不公正ファイナンスの未然抑止に向けた取組みも強化しています。

また、市場規模や重要性が増してきているような新たな金融商品や取引形態、例えば、CDS（Credit Default Swap）取引、証券CFD（Contract For Difference）取引、DMA（Direct Market Access）、ダークプール、アルゴリズム取引等について、市場の公正性や投資者保護等といった観点から、どのようなリスクがあるかなどに着目した情報収集・分析に取り組むなど、機動的な市場監視に努めてきたところです。

2点目は、「課徴金制度の一層の活用」に向けた取組みです。平成17年4月から導入された課徴金制度は、法令違反行為に対して審判手続を経て行政処分として課徴金を課すものであり、刑事裁判に比べれば迅速な対応が可能という特長を持っています。

証券監視委としては、当該制度が導入されて以降、この制度の特長を最大限に活用し、迅速・効率的な調査を実施することにより、内部者取引や相場操縦といった不公正取引事案のほか、開示書類の虚偽記載のディスクロージャー事案について、必要に応じて課徴金納付命令の勧告を行うなど、課徴金制度を適切に活用してまいりました。また、平成20年12月には金商法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、その調査・検査の対象範囲がさらに拡大したことに迅速に対応し、公開買付開始公告の実施義務違反に係る勧告を行ったところです。このように課徴金制度の特性を生かした活用により、結果として勧告件数は年々増加に至っています。

また、市場参加者の自主的な規律付けを促すために、平成20年6月以降毎年「課徴金事例集」を作成し公表してきています。

3点目は、「金商法制の適切な運用」に向けた取組みです。まず、平成19年9月の金商法の全面施行により検査対象業者の範囲が拡大されたことに伴い、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の全面改訂を行いました。また、金商法改正により検査対象が多様化したことや、世界的金融危機に伴う検査対象業者の財務内容の悪化のリスクが高まったことから、検査対象の規模・リスクプロファイルの勘案や、フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証の実施等の見直しを進めてきています。さらに、信用格付業者に対する検査権限の証券監視委への付与等に伴い、本年3月には「信用格付業者検査マニュアル」を策定・公表したところです。

また、市場環境の変化を踏まえて機動的な検査を実施しており、例えば、サブプライムローン問題を契機とした為替レートの急激な変動によりFX取引業者の破綻等が増加したことを踏まえ、平成19年11月以降、FX取引業者に対し重点的に検査を実施しました。その検査結果の概要については、投資者保護の観点から公表を行うとともに、ロスカットルールや保証金の区分管理等に係る規制のあり方について金融庁に対し建議を行いました。その他にも、信用取引に係る顧客管理態勢等に対する検証や投資助言・代理業者や集団投資スキーム（ファンド）の運用・販売業者に対する集中検査の実施などに取り組んできたところです。

4点目は、「自主規制機関などとの連携」です。市場の公正性を確保するためには、証券監視委、金融庁等の当局だけでなく、金融商品取引所や金融商品取引業協会等の自主規制機関の役割が極めて重要です。市場の最前線に位置する金融商品取引所や金融商品取引業協会から監視委に対して各種情報がタイムリーに提供されることに加え、証券監視委とこれら自主規制機関との間で、証券監視委の問題意識やノウハウが共有されることにより、自主規制機能の発揮が一層実効的なものとなることを目指して連携を強化してきています。例えば、自主規制業務の強化に役立つ情報の証券監視委からの提供や、証券監視委の研修への自主規制機関の職員の参加などを実施してきています。

また、金融商品取引所や金融商品取引業協会等の金商法上の自主規制機関に加え、市場の公正性に重要な役割を持つ日本弁護士連合会や日本公認会計士協会、日本不動産鑑定協会、日本税理士会連合会、日本行政書士会連合会、全国銀行協会等の諸団体との意見交換等を行ってきています。

このような自主規制機関などとの連携を通じ、市場参加者における自己規律が強化されることが重要です。証券監視委としては、各機関等が主催する講演などに積極的に協力し、証券監視委の調査・検査で得られた問題意識を市場参加者に対し数多く発信してきました。また、各機関等の

機関誌、ウェブサイト、メールマガジンにも積極的に投稿してきたところです。

5点目として、「グローバル化への対応」です。クロスボーダー取引がますます活性化し、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、不公正取引の監視に関する国際的な連携を強化することは必要不可欠となっています。証券監視委は、IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への貢献や海外証券規制当局との情報交換等により、市場での不公正取引監視における国際的な連携を強化してきました。特に、海外証券規制当局との情報交換については、我が国は金融庁を主体として、平成20年2月に証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）の署名国となりました。これにより、証券監視委は、既存の二国間情報交換枠組みに加え、多国間MOU署名国との間で、法令上必要な情報を相互に交換することが可能となり、情報交換に関するネットワークが拡大されました。平成21年4月には、犯則事件の調査において、シンガポール通貨監督庁（MAS）の協力を得て、クロスボーダーに係る内部者取引について告発を行ったところです。

## 2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委は約3年間の現委員会体制において、世界的な金融危機、その後の金融・資本市場及び実体経済の変化に対応して、機動的な市場監視を行ってきたところです。また、金融庁その他関係当局、自主規制機関等との連携を通じ、市場の公正性の強化につながる規制の導入や市場規律の強化を図ってきています。

他方、金融危機の影響が残る経済・市場環境、金融危機を踏まえた新たな規制の枠組みに関する内外での検討、証券取引の一層の高度化・IT化・グローバル化の中で、実効的な市場監視の必要性、重要性はますます高くなってきています。

証券監視委としては、従来にも増して、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつある問題に対して将来を見据えた機動的な対応が不可欠であると考えます。そのためには、まず、市場での個別の取引、金融商品取引業者等の各市場参加者の状況を分析するとともに、そこから得られる課題、関連する問題への影響や意味合いを十分認識し、市場監視に活かすことが重要です。

また、問題が生じた後の事後的な市場監視を強化するだけでなく、問題の未然抑止につながる方策の強化も重要です。そのためには、まず情報発信の拡充を図るほか、金融庁等関係当局、金融商品取引所、金融商品取引業協会、上場企業等との連携を一層強化することに加え、市場の公正性確保に役割を持つ弁護士、公認会計士やその他の市場参加者の市場規律を強化することがますます必要です。このような観点から、市場への情報発信、市場参加者との対話を一層充実してまいります。

# 証券監視委の活動状況



# 第1章 組 織

## 第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成19年7月20日から第6期目に入り、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長、(注1)及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれている。(注2)。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員(平成21年度(注3)22人、平成22年度17人)が認められ、平成22年度末で合計384人の体制となっている。

(注1) 平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

(注2) 平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。

(注3) 年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

(1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。

(2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。

(3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査(以下「証券検査」という。)を行う。

(4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査(以下「課徴金調査」という。)や有価証券報告書等の開示書類に関する検査(以下「開示検査」という。)を行う。

(5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長(以下「財務局長等」という。)の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官(部門)が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員(平成21年度25人、平成22年度20人)が認められ、この結果、平成22年度末の定員は、合計で313人の体制となっている。

証券取引等監視官(部門)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

(注) 証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる)。

## 第2章 金融危機等を踏まえた取組み

証券監視委は、平成21年度取組みとして、不公正取引のリスクに対応した実効的な監視を引き続き行うとともに、世界的金融危機と実体経済への影響、関連する規制環境の変化等を踏まえ、市場の動きや顕在化しつつあるリスクに対する機動的、フォワードルッキングな対応を図るほか、市場規律の確立に向けた市場監視の観点からのベターレギュレーションの充実強化に努めることとし、以下の点に特に重点をおいて取組みを行ってきたところである。

### 第1 不公正ファイナンス事案に対する監視強化への取組み

#### 1 概要

我が国の株式市場における最近の傾向として、発行市場において、経済状況の悪化等により業績不振となった上場企業によるファイナンスの中に、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当増資等の不適切なファイナンスが頻繁に見られることが挙げられる。

こうした発行会社における不適切なファイナンスの中には、発行会社の経営陣と特定の投資家が結託し（会社が「箱」企業化し）、ファイナンスと絡めて相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生しているところであり、平成21年度においては、水増し増資や架空増資による偽計事件を告発するに至った（詳細は告発事案の概要に記載）。

証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンス事案の監視に努めるとともに、必要な場合には検査・調査等を通じた対応を行っていくこととしている。

#### 2 具体的な取組み

証券監視委では、各課横断的な取組みの強化を図る一方、金融庁、財務局、証券取引所等とも連携し、情報の収集・分析に注力し、第三者割当増資等や流通市場の動向を日々監視している。

また、不公正ファイナンス事案の問題では、問題の全体像を把握することが重要となることから、例えば、日常的に市場監視を行う部門に対し、実際の事案で活用していた調査・検査手法等についてフィードバックを行うなど、市場分析審査、開示検査、犯則事件の調査等、証券監視委の持つ各権能を総動員して不公正ファイナンス事案の全体の構図を解明することに努めている。

さらに、証券監視委の問題意識については、各種の講演会や寄稿等を通じ、上場企業、法律事務所、監査法人、証券会社等へ発信することにより、市場規律の強化を通じた不公正ファイナンス事案の未然抑止に向けた取組みを強化している。加えて、開示関係内閣府令、各証券取引所の上場規則等においても、第三者割当の割当先、希薄化等に関し、より厳格なルールの整備が進むなど、不公正ファイナンス事案に対しては、多面的な取組みが行われている。

### 第2 フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証の充実・強化への取組み

#### 1 概要

グローバルに業務を展開している金融商品取引業者においては、株式のブローカー業務のウェイトは減少する一方で、自己勘定で行うトレーディングから証券化商品等の組成・販売まで業務が多様化・複雑化しており、これに伴い、業務に内包されたリスクも増大してきている。

仮にこうした業者が破綻すれば、国内のみならず、海外市場にも甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

これまでの証券検査は、取引の公正確保の観点からの法令違反行為の有無の確認が中心であった。しかしながら、いわゆる「リーマンショック」の経験により、金融商品取引業者の破綻でも場合によっては国内のみならず海外の金融資本市場や金融機関までが機能不全に陥るようなシステミック・リスクが顕在化するおそれがあることが明らかとなった。このため、証券監視委は、フォワードルッキングな観点からの金融商品取引業者の財務の健全性検証の一層の充実を図ってきている。

## 2 具体的な取組み

### (1) 検査体制の整備

民間金融機関のリスク管理専門家、公認会計士等の専門家を採用し、証券検査課のミドルオフィスである証券検査監理官部門に配置した。同部門においては、今後のリスク管理態勢の検証の参考にするため、平成 21 年度を通じ、多くの国内大手証券会社や外資系証券会社から、リスク管理態勢・内部管理態勢及び内部監査態勢等の現状に関しヒアリングを実施し、金融商品取引業者におけるリスク管理態勢等の実態把握に努めた。

### (2) 監督部局との連携強化

フォワードルッキングな観点からの財務の健全性の検証を行うためには、金融商品取引業者のオフサイトモニタリングを行っている監督部局との連携強化が重要である。監督部局がオフサイトモニタリングを通じて入手した金融商品取引業者のリスク等に関する情報は、検査における着眼事項の選定のために必要不可欠であり、また検査において認められたリスク管理態勢上の問題点について、その後の監督部局のモニタリングにおいて改善状況のフォローアップが行われることとなる。このように証券検査によるオンサイトモニタリングと監督部局のオフサイトモニタリングが一体的に機能することにより金融商品取引業者のリスク管理態勢の充実・強化が効果的に図られるものと考えられる。

こうした観点から、証券監視委においては日頃より金融庁監督局との間で情報交換を行い問題意識を共有するとともに、特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者のモニタリングにおいては、監督カレッジ等情報交換の場を通じて海外の当局とも緊密な連携を図っている。

### (3) 内部管理態勢等の検証に係る検査結果通知の見直し

証券検査において「法令等違反行為の検証」は、過去に発生した違反行為を端緒として内部管理態勢上の問題点を指摘するという形をとるが、「内部管理態勢及びリスク管理態勢等の検証」においては、現状の管理態勢の問題点を指摘し、これを放置した場合には、将来、法令違反や財務の悪化等の重大な問題が顕在化するおそれがあるという、フォワードルッキングな観点から行うことが必要である。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、今後こうしたフォワードルッキングな観点からの内部管理態勢等の検証を充実・強化する必要がある。これに伴い、検査結果通知のスタイルも、従来の「法令等違反行為の検証」においては法令違反等の指摘すべき問題点のみを記載する形としていたのに対し、「内部管理態勢等の検証」に重点を置いた検査については、検証を行った各リスク管理態勢の現状を記載した上で認められた留意点等を記載する形とすることとした。

### 第3 新たな金融商品等を含めた金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組み

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を幅広く収集・分析しているが、こうした業務の一環として、その市場規模や重要性が近年増してきているような新たな金融商品や取引形態についても、市場の公正性、投資者の保護、金融商品取引業者の健全性・内部管理態勢といった観点からどのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ、タイムリーに情報収集・分析を行っている。こうした取組みにより、金融・資本市場における様々な金融商品や取引形態について、それぞれのリスクの度合いに応じた市場監視を行うことで、市場全体に対する包括的な市場監視の実現を図っている。

平成21年度においては、直近の世界的な金融危機の過程で大きな関心が寄せられた新たな金融商品や、世界的な市場構造の変化に伴って登場してきた新たな取引形態に関する分析等を行った。また、証券監視委に対する情報提供の呼びかけについて見直しを行い、証券監視委のウェブサイトやパンフレットにおいて、デリバティブや債券等に関する情報提供の呼びかけを追加した。

こうした取組みにより把握されたリスクや課題については、証券監視委における今後の市場監視に役立てていくとともに、必要に応じて関係当局や自主規制機関等に伝達し、問題意識の共有を図ること等を通じて、市場監視機能の全体としての向上を図っている。

#### 2 具体的な取組み

平成21年度に行った分析のうち代表的な事例は以下のとおりである。

##### (1) CDS取引について

CDS (Credit Default Swap) 取引とは、融資の相手先、あるいは保有する社債の発行体について、その債務不履行による損失発生に備え、債権の移転を伴わずに信用リスクのみをヘッジするデリバティブ取引である。その経済効果や取引の構成は、債権に対する保証と類似したものとなっている。

直近の世界的な金融市場の混乱の中で、金融危機を深刻化させた要因の一つとして、このCDS取引に大きな関心が寄せられたところであり、証券監視委においても、我が国のCDS取引の実態を把握することを主な目的として、平成20事務年度において、証券会社、銀行及び法律事務所等を対象とする集中的なヒアリングを実施した。

さらに平成21年度においては、実態把握を主眼とした上記のヒアリングに続き、CDS取引に関するリスク管理態勢等の把握や監視手法の構築の観点から、マーケットメーカーとしてCDS取引に参加する在京の投資銀行等から再度、集中的なヒアリングを実施するとともに、我が国におけるCDS取引の更なる実態把握のための分析を行った。

累次のヒアリングの結果については、ISDA (International Swaps and Derivatives Association : 国際スワップ・デリバティブズ協会) の会員を対象とした報告会を開催するなど、証券監視委として、市場参加者との対話や関係機関との問題意識の共有に努めてきている。

##### (2) 証券CFD取引について

証券CFD (Contract For Difference) 取引とは、デリバティブ取引の一種であり、顧客が一定率の証拠金を取扱業者に預託した上で、上場株式や株価指数等を対象資産として行う差金決済取引である。

この証券CFD取引については、近年、我が国においても個人投資家を中心に取引が拡大

する傾向が見られることなどを踏まえ、平成 20 事務年度に引き続き、取扱業者からのヒアリング等により取引の実態を把握するとともに、投資者保護や不公正取引に対する監視などの観点から分析を行った。

### (3) いわゆる「ダークプール」について

欧米の株式市場においては、近年の市場構造の変化に伴い、「ダークプール」と呼ばれる、気配値段の表示を行わない証券会社内の電子的なクロス取引の比重が増してきている。我が国でも、平成 22 年 1 月に稼動を開始した東京証券取引所の新たな株式売買システム「arrowhead(アローヘッド)」の導入等に伴う取引手法の多様化や流動性の増加等とともに、ダークプールを通じた取引の需要も増す可能性があること等を踏まえ、ダークプールを運営している証券会社からのヒアリング等を通じて実態把握を行い、証券会社の内部管理態勢や取引の公正性の確保などの観点から分析を行った。

## 第 4 市場規律の強化に向けた取組み

### 1 概要

市場の公正性及び透明性を確保するためには、当局による監視に加え、上場会社をはじめとする市場参加者による自己規律・市場規律の強化による不公正取引の未然防止が不可欠である。平成 21 年度においては、市場規律の一層の強化を図るため、情報発信のチャンネルについては、各種広報媒体への寄稿等を実施したほか、市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体等へのアプローチをより広く行った。また、自主規制機関との連携については、今後強化すべき分野の検討を行ったほか、自主規制業務の強化に役立つ証券監視委からの情報提供や証券監視委の研修への自主規制機関の職員の参加など、双方向の視点からの強化に取り組んだ。

### 2 具体的な取組み

#### (1) 意見交換・講演や各種広報媒体への寄稿等による情報発信の強化

平成 21 年度においては、直近の金融危機に伴う不公正取引のリスクの増大等を踏まえ、証券監視委の網羅的な市場監視体制や、主に不公正ファイナンスの問題やTOBに関するインサイダー取引等の最近の不公正取引の傾向などを内容とした情報発信を実施した。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムや日本監査役協会などの講演において、上場会社等に対する情報発信をしたほか、新たな情報発信先として、日本税理士会連合会、税理士会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、全国銀行協会を対象とした情報発信を実施した。

また、証券監視委からのメッセージをより効果的かつ効率的に伝える手法として、自主規制機関等の定期刊行物やウェブサイト、メールマガジン等への寄稿に積極的に取組み、最近の証券監視委の活動や問題意識等を紹介することにより市場規律の強化を図ったところである。

#### (2) 自主規制機関との双方向の連携の強化

従来より市場規律を高める取組みの一環として、自主規制機関との連携強化を図っているところであるが、平成 21 年度においては、金商法上の自主規制機関のほか、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会等の市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体との連携強化に取り組んだ。

また、日本証券業協会との間でも、定期的な活動状況報告に加え、新たに月例で、広範なテーマについて現場レベルでの情報交換会を開催しているほか、平成 21 年度から初めて、事案に係る審査・調査ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、自主規制機関職員が証券監

視委主催の研修会に参加している。さらに、年2回開催されている証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議においても、自主規制機関職員が参加し、市場監視を巡る様々な問題・課題等について活発な議論・意見交換を行うことで、相互の問題意識の共有を図ったところである。さらに、自主規制機関の会員監査・考査等と証券検査の連携を深めるための具体的検討も行っているところである。

## 第5 グローバル化への対応に係る国際関係業務の取組み

### 1 概要

金融・資本市場のグローバル化が進展し、クロスボーダー取引（国境を越えた取引）がますます活性化する中、不公正取引の監視に関する国際的な連携強化が必要不可欠となっている。証券監視委としては、国際的な議論への貢献や海外当局との連携強化等の国際関係業務を積極的に取り組んでいるところである。

### 2 具体的な取組み

#### (1) 国際的な議論への貢献

今般の金融危機への対応として、G20（主要20カ国・地域金融サミット）やFSB（金融安定理事会）、IOSCO（証券監督者国際機構）等の国際機関では、店頭（OTC）デリバティブ、証券化市場、信用格付業者及びヘッジファンドに対するより厳格な規制を設ける等、規制と監督の範囲の強化といった国際的な金融規制の強化や非協力国・地域問題に関する取組み等の様々な議論が行われているところである。

また、平成22年4月より証券監視委の検査対象先となった信用格付業者については、各国で信用格付業者に対する監督を導入・強化する取組みを進めており、さらには、グローバルに活動する格付業者にかかる監督協力のあり方についても議論を継続している。

このように、金融規制については、国際機関を中心として様々な議論が行われているところであり、証券監視委は金融庁と連携し、監視活動を通じて得られた認識等を踏まえ、国際的な議論へ積極的に貢献するよう努めている。

#### (2) 海外証券規制当局との連携強化

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為へ対応するためには、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。証券監視委は、海外証券規制当局との二国間の情報交換枠組みや証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）等を通じ、市場での不公正取引の監視における国際的な連携を強化し、市場監視の空白を作らないよう努めている（第9章 第4海外証券規制当局との連携参照）。

また、外資系業者の検査や海外に拠点を置く本邦の業者の検査等についても、海外証券規制当局と必要な情報交換を行っている。金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関を対象に設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して対応しており、海外証券規制当局との連携強化に努めている。

証券監視委としては、今後とも海外証券規制当局と連携し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の監視を強化していくとともに、金融商品取引業者や新たに検査対象先となる信用格付業者に対する効率的・効果的な検査を通して、我が国金融・資本市場の公正性の確保に努めていくこととしている。

#### (3) 国際的分野における情報収集・発信

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の

確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局や外資系金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成 21 年度は、英国、米国、豪州、中国等の海外証券規制当局や外資系金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。また、平成 21 年 8 月には、熊野委員が「ケンブリッジ経済犯罪国際シンポジウム」において講演を行う等、情報発信にも努めているところである。

#### (4) 国際的連携の強化に係る態勢整備

証券監視委は、海外証券規制当局と連携し、迅速・効率的にクロスボーダー取引を監視するため、各課横断的な取組みの強化や、海外証券規制当局の調査手法等の習得及び海外の不正取引事案の把握に努めている。また、国際的連携を強化するために、人材の育成及び海外証券規制当局とのネットワーク作りの一環として、英国や米国、香港等の証券規制当局が開催する短期研修への参加及び職員の長期派遣を実施している。



## 第3章 市場分析審査

### 第1 概説

証券監視委は、市場における取引の公正の確保を図るため、日頃から、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を収集した上で、市場の動向を幅広く分析するとともに、不公正取引の疑いのある事案については取引審査を行っている。

平成 21 年度においては特に、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視への取組みを更に強化するため、発行市場における不適切なファイナンスとそれに起因する様々な不公正取引等について、幅広い角度から情報収集・分析を行うとともに、問題のある事案については積極的に取引審査を実施したところである。

また、こうした発行市場や流通市場に対する市場監視においては、市場監視機能の全体としての向上を図る観点から、自主規制機関との連携を強化してきている。さらに、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組みという観点から、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析にも積極的に取り組んできている。

### 第2 一般投資家等からの情報の受付

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する資料・情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている。また、政府広報や講演会においても情報提供を呼びかけるなど、有益な情報が多数寄せられるよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

#### 2 情報の受付状況

証券監視委が平成 21 年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は 7,118 件である。平成 20 事務年度 (6,412 件) と比較すると約 1 割増加している。この受付件数の増加については、様々な要因が考えられるが、平成 20 事務年度において情報提供の呼びかけに係る見直しを行ったことや、証券監視委等の職員を装った者による未公開株に関する悪質な電話勧誘等に係る情報提供が 348 件と多数寄せられたこと、また、そのような電話について広く報道されたこと等が、影響を与えたものと考えられる。

情報提供手段の内訳を見ると、インターネット 4,293 件、電話 1,917 件、文書 380 件、来訪 60 件、財務局等から回付を受けたものが 468 件となっており、全受付件数の約 6 割をインターネットが占めている。また、ここ 2 年ほど、電話による受付件数の増加が顕著である。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが3,889件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが835件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,349件、その他の意見等が1,045件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約4割(2,753件)を占めている。その次に多いのは、風説の流布・偽計の疑いに関するもので、全受付件数の約1割(627件)を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判断などの書込みについての情報提供が中心となっている。その他、内部者取引の疑いに関する情報も多く寄せられている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが多く(152件)、次いで疑わしいファイナンスに関するもの(143件)、有価証券報告書等の未提出(109件)となっている。

※ 有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった情報については、従来、「個別銘柄」に関する情報として区分していたが、平成21年8月以降、このような発行会社(発行体)自身による不正行為が疑われる情報については、「発行体」に関する情報として区分することとしている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、取引システムのトラブル(141件)や顧客の知識等に照らして不当な勧誘(122件)など多様な情報が寄せられている(詳細は別図参照)。

#### 《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局

市場分析審査課 情報処理係

代表電話：03-3506-6000(内線3091、3093)

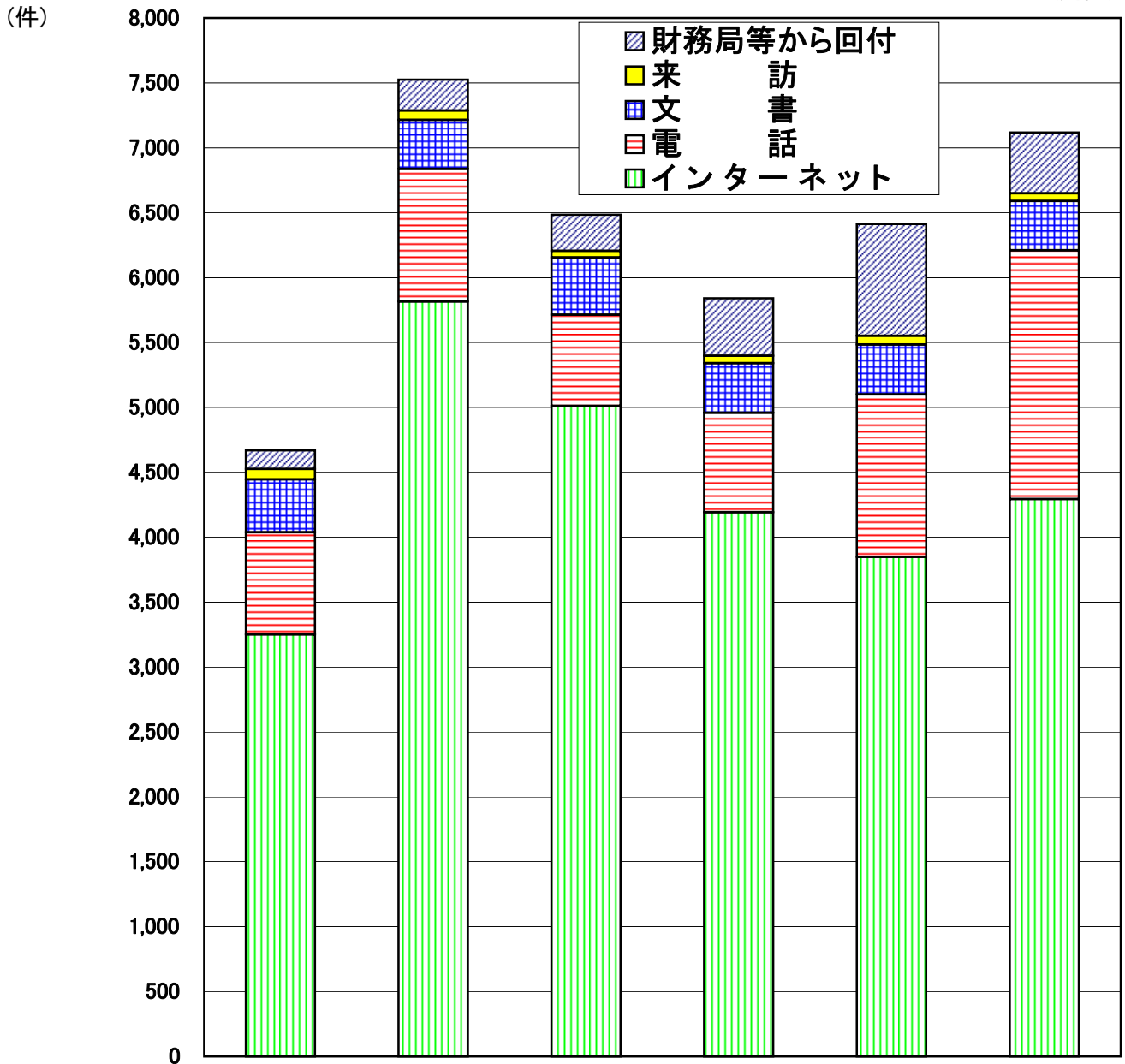
直通電話：03-3581-9909

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

# 情報の受付状況

(別図)



(件)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21
インターネット	3,251	5,815	5,011	4,193	3,847 (974)	4,293
電話	787	1,022	702	766	1,253 (406)	1,917
文書	408	377	443	381	384 (93)	380
来訪	80	73	50	58	67 (15)	60
財務局等から回付	143	239	279	443	861 (264)	468
合計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412 (1,752)	7,118

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

# 情報の内容別受付状況

## 1. 旧区分

(単位：件)

区 分	年 度					
	16	17	18	19	20	21
[個別銘柄等]						
A. 損失保証・補てん	9	10	4	5	3	4
B. インサイダー取引	510	527	471	558	510	385
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	142	290	217	189	239	161
C-2. 無届募集	24	69	15	27	44	45
D. 相場操縦	1,435	2,705	2,678	2,126	1,975	2,753
E-1. 風説の流布	1,029	1,614	1,124	995	814	627
E-2. その他	190	175	512	712	1,204	753
(小 計)	3,339	5,390	5,021	4,612	4,789	4,728
[金融商品取引業者の営業姿勢等]						
F. 断定的判断を提供した勧誘	19	28	14	10	16	20
G. 取引一任勘定取引の締結	40	27	16	8	9	10
H. 大量推奨販売	2	2	2	3	4	6
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	28	18	8	7	32	122
J. 無断売買	63	97	40	41	47	57
K. その他	468	1,124	997	778	930	1,130
K-1. 吞行為	3	-	-	-	-	-
K-2. 法定帳簿に関する不正	5	7	9	6	0	19
K-3. 役職員の手張り	17	5	7	15	5	7
K-4. その他法令違反	61	100	130	245	160	146
K-5. 自主ルール違反	54	66	334	75	28	12
K-6. その他営業姿勢に関するもの	328	946	517	437	737	946
(小 計)	620	1,296	1,077	847	1,038	1,345
[その他]						
L. 委員会に対する意見等	72	65	52	35	29	34
M. 証券行政・政策に対する意見等	58	135	38	36	120	107
N. その他	580	640	297	311	436	904
(小 計)	710	840	387	382	585	1,045
合 計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412	7,118

## 2. 新区分

(単位：件)

区 分	年 度
	21
A. 個別銘柄	
a. 取引規制	
1. 風説の流布・偽計	627
2. 相場操縦	2,753
3. インサイダー取引	385
0. その他	50
b. 開示	
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11
2. 大量保有報告書の未提出	54
0. その他	9
(小 計)	3,889
B. 発行者	
a. 法定開示	
1. 無届募集	45
2. ファイナンス	143
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152
4. 有価証券報告書等の未提出	109
5. 内部統制報告	2
6. 無届公開買付	14
0. その他	65
b. 協会・取引所ルール	
1. 適時開示	53
0. その他	2
c. その他	
1. ガバナンス等	27
0. その他	223
(小 計)	835
C. 金融商品取引業者等	
a. 禁止行為等	
1. 断定的判断を提供した勧誘	20
2. 無断売買	57
3. 損失保証・補てん	4
0. その他法令違反	153
b. 業務の運営状況	
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122
2. システム関連	141
0. その他営業姿勢に関するもの	752
c. 経理	
1. 法定帳簿に関する不正	20
2. 財務の健全性・リスク管理	25
d. 協会・取引所ルール	
1. 自主ルール違反	12
e. その他	
0. その他	43
(小 計)	1,349
D. その他	
a. 意見・要望等	
1. 委員会に対する意見等	34
2. 証券行政・政策に対する意見等	107
b. その他	
1. 無登録業者	208
2. 未公開株	471
3. ファンド	29
0. その他	196
(小 計)	1,045
合 計	7,118

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い呑み及び吞行為の禁止規定は廃止されている。

### 3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）

平成 21 年 2 月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、以下のような情報が多数寄せられている。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者(注)が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった行為を行っている。

(注) 寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁と証券監視委は、ホームページで注意喚起を行うとともに、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。さらに、平成 21 年 6 月 19 日には、金融庁と証券監視委の連名で報道機関に対して注意喚起を行った(附属資料 269 頁から 270 頁参照)。

これらの注意喚起においては、

- ・ 金融庁や証券監視委の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ないこと、
  - ・ 金融庁や証券監視委の職員を装ったこのような悪質な電話を受けた場合には、下記の金融庁金融サービス利用者相談室又は証券監視委の情報受付窓口まで情報をご提供いただくとともに、最寄りの警察署にご相談いただきたいこと、
- などを呼びかけているところである。

#### 情報の受付窓口

##### ○金融庁金融サービス利用者相談室

電話 (ナビダイヤル) : 0570-016811

※ (IP 電話・PHS からは) 03-5251-6811

FAX : 03-3506-6699

##### ○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通 : 03-3581-9909

FAX : 03-5251-2136

代 表 : 03-3506-6000 (内線 3091、3093)

## 第3 市場動向分析

### 1 概要

証券監視委では、収集した情報・資料を基に、金融・資本市場の動向を幅広く分析している。特に最近では、発行市場において、上場企業による不適切なファイナンスや不公正取引の温床となることが懸念されるファイナンスが多く見られることから、発行市場の動向の分析にも注力してきている。また、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視への取組みという観点から、新たな金融商品や取引形態に関する動向の分析を強化している。

### 2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

近年、発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当等のファイナンスが頻繁に見られる。こうした発行市場における不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて流通市場における相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生している。

こうした不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委では、証券取引所の上場管理・上場審査部門や売買審査部門と緊密な連携を図りつつ、発行市場と流通市場の双方を見渡した情報収集・分析を行っている。具体的には、上場企業に係る開示情報や証券取引所からの情報、一般投資家や市場関係者等からの情報などを収集・分析し、不公正ファイナンス事案の監視に努めている（証券監視委の取組み全体の詳細は第2章第1を参照）。

### 3 新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視

証券監視委では、市場において、取引規模や重要性が近年増してきているような新たな金融商品や取引形態について、市場の公正性の確保、投資者の保護、金融商品取引業者の健全性・内部管理態勢といった観点からどのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ、タイムリーに情報収集・分析を行っている。こうした取組みにより、金融・資本市場全体に対する包括的な市場監視の実現を図っている。

平成21年度におけるこうした分析の事例としては、CDS取引、証券CFD取引、いわゆる「ダークプール」に関するものが含まれる（詳細は第2章第3を参照）。

こうした分析の結果については、証券監視委や各財務局等の証券取引等監視官部門において共有し、今後の市場監視に役立てていくとともに、必要に応じて金融庁の関連部局や自主規制機関等に対しても情報提供を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

また、最近の新たな市場の動向として、東京証券取引所において平成22年1月から稼動した新たな株式売買システム「arrowhead」による注文応答・情報配信の高速化や、「arrowhead」の稼動に合わせて行われた売買制度の見直しなども踏まえ、「arrowhead」稼動後の取引パターンの変化等についても注視しているところである。

## 第4 取引審査

### 1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄

- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

## 2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料 152 頁以下参照）。

## 3 取引審査の実績

### (1) 実績

平成 21 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数	平成 21 年度 (平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月)	(参考) 平成 20 事務年度 (平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月)
合 計	749	1,031
証券監視委	319	493
財務局等	430	538
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	94	132
内 部 者 取 引	649	889
そ の 他	6	10

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、取引の規模の大小を問わずつぶさに分析することによって、事実関係の解明に努めている。

特に平成 21 年度においては、最近の市場環境の変化や不公正取引の動向等を踏まえ、取引審査に有益と考えられる手法を積極的に取り入れることにより、個々の取引審査の審査内容につき一層の充実を図ったところである。

また、第 3 の 2 で述べたように、近年の状況を踏まえ、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の強化に努めているが、こうした情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

### (2) 主な審査事例

平成 21 年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 価格形成に関して審査を行った事例
- イ A社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
  - ロ B社の株式に関して、証券取引所から、特定委託者による見せ玉的な発注形態が認められるとの報告があったため、更に詳細な審査を行った。
  - ハ C社の株式に関して、証券会社から、特定委託者による相場操縦行為が認められ、注意喚起や新規取引停止といった措置を講じたとの報告があったことから、審査を行った。
  - ニ D社が、重要事実に該当する情報を公表したところ、その株価は公表の翌日以降急騰した後、一定の値幅で推移していたが、その後、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰し、その後も乱高下を繰り返していた。このような株価推移の中、証券会社や一般投資家から、特定委託者が相場操縦行為を繰り返しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。
- ② 内部者取引に関して審査を行った事例
- イ E社が、F社株式を公開買付け（TOB）する旨を公表したところ、F社の株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
  - ロ G社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
  - ハ H社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
  - ニ I社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。
- ③ その他の観点から審査を行った事例
- イ J社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、不自然な多額の現金出金が行われているとの情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。
  - ロ K社が第三者割当による新株式発行等のファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおける現物出資債権の実存性や割当先等に疑念があるといった情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。

#### 4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている（なお、市場規律の強化に向けた取組みの中での自主規制機関との連携については、第2章第4で詳述している）。

##### (1) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子

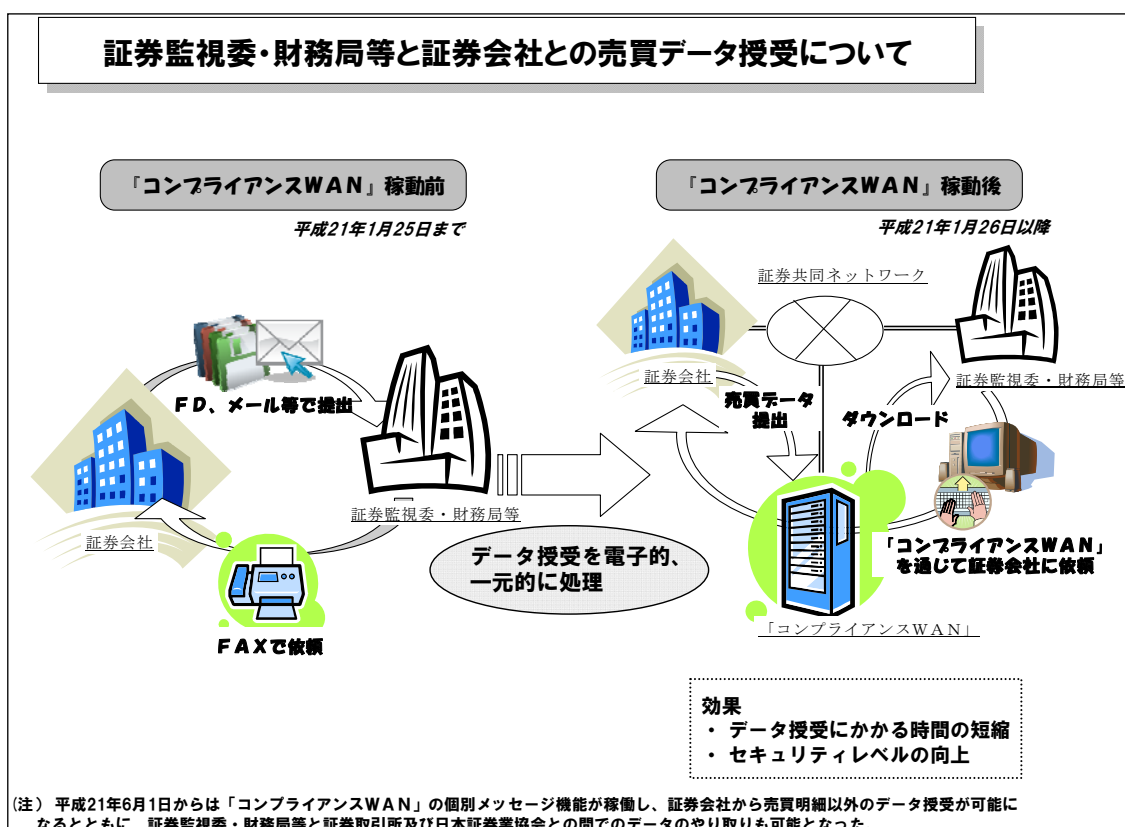


的に処理するシステムであり、日本証券業協会及び証券取引所を中心として検討が進められた結果、構築・運用される運びとなったものである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
  - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
  - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。

「コンプライアンスWAN」が稼働を開始した平成21年1月26日から証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用しているほか、同年4月からは他の証券取引所、日本証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社も利用を始めている。なお、同年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となっている。

※ なお、証券監視委・財務局等においては、当初「コンプライアンスWAN」の利用に当たっては専用端末を使用していたが、平成21年度中に、「コンプライアンスWAN」を金融庁LAN及び財務局WANに接続（金融庁LAN：平成21年9月1日、財務局WAN：平成22年2月1日）する作業が完了し、その結果、現在では各証券取引審査官の自席PCでの利用が可能となっている。



## (2) 内部者取引の防止に向けた取組み

証券監視委は、内部者取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化策について日本証券業協会を中心に検討が行われている「内部者取引防止に関する内部管理態勢

等検討ワーキング」に証券取引所と共に参加している。平成 20 年 5 月に同ワーキングが取りまとめた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」を踏まえ、これまでに

- ① 日本証券業協会において「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」が制定され（平成 20 年 10 月 14 日制定、平成 21 年 3 月 1 日施行）、協会の役職員による取引の管理体制が整備
- ② 日本証券業協会において「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が一部改正（平成 20 年 10 月 14 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行）
- ③ 東京証券取引所において「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」が一部改正（平成 20 年 12 月 25 日改正、平成 21 年 4 月 1 日施行）される等の対応がなされている。

特に上記②によって、日本証券業協会の協会員は、内部者取引のおそれがあると認識した場合に証券監視委及び日本証券業協会へ報告することが求められることとなり、平成 21 年 4 月以降、当該報告（売買審査結果報告書）が証券監視委に寄せられている。証券監視委としては、当該報告を内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報などとして役立っているところである。

## 第 5 今後の課題

市場分析審査業務は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行い、さらに必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば情報の入口としての機能を果たしている。市場分析審査業務における成果がその後の証券検査、課徴金調査、犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

このような観点から、現下の市場動向を踏まえて、今後は特に以下のような取組みを強化していくこととしている。

- (1) 東京証券取引所において新たな株式売買システム「arrowhead」が平成 22 年 1 月に稼働し、注文応答や情報配信が高速化したことに伴い、取引パターンや市場構造が変化していくことが想定されることから、そうした動向を注視しつつ、システム面での対応も含め、取引審査を的確に実施するために必要な対応を行っていく。
- (2) 市場において取引規模や重要性が増している新たな金融商品や取引形態について、引き続きタイムリーに情報収集・分析を行い、不公正取引等のリスクの把握に努めていく。
- (3) 自主規制機関による市場監視や証券会社による売買管理との間で連携を図り、市場監視機能の全体としての向上に努めていく。
- (4) 特に、発行市場における不適切なファイナンスとそれに起因する様々な不公正取引等に対しては、関係機関との連携を一層強化することにより、市場監視の実効性の向上を図っていく。
- (5) クロスボーダー取引を用いた不公正取引に対する監視強化のため、海外証券規制当局との間で、情報交換枠組み（多国間MOU等）の活用等を通じて、積極的に連携していく。

## 第4章 証券検査

### 第1 概説

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

証券監視委は、平成4年の発足以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに業規制の対象となり、また、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となった。

更に、平成21年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律に伴い、平成22年4月からは、信用格付業者及び指定紛争解決機関等に対する検査権限が付与され、証券監視委による検査の範囲がさらに拡大した。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等（金商法第56条の2第1項、第194条の7）
- ② 取引所取引許可業者（金商法第60条の11、第194条の7）
- ③ 特例業務届出者（金商法第63条第8項、第194条の7）
- ④ 金融商品仲介業者（金商法第66条の22、第194条の7）
- ⑤ 信用格付業者（金商法第66条の45第1項、第194条の7）
- ⑥ 認可金融商品取引業協会（金商法第75条、第194条の7）
- ⑦ 認定金融商品取引業協会（金商法第79条の4、第194条の7）
- ⑧ 投資者保護基金（金商法第79条の77、第194条の7）
- ⑨ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第103条の4、第194条の7）
- ⑩ 株式会社金融商品取引所の主要株主（金商法第106条の6、第194条の7）
- ⑪ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第106条の16、第194条の7）
- ⑫ 金融商品取引所持株会社の主要株主（金商法第106条の20、第194条の7）
- ⑬ 金融商品取引所持株会社（金商法第106条の27、第194条の7）
- ⑭ 金融商品取引所（金商法第151条、第194条の7）
- ⑮ 自主規制法人（金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7）
- ⑯ 外国金融商品取引所（金商法第155条の9、第194条の7）
- ⑰ 金融商品取引清算機関（金商法第156条の15、第194条の7）
- ⑱ 証券金融会社（金商法第156条の34、第194条の7）
- ⑲ 指定紛争解決機関（金商法第156条の58第1項、第194条の7）
- ⑳ 投資信託委託会社等（投信法第22条第1項、第225条）

- |  |   |
|--|---|
| 21 投資法人の設立企画人等                           | (投信法第 213 条第 1 項、第 225 条)   |
| 22 投資法人                                  | (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条)   |
| 23 投資法人の資産保管会社等                          | (投信法第 213 条第 3 項、第 225 条)   |
| 24 投資法人の執行役員等                            | (投信法第 213 条第 4 項、第 225 条)   |
| 25 特定譲渡人                                 | (SPC法第 209 条第 2 項において準用する<br>第 217 条第 1 項、第 290 条)                |
| 26 特定目的会社                                | (SPC法第 217 条第 1 項、第 290 条)  |
| 27 特定目的信託の原委託者                           | (SPC法第 286 条第 1 項において準用する<br>第 209 条第 2 項 (第 217 条第 1 項)、第 290 条) |
| 28 振替機関                                  | (社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)                                  |
| 29 その他、上記①から②8 までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者 |   |
- (注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項 (附則第 5 条により読替え))

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している (ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うことになる。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

さらに、金商法第 51 条により、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施している。

近年、証券検査を取り巻く環境は、①検査対象業者が大幅に拡大・増加したこと、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大手業者の経営危機予防の必要性が高まったこと、③ITシステムの金融商品取引への浸透（インターネット取引、アルゴリズム取引等）が進んでいる等大きく変化を遂げている。

このため、平成21年度においては、検査の効率的・効果的な実施の観点から、リスク・ベースでの検査計画の策定や、検査の事前分析の充実に努めた。また、特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者等については、金融庁や海外当局等と連携しながら、財務の健全性を含めたリスク管理態勢の検証の充実に努めた。

このように環境変化への対応を図る一方、過去の検査において法令違反等が横断的に認められた投資・助言代理業者や、平成19年の金商法の施行に伴い新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）を扱う第二種金融商品取引業者等に対し、集中的に検査を行う等の対応を行った（本章第4～第7参照）。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から「信用格付業者検査マニュアル」の策定や「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正を行い、平成22年3月に公表した（本章第3参照）。

また、従来より四半期ごとに公表している検査における主な指摘事項についても、各業界から意見・要望等を募集し、寄せられた意見等を踏まえ、平成21年10月公表分より、①従来のPDF形式に加え、エクセル形式にて掲載することにより、利用目的に合わせた加工を可能とする、②指摘事項の掲載を2年分から5年分へ拡大するといった改善を行った。

## 第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成21年から4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年間を検査年度として行っている。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その年度中に検査を行う予定の業者数等を定めている。

## 平成 21 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第 1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を目指して市場監視を行うことにある。証券検査は、そのために証券監視委に与えられた重要な手段の 1 つである。

近年の検査対象業者の範囲の拡大や今般のグローバルな金融危機などを踏まえると、より木目の細かい検査対応がこれまで以上に必要となってきた。金融商品取引法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は、数百社余りの証券会社から、9 千社以上もの多種多様な業態を包含する、金融商品取引業者等へと大幅に増加している。こうした状況においては、同じ検査手法を一律に適用するのではなく、業態や業者ごとの規模やリスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースの柔軟なアプローチが証券検査において重要となってきた。そして、証券検査の効率性と実効性の一層の向上を図る観点から、取引の公正確保を基本としつつ、公益の確保や投資者保護をも念頭に、内部管理態勢に着目した検査も一層充実させていく必要がある。

こうした検査を支えるのは、ゲートキーパーとしての市場仲介者たる金融商品取引業者の公共的な役割発揮に対する強い期待である。証券監視委には、ゲートキーパーとともに、市場に対する監視の幅と奥行きを拡げていくことが期待されている。そして、それは、対話を重視するベター・レギュレーションの考え方とも整合的である。

また、証券検査は、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指す必要がある。今般のグローバルな金融危機は、資本市場や金融商品取引業者に対する検査・監督のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなっている。グローバルに活動する金融商品取引業者の破綻は、市場に大きな混乱をもたらし、場合によっては、システム・リスクを引き起こす可能性がある。さらに、今日の資本市場の機能発揮は、IT システムに深く依存するようになってきている。証券検査に対しては、金融商品取引業者における財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも、十分に目配りする役割も期待されている。

証券監視委としては、こうした大きな変化に対応するため、証券監視委の基本的使命を踏まえつつ、これまで以上に、効率的かつ効果的な検査を追求する必要がある。こうした観点から、昨年 9 月 17 日に「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げ、計 10 回の議論を重ね、昨年 12 月 25 日には当プロジェクトの検討状況について公表したところである。当プロジェクトにおいては、効率的かつ効果的な証券検査の向上策として、予告検査の試行的な導入、検査中の対話の充実、検査の品質管理等について、今年度から実施に移せるものは速やかに実施に移す方向で議論を進めている。予告検査の試行的な導入や経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）等一定の方向性が固まった項目については、現在、パブリック・コメント中である検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」に盛り込んだところである。

ここで述べている「効率的な検査」とは、金融商品取引業者等における内部管理態勢の充実、そして市場規律の強化による、金融商品取引業者等自身による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことである。また、「効果的な検査」とは、検査の結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善、ひいては市場参加者による信頼の向上に確実に結びつくような検査を行うことである。そして、こうした効率的かつ効果

的な検査を実現するためにも、金融商品取引業者等との対話と、関係部局等との連携は、不可欠な前提であると考え。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行う。

- ① 法令や市場ルールに関する違反行為の検証を行うことを基本としつつ、公益の確保や投資者保護を念頭に、金融商品取引業者等の規模・特性を踏まえた上で、その背景となる金融商品取引業者等の内部管理態勢等の適切性の検証にも着目した検査を行う。
- ② 検査対象先の選定にあたっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行う。
- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティングを実施するなど双方向の対話等を重視した検査を行う。
- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

他方、サブプライムローン問題を通じて顕在化した、証券化商品の世界的な広がり、それに伴うリスク管理上の問題を踏まえ、特に、証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者の引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等に着目して検証を行っていく必要がある。

また、証券・銀行等間のファイアーウォール規制が見直され、利益相反管理体制の構築が求められることから、証券監視委としては、これに対する検証も必要となる。

さらに、証券監視委は、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心を持って、建議を含めた適切な対応を図っていくこととする。

## 2. 平成 21 年度の検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けて

#### ① リスクに基づいた密度の濃い検査

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。その際、市場をめぐる横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。さらに、業務改善命令が行われた問題点や検査で指摘した問題点の改善状況を中心に検証を行う特別検査（「フォローアップ検査」）も必要に応じ実施する。

#### ② 関係部局等との連携強化

検査の効率性及び実効性を高めるため、検査官に対するバックオフィスによるサポート体制のさらなる充実を図る。また、財務局監視官部門との間においても、検査手法や問題意識を共有するため、証券監視委によるサポート体制の強化に加え、合同検査の積極化や検査官の交流等を図る。

また、金融商品取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融商品取引を展開する金融商品取引業者等の検査を適切に行うため、関係部局等との連携をさらに強化し、問題意識の共有と目線の統一を目指す。

- ・ 監督部局との間では、適切な役割分担のもと、監督を通じて把握された検査に有効な情

報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。

- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を一層強化する。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関ごとに設置することとされた監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と適切な連携を図る。

### ③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、先述の業務点検プロジェクトの検討状況において、予告検査の試行的な導入や経営陣を交えたミーティング等一定の方向性が固まった項目については、「証券検査に関する基本指針」に盛り込み、パブリック・コメントに付したところである。また、役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、金融グループとしての総合的な内部管理体制の構築を促進する観点から、利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、こうした体制整備に係る検査権限が証券監視委に付与された。これを踏まえ、検査の着眼点等を「金融商品取引業者等検査マニュアル」に盛り込み、同じくパブリック・コメントに付したところである。

### ④ 金融商品取引業者等の自助努力（内部管理態勢のあり方）の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部管理態勢面からも検証する。内部管理態勢のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な管理体制のみならず、その有効性及び実効性についても深度ある検証を行う。なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。

### ⑤ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証を行う。特に、利益相反取引については、金融グループとしての利益相反管理体制の整備が義務付けられることから、グループ会社に係る取引に伴い、顧客の利益が不当に害されていないか等その実効性について検証する。さらに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

## (2) 重点検証分野

### ① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが極めて重要であることから、その役割を適切に果たしているかについて検証する。



このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出について、社内基準の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時における本人確認が適切に行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

さらに、システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないように、引き続きシステムリスク等が適切に管理されているかについて検証する。

## ② 金融商品取引業者等のリスク管理態勢に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつも、必要に応じ、リスク管理態勢のあり方にも着目した検証を行う。

リスクには、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等があるが、今日の資本市場の機能発揮は、ITシステムに依存していることから、システムリスクを念頭におく必要がある。さらに、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえると、システムック・リスクを含め、市場への影響も勘案する必要がある。こうした点を踏まえ、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査においては、システムリスクや財務の健全性の確保を含め、リスク管理態勢を広く検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者についても、区分管理の適切性や、財務の健全性確保を含めたリスク管理態勢を検証する。

## ③ 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

## ④ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、利害関係者からの資産取得等に係る善管注意義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデュエリジェンスが有効に機能しているかについて検証する。

## ⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態

勢等についても検証する。

⑥ 投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

他方、顧客対応の検証に当たっては、必要に応じ、株券電子化後の株式等振替制度のもと、金融商品取引業者の業務が適切に行われているかについても検証する。

⑦ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

⑧ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等についても、必要に応じ、その実態把握に努めることとする。

⑨ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

## 第2 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者等

130社（うち財務局等が行うもの110社）

投資運用業者、投資助言・代理業者

65社（うち財務局等が行うもの35社）

自主規制機関 必要に応じて実施

第二種金融商品取引業者等 必要に応じて実施

（注）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

### 第3 信用格付業者検査マニュアルの策定及び金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

#### 1 策定及び改正の経緯

証券監視委は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）が平成22年4月1日に施行されたことに伴い、信用格付業者に対する検査権限が証券監視委へ付与されたことから、信用格付業者検査マニュアル（案）を作成した。また、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成21年7月3日公布）の施行等に伴い、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務化、区分管理方法の金銭信託への一本化、並びに有価証券店頭デリバティブ取引（証券CFD取引）への分別管理義務等の措置が導入されたことを踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルの改正案を作成し、それぞれについて、平成22年1月27日から同年3月1日までの間パブリック・コメントに付した上、同年3月31日に公表した。

なお、これらの検査マニュアルについては、平成22年4月1日以降に着手した検査から活用している。

#### 2 策定及び改正のポイント

##### (1) 信用格付業者検査マニュアルの策定

当該検査マニュアルは、改正法や関連政府令の内容も踏まえ、以下のような構成とした。

- ① 経営管理態勢
- ② 業務管理体制の整備
- ③ 禁止行為の防止に関する態勢
- ④ 情報開示に関する態勢
- ⑤ 監査に関する態勢
- ⑥ 外国法人に係る留意点
- ⑦ その他

##### (2) 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

- ① 個人向けFX取引及び証券CFD取引について、金融商品取引業者がロスカット取引を行うための体制整備等に係る確認項目を追加した。
- ② 証券CFD取引における保証金について、分別管理に係る確認項目を追加した。
- ③ FX取引における保証金について、区分管理に係る確認項目を追加した。

### 第4 検査実績

#### 1 検査計画及びその実施状況

(1) 平成21年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

##### ① 第一種金融商品取引業者等

平成21年度においては、第一種金融商品取引業者等130業者に対する検査を計画し、実際には、115業者（第一種金融商品取引業者90業者（旧国内証券会社72業者、旧外国証券会社6業者、旧金融先物取引業者12業者）、登録金融機関24業者、金融商品仲介業者1業者）に対し検査に着手した。

平成21年度に検査着手したもののうち、84業者（第一種金融商品取引業者62業者（旧国内証券会社48業者、旧外国証券会社5業者、旧金融先物取引業者9業者）、登録金融機

関 21 業者、金融商品仲介業者 1 業者) については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 20 検査事務年度(ただし、平成 20 年 7 月から同 21 年 3 月末まで、以下同じ)において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった 36 業者(第一種金融商品取引業者 30 業者(旧国内証券会社 20 業者、旧外国証券会社 2 業者、旧金融先物取引業者 8 業者)、登録金融機関 6 業者)については、平成 21 年度中にすべての検査が終了している(附属資料 164 頁以下参照)。

(注) 検査が終了したものとは、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものをいう。

ただし、被検査会社等の事情により検査結果通知書の交付を行わないこともある。

## ② 投資運用業者、投資助言・代理業者等

平成 21 年度において、投資運用業者、投資助言・代理業者 65 業者に対する検査を計画し、実際には、投資運用業者 18 業者及び投資助言・代理業者 45 業者の計 63 業者に加え、投資法人 9 業者について、その資産運用を行っている投資運用業者と同時に検査したことから、計 72 業者に対し検査に着手した。

平成 21 年度に検査着手したもののうち、投資運用業者 14 業者、投資法人 7 業者及び投資助言・代理業者 38 業者の計 59 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 20 検査事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資運用業者 4 業者、投資法人 4 業者及び投資助言・代理業者 8 業者の計 16 業者については、平成 21 年度中にすべての検査が終了している。

## ③ 自主規制機関等

平成 21 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、自主規制機関 5 機関に対し検査に着手し、すべての検査が同年度中に終了している。

また、平成 20 検査事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった自主規制機関 3 機関については、平成 21 年度中に検査が終了している。

## ④ 第二種金融商品取引業者

平成 21 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、23 業者に対し検査に着手し、うち 8 業者について同年度中に検査を終了している。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局宛に意見申出書を提出することができ、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果(案)を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成 21 年度に検査が終了した検査において、金融商品取引業者等 2 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行っている。

(2) 平成 21 年度に検査が終了したもの(平成 20 検査事務年度以前に検査着手したものを含む。)のうち、重大な法令違反が認められた 21 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局

等が行政処分等を行っている（本章第7参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

(3) 平成21年度における特色は、以下のとおりである。

平成20検査事務年度に引き続き、効率的・効果的な検査実施に向け、業種や規模・特性を勘案の上、当該業者において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査に努めた。

例えば、海外当局と連携しつつ、大手証券会社に対するフォワードルッキングな観点に重点を置いた検査を行う一方、過去の検査において重大な法令違反が多数認められた投資助言・代理業者や、平成19年の金商法施行後、新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）業者に対し、法令違反行為の有無の検証を集中的に行い、重大な問題が認められた業者に対して行政処分を求める勧告を行った。

別表 平成21年度の検査実施状況

(参考)

	検査計画	検査着手	検査終了	検査対象業者等数
第一種金融商品取引業者	130	90	62	352
登録金融機関		24	21	1,143
金融商品仲介業者		1	1	577
第二種金融商品取引業者	—	23	8	1,312
適格機関投資家等特例業務届出者	—	1	0	3,864
投資運用業者	65	18	14	319
投資助言・代理業者		45	38	1,228
投資法人	—	9	7	52
自主規制機関	—	5	5	12
その他	—	0	0	—

(注1) 検査終了欄は、平成21年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

(注2) 被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが17支店（うち、検査を終了したものは13支店）ある。

(注4) 検査対象業者等数は、平成22年3月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成21年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者119人・日（旧国内証券会社129人・日、旧外国証券会社163人・日、旧金融先物取引業者45人・日）、第二種金融商品取引業者60人・日、投資運用業者等153人・日、投資助言・代理業者21人・日、登録金融機関33人・日、金融商品仲介業者18人・日、自主規制機関89人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は20人・日、最多検査投入人員は1051人・日となっている。

## 第5 集団投資スキーム（ファンド）に対する検査

平成19年の金商法の施行に伴い、新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）を扱う第二種金融商品取引業者等（以下、ファンド業者）に対し、証券監視委は、財務局等監視官部門とともに、平成21年度から本格的に検査を開始したところ、法令違反事例が相次いで発見され、無登録で私募の取扱いを行っていた業者等を含む8業者に対して処分勧告を行った（詳細については、本章第6、第7参照）。

具体的には、ファンド業者において、分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明な状況等）、顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生じせしめる表示、業者自らが登録業務を逸脱している状況や、無登録業者に名義貸し等を行う等の法令違反が明らかとなった。

証券監視委がこうした取組みを進める中、警察庁において、いわゆるファンドによる資産形成事犯が後を絶たない状況に鑑み、平成22年3月、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」が設置された。これは、問題のあるファンド業者に対し、関係機関が担っている権限及び役割に応じて、効果的・効率的な取組みを行うことで、悪質業者の撲滅及び被害の拡大防止を図っていく目的で設置されたものであり、構成機関として、警察庁、金融庁、証券監視委、オブザーバーとして、警視庁等首都圏警察及び関東財務局が参加している。

証券監視委としては、引き続き、財務局等監視官部門との連携の下、ファンド業者に対する検査を進めるとともに、検査において無登録業者等が認識された場合においては、資産形成事犯対策ワーキングチーム等を通じ、金融庁や捜査当局等との連携の下、対応することとしている。

## 第6 検査結果の概要

平成21年度に検査が終了した金融商品取引業者等の主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第7で詳細を記述する(注)。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

(注)平成21年4月～6月の事案については、平成20事務年度版に掲載。

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成21年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計139業者であり、67業者において問題点が認められた。これら67業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは11業者、投資者保護に関するものは18業者、財産・経理等に関するものは21業者、その他業務運営に関するものは37業者となっている。

#### (1) 不公正取引に関するもの

- ① 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第19号〕
- ② 対当売買に係る売買管理態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕

当社においては、売買審査システムの開発等に当たり、システム開発業者に対するシステム設定依頼等が適切に行われなかったことや、当該システムの適正な設定、稼動状況の

確認が行われていなかったことなどから、当該システム導入後、売買審査において対当売買が抽出されておらず、対当売買に係る売買審査が行われていなかった。

**③ 空売り価格規制の潜脱行為を防止する態勢が不十分な状況〔金商法第 162 条第 1 項第 1 号〕**

当社は、インターネットによる株式取引の受託業務において、同一銘柄で 51 単元未満の株式の信用取引の新規売り注文について、一定の条件により複数回の注文株数を合計して顧客を抽出し（以下この(1)③において、当該合計した注文を「一口注文」という。）、抽出回数に応じて、当該顧客へ警告文書等の送付又は信用新規売りの取引停止を行うことにより、空売り価格規制の潜脱防止を図っている。しかしながら、一口注文として抽出した顧客の中には、空売り価格規制に抵触している顧客が認められたほか、当社が信用新規売りの取引停止を行ったにもかかわらず、口座の抹消等の措置を採っていないことから、複数の顧客により、繰り返し空売り価格規制に抵触する価格による取引が行われていた。

**④ 対当売買に係る売買審査等に関する内部管理態勢の不備**

イ 当社は、売買審査レポートにおいて、日々大量の対当売買に該当する約定が抽出されていたにもかかわらず、担当部長より、同一の裁定取引戦略の中で意図的に対当売買を行うことはなく、真に対当している事例はないとの回答を受領したことから、その後も対当売買に係る売買審査を行わなかった。

ロ 当社においては、(a) 本人確認の未実施等、(b) 法定帳簿における法定項目の誤記載等、(c) 関係会社に関する報告書の未提出等、(d) 縦覧資料等に関する誤記載等に関する法令違反が認められ、当該法令違反を防止する態勢及び検証する態勢が十分に整備されていないといった内部管理態勢の不備が認められた。

**⑤ DMA取引に係る売買審査態勢の不備**

当社は、イ 自主規制機関から不公正取引の疑いがある旨の情報提供を受けたにもかかわらず、当該取引に関する検証を行っていない、また、ロ 売買審査の結果、当社の基準によると顧客に実態説明を求めべき取引であったにもかかわらず、顧客へのヒアリングを行っていないなど、当社のDMA取引に係る売買審査態勢には不備が認められた。

**⑥ 売買管理態勢の不備**

当社においては、大型の時価発行増資を行う銘柄について、公募価格決定日に、大量に当該公募株式の割当を受ける予定のヘッジファンドから大量の空売り注文を受託し、取引所外取引で当社自己勘定で買い付け、瞬時に買付価格と同値で市場に現物の売付注文として発注し、約定させている事例が、複数の顧客との間で、複数の銘柄で認められた。当該取引の結果、顧客にとって、空売り価格規制に抵触する価格による大量の株式の売却が可能となっていることのみならず、市場にとっても、当該売却された株式を当社が市場に売却注文として発注することにより、株価の形成に影響を与える余地があり、当該取引は、市場における公正な価格形成に影響を与え得る行為であった。

しかしながら、当社は、これらの取引について、当社の定める売買審査基準に該当しなかったことから、不公正取引防止の観点からの売買審査を行っていない。

**(2) 投資者保護に関するもの**

**① 不招請勧誘〔金商法第 38 条第 3 号〕**

当社部長等は、法令遵守より自身の収入を安定させることを優先し、FX取引契約に係る締結の勧誘を要請していない顧客に対し、電話をかけて当該契約に係る締結の勧誘を行った。

**② 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕**

**③ 外国為替証拠金取引に係る両建て取引の勧誘〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等**

府令第117条第1項第26号]

当社は、店頭外国為替証拠金取引について対面取引を行っている複数の顧客に対して、同一通貨間で買いと売りの両ポジションを保有する両建て取引の勧誘（及びその後の受託、執行）を行っていた。

④ 法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号並びに金商法第51条及び第64条の5第1項第2号〕

⑤ 投資信託の乗換勧誘に関し、重要な事項について説明を行っていない状況〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号〕

当社は、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、社内システムにより乗換えの対象となる投資信託に係る確認書を作成し、当該確認書を用いて顧客に対し重要事項の説明等を行っている。しかしながら、販売形態を取次会社から指定販売会社へ移行したことに伴い、銘柄コードが変更され、旧銘柄コードの際に顧客へ販売された投資信託につき当社が解約等の処理を行う場合には、当該システム上、概算損益に信託財産留保額等が反映されない状況となっており、当社はこれらが反映されていない確認書をもって乗換勧誘を行っていたため、顧客に対して、投資信託の乗換えコストを適切に説明していない状況となっていた。

⑥ 外国為替証拠金取引業務に関する顧客資産管理の不備〔金商法第46条の3第1項及び第46条の4〕

イ 当社は、証券業務に関し顧客から預託を受けた金銭について、信託銀行へ金銭信託を行い分別管理するとともに、FX業務に関し顧客から預託を受けた保証金についても、証券業務の分別管理用の信託口座において証券業務と合算で管理することとした。しかしながら、当社は、当該金銭信託に係る契約における受益者を「証券法第47条第2項に定める証券業に係る顧客」としていたため、FX業務に係る顧客につき、その預託した保証金が信託保全の対象とならないおそれのある状況となっていた。

ロ 当社は、顧客から預託を受けた保証金のうちカバー取引に必要な保証金につきカバー取引先へ送金しているが、当該送金額については、カバー取引先へ送金した時点で顧客から預託を受けた際に仕訳をした勘定科目から減額する方法にて経理処理を行っており、カバー取引先への預託額及び顧客からの受入額を貸借対照表に計上していなかった。

ハ 当社は、上記ロのとおり、不適正な貸借対照表を作成していたため、事業報告書につき誤った記載内容のあるものを財務局長に提出し、財産の状況に関する説明書につき誤った記載のあるものを公衆の縦覧に供していた。

ニ 当社においては、カバー取引に係る預託及び金銭信託の口座残高合計額と管理帳票上の預託保証金額の差額につき、適切に説明できない状況となっていた。

⑦ 営業員の不適切な営業姿勢

当社においては、イ 同一外貨建て商品間の乗換えに際し、顧客に対し十分な説明をせずに、一旦、円貨決済させた上で、再度、外貨決済させ、顧客に二重に為替スプレッドを負担させる、また、ロ 複数の同一外貨建て商品の約定代金を合算することにより、大口優遇サービス（為替スプレッドを優遇）を適用できるにもかかわらず、顧客に対し十分な説明を実施していない、といった事例が認められた。

(3) 財産・経理等に関するもの

① 顧客から預託を受けた保証金を自己の固有財産と区分して管理していない状況〔金商法第43条の3第1項〕

当社は、顧客からの預り保証金（区分管理必要額）の算出に際し、顧客取引において預り保証金を超えるロスカットが生じた場合の損失相当額を区分管理必要額から差し引き、



その総額を過少に算出していたことから、区分管理不足を生じさせていた。

② 自己資本規制比率の虚偽の届出等〔金商法第 46 条の 3 第 1 項、第 46 条の 4、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕

イ 当社は、業績が悪化する中、自己資本規制比率を 140%に維持することが最優先であるとし、退職慰労金に係る支払債務の存在を隠蔽するなどし、意図的にかさ上げをした虚偽の自己資本規制比率を算出したほか、前社長に対する短期貸付金の未弁済利息を未収収益に計上しないことにより、虚偽の自己資本規制比率を算出した。

ロ 当社は、上記イに起因して、

(a) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長へ提出した。

(b) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。

(c) 虚偽等の自己資本規制比率を財務局長へ届け出た。

(d) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

(e) 自己資本規制比率が 140%を下回ることとなったにもかかわらず、その旨を財務局長へ届け出なかった。

③ 自己資本規制比率の算出に係る不備〔金商法第 46 条の 3 第 1 項、第 46 条の 4、第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕

当社は、役職員に対する短期貸付金に係る取引先リスク相当額を計上しなかったこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、以下の行為を行った。

イ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出した。

ロ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。

ハ 算出誤りのある自己資本規制比率を財務局長に届け出た。

ニ 算出誤りのある自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

(4) その他業務運営に関するもの

① 取引一任勘定取引の受託・執行〔金商法第 29 条〕

② 顧客に対し特別の利益を提供する行為等〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号及び金商法第 39 条第 3 項に基づく金商業等府令第 119 条第 3 項〕

③ 損失補てん〔金商法第 39 条第 1 項第 1 号及び第 3 号〕

④ 有価証券等の性質につき顧客を誤認させるような勧誘行為、及び事故の確認を受けることなく行った損失補てん行為〔金商法第 39 条第 1 項第 3 号〕

当社は、外国籍オープンエンド契約型外国投資信託に係る受益証券を顧客に勧誘・販売した際、目論見書に記載された運用開始日から外国株式の組入れ等がなされ運用益が生ずる旨の説明を行っていたが、現地での証券取引に関する許認可取得の手続きが済んでいなかったことから、株式の組入れ等が 3 週間程度遅延した。そこで、当社は、当該投資信託につき株式の組入れ等が遅延した期間の株式指数の値上がりによる本投資信託の基準価額の上昇分相当価額について、本投資信託に対して補てんすることを決定し、本来、事故による損失補てんをする場合には当局の確認を受ける必要があるにもかかわらず、当該確認を受けることなく補てん行為を行った。

⑤ 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為〔金商法第 39 条第 1 項第 3 号〕

⑥ 事故確認を受けないで行った有価証券の売買に係る損失補てん〔金商法第 39 条第 1 項第 3 号〕

⑦ 電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づ

く金商業等府令第 123 条第 14 号]

- ⑧ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕
- ⑨ 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合の届出未済〔金商法第 50 条第 1 項〕  
当社は、純財産額が資本金の額に満たなくなった場合に該当することとなったにもかかわらず、その旨を財務局長に届け出ていなかった。
- ⑩ 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 56 条の 2〕
- ⑪ 検査忌避〔金商法第 198 条の 6 第 11 号〕
- ⑫ 利益相反管理態勢の不備

当社は、利益相反管理規程において、利益相反のおそれのある取引等について、利益相反管理統括部署等に照会し承認を得ることとしている（以下この(4)⑫において、当該手続きを「コンフリクトチェック」という。）。

こうした中、イ A 部長は、当該規程に基づき照会を行ったが、利益相反管理統括部署等のメールアドレスが変更されていたため、メールが到達していなかった。A 部長は、照会を行った場合に、利益相反管理統括部署等から承認の回答がなされない限り、当該案件を進めることはできないことを認識していたにもかかわらず、回答を確認しないまま取引を実行していた。ロ また、B 部長は、コンフリクトチェックの必要性を認識しておらず、照会を実施しないまま取引を実行していた。ハ さらに、利益相反管理統括部署は、利益相反管理規程において、定期的に業務担当部署における利益相反管理の状況について、適切な管理が行われているかを監視し、検証することとされているが、上記状況を看過するなど、適切に監視・検証を行っていなかった。

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 21 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 8 業者であり、9 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 9 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 7 業者、財産・経理等に関するものは 3 業者、その他業務運営に関するものは 1 業者となっている。

### (1) 投資者保護に関するもの

- ① 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第 24 条第 1 項、第 38 条第 1 号、同項第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号及び金商法第 42 条の 4〕
- ② 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第 31 条第 4 項、第 36 条の 3、第 37 条第 2 項、第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、金商法第 52 条第 1 項第 5 号及び同項第 9 号〕
- ③ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為〔金商法第 42 条の 2 第 7 号に基づく金商業等府令第 130 条第 1 項第 2 号〕
- ④ 出資金の使途が不明な状況〔金商法第 51 条〕
- ⑤ 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為〔金商法第 51 条〕
- ⑥ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況〔金商法第 51 条〕
- ⑦ 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

## (2) 財産・経理等に関するもの

### ① 定期定額購入サービスに係る顧客分別金の信託不足〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 10 号〕

当社は、自社の運用するファンドに係る募集について、顧客が毎月一定額の買付けを行うことができる定期定額購入サービスを提供しており、当該サービスに係る顧客からの当該ファンド購入代金の回収に当たり、業務委託先に代金回収業務を委託している。しかしながら、当社は、顧客銀行口座より業務委託先が引落としを実施した時点から顧客分別金信託が必要であるとは認識しておらず、当該サービスに係る購入代金について、顧客銀行口座より引き落とされる日から当社銀行口座（自己口）へ振り込まれる日までの間について、顧客分別金信託を行っていなかった。

### ② 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為〔金商法第 40 条の 3〕

## (3) その他業務運営に関するもの

### ○ 本人確認等義務違反〔犯収法第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 6 条第 1 項〕

当社における匿名組合契約を締結した出資者に係る本人確認等の実施状況を検証したところ、以下の事実が認められた。

イ 当社は、匿名組合契約の顧客について、本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった。

ロ 当社は、運転免許証等の本人確認書類の写しの送付を受けた顧客に対して、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していなかった。

ハ 当社は、法人顧客において取引の任に当たっている者から本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった。

ニ 当社は、上記イ及びロの顧客について、本人確認記録を作成していなかった。

## 3 投資運用業者等に対する検査

平成 21 年度に検査が終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。以下本章において同じ。）は計 29 業者であり、12 業者において問題点が認められた。これら 12 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 1 業者、投資者保護に関するものは 2 業者、その他業務運営に関するものは 9 業者となっている。

### (1) その他業務運営に関するもの

#### ① 電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況等〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号〕

イ 当社は、業務委託先及びその再委託先業者に対して、当社が業務上利用するシステムの ID/パスワード等を周知していたため、業務委託先等の担当者による当該システムへの複数の不正アクセス（ユーザー以外の者が行うアクセス）が認められた。

ロ 当社においては、(a) 業務委託先の選定基準、評価基準等が定められていない、(b) システムの所管部署が不正アクセスの発生を「障害」と認識せず、経営陣等へ報告していない、(c) 内部監査部署が不正アクセスに係る問題点を経営会議へ報告するなどしたにもかかわらず、経営陣は措置を講じていない、などといったシステムリスク管理態勢上の不備等が認められた。

#### ② 物件管理に係る利益相反管理態勢の不備

当社は、業者選定の際に、正当な理由なく利害関係人等をそれ以外の者よりも優先して選定しないこと等を定めチェックを行うとしているものの、判断根拠を具体的に示さないまま、利害関係人等の業者を選定するなど、自ら定めた規程の実効性が確保されない状況にあり、当社の利益相反管理態勢には不備が認められた。

#### ③ 長期フォワード・コミットメント物件取得に係る運用リスク管理態勢の不備

当社は、不動産評価額が売買契約額を下回り含み損が発生しており、含み損が違約金額を超過するような長期フォワード・コミットメント物件の取得に当たり、含み損と違約金額の比較検討及び当該比較検討を踏まえ現状の取得方針を変更するか否かなどについての検討を、迅速かつ適切に行うべきところこれらを行っておらず、当社における長期フォワード・コミットメント物件取得に係る管理態勢には不備が認められた。

#### ④ システムリスク管理態勢の不備

イ 当社は、システム管理を委託している外部委託先に対して、各部署からのリモートログイン申請に基づきログインパスワードを都度貸し出し、各種作業を行わせることとしているが、当社においては、当該申請が実施されず、システム統合時に外部委託先に対して付与したパスワードが継続的に使用されており、その状況が看過されているなど外部委託先管理態勢の不備が認められた。

ロ 当社は、事務手続において、システム障害を認識した部署がシステム障害全てについてシステム管理部へ報告し、システム管理部が障害管理記録票を起票した上で、障害発生状況をリスク管理委員会に報告することとしている。しかしながら、システム管理部は、一部の障害について障害管理記録票を起票・回付しておらず、リスク管理委員会へ報告していないなど、システム障害管理態勢の不備が認められた。

### 4 投資助言・代理業者に対する検査

平成 21 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 46 業者であり、32 業者において問題点が認められた。これら 32 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 29 業者、財産・経理等に関するものは 3 業者、その他業務運営に関するものは 9 業者となっている。

#### (1) 投資者保護に関するもの

① 無登録による有価証券の売買〔金商法第 29 条〕

② 無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為〔金商法第 29 条及び第 41 条の 3〕

③ 投資事業組合への出資の勧誘等〔金商法第 29 条〕

④ 広告に係る不備〔金商法第 37 条第 1 項〕

当社は、顧客に対して送付する勧誘資料において、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」における、「当該指標」並びに「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を記載していなかった。

⑤ 著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為〔金商法第 37 条第 2 項〕

⑥ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項〕

⑦ 法定交付書面の未交付〔金商法第 37 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 4 第 1 項〕

当社は、投資顧問契約を締結した全ての顧客に対して、イ 契約締結前交付書面を交付していなかった。また、ロ 契約締結時交付書面も交付していなかった。

⑧ 投資顧問契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕

当社は、投資顧問契約の見込顧客に対して郵送する勧誘資料において、当社内の特定の部署を記載し、当該部署が企業調査分析を行っているとしているが、実際には当該部署は存在しないなど、事実と相違する虚偽の表示を行っていた。

⑨ 広告審査態勢の不備

当社は、ホームページ上に、当社が助言を行った銘柄につき助言後の株価上昇率等を掲載しているが、広告について正確な内容を掲載するための実効性のある検証態勢を構築していないことから、株価上昇率等に関し事実と異なる表示を行っていた。

## (2) 財産・経理等に関するもの

### ① 虚偽の事業報告書等の提出等〔金商法第47条の2及び第47条の3〕

当業者は、投資顧問契約を全く締結することができていなかったにもかかわらず、業者としての信用力を高くみせるため、複数の投資顧問契約があり収入を得たとする虚偽の事業報告書等を作成し、財務局長へ提出した。また、当業者は、説明書類について、虚偽の内容を記載したものを事務所に備え置き、公衆の縦覧に供した。

### ② 事業報告書の虚偽記載〔金商法第47条の2〕

## (3) その他業務運営に関するもの

### ① 登録事項の変更の届出未済〔金商法第31条第3項〕

当社は、投資顧問業の登録に当たり、助言の対象として登録申請書に「証取法第二条に定める有価証券」と記載して登録を受け、その後、有価証券指数等先物取引に係る助言を開始したにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行わなかった。さらに、金商法施行に伴うみなし登録の申請に当たっても、市場デリバティブ取引に係る助言を行っているにもかかわらず、助言の対象として市場デリバティブ取引を記載せずに登録を受けたほか、その後も登録事項の変更を行わないまま、投資助言業務を行っていた。

### ② 報告徴取命令に対する虚偽報告〔金商法第52条第1項第6号〕

## 5 金融商品仲介業者に対する検査

平成21年度に検査が終了した金融商品仲介業者は1業者であり、当業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告を行っている。)

### ○ 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為〔金商法第29条及び第66条の12〕

## 6 自主規制機関に対する検査

平成21年度に検査が終了した自主規制機関等は8機関であり、2機関において問題点が認められた。これら2機関において、その他業務運営に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告は行っていないものの、自主規制機関に対して問題点を通知している。)

## 第7 証券検査の結果に基づく勧告

### 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

#### (1) 取引一任勘定取引の受託・執行〔金商法第29条違反〕

○ 北辰物産株式会社FX事業部長(当時。以下この(1)、(2)及び(3)において「A部長」という。)は、その業務に関し、当社において外国為替証拠金取引を行っていた顧客(以下この(1)において「顧客B」という。)との間で、当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の合意をし(取引一任勘定取引の受託)、当該顧客名義の口座において平成19年3月6日から9月4日までの間、C社名義の口座(顧客Bの仮名口座)において同月20日から平成20年3月5日までの間、それぞれ取引一任勘定取引を行った(約定件数合計約1,200件、売買手数料を含む損失合計約3,146万円)。

・ 勧告年月日

平成21年9月29日

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
全ての店頭デリバティブ取引業務の停止 6 か月
  - ② 業務改善命令（イ 経営陣自らが法令違反行為に関与したことを踏まえ、責任の所在を明確化すること、ロ 本件の法令違反行為の根本的な要因を究明し、法令違反行為の根絶に向けた再発防止策を策定すること、ハ その上で、経営管理態勢、内部管理態勢の抜本的な見直しを図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと、ニ 役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること、ホ 顧客に対し、本件処分について周知を図るとともに、顧客の意向に応じて適切な対応を行うこと）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為」及び(3)の「検査忌避」に係る処分を含む。
- ・ 外務員処分の内容  
FX事業部長 職務停止 11 週間

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為」に係る処分を含む。

(2) 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為〔金商法第 39 条第 1 項第 3 号違反〕

- 北辰物産株式会社は、平成 20 年 3 月 5 日、顧客 B から、上記(1)の取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補てんするよう要求を受け、当社代表取締役社長（当時。以下この(2)及び(3)において同じ。）及び常務取締役等は、当該顧客との間で当該損失の補てんに係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし、同月 28 日頃、当該損失補てんの要求を受け入れることとし、当該顧客に取引損金及び慰謝料等として約 3,197 万円を支払うことを決め、A 部長に対して同額を支払うよう指示した。

A 部長は、上記指示に従い、4 月 3 日、本件の取引一任勘定取引により生じた顧客 B の損失を補てんするため、当該顧客に対し、約 3,197 万円を支払った。

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名

(注) 勧告年月日、行政処分及び外務員処分の内容については、(1)の「取引一任勘定取引の受託・執行」を参照。

(3) 検査忌避〔金商法第 198 条の 6 第 11 号該当〕

- 今回臨店検査中において、北辰物産株式会社代表取締役社長は、当社が上記(2)の損失補てんに会社として関与していない旨の事実に反する供述をするよう A 部長に指示し、また、自らもその旨の虚偽供述を繰り返した。

さらにそのような中で、代表取締役社長は、平成 21 年 3 月 26 日、検査官から上記(1)及び(2)の法令違反行為に係る関係書類を提出するよう指示を受け、その旨を当社役職員に指示したところ、常務取締役から、当該法令違反行為に係る重要な証拠書類である和解書や領収書等の書類 5 点が保管されていることの報告を受けた。当該報告を受けた代表取締役社長は、上記虚偽供述の内容に相反しない書類 1 点だけを提出することとし、その他の書類 4 点については「常務取締役に任せる」旨の指示をしたところ、当該指示を受けた常務取締役は、そのうち 3 点の書類をシュレッダーにより裁断した。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(1)の「取引一任勘定取引の受託・執行」を参照。

(4) 電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号該当〕

- 株式会社MJは、平成 19 年 4 月から平成 20 年 11 月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも 74 件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害では、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。

しかしながら、当社においては、システム管理及びシステム障害発生時の対応に関する諸規程の整備が不十分であり、実効性を伴う内容となっていないこと、システム管理の殆どを担っている外部委託先の管理に関する規程・態勢が整備されていないこと、また、経営陣のシステムリスクに対する意識が低いことから、システム障害発生時の顧客対応においては、各部署が場当たりの対応に終始し、顧客から障害発生に起因する損失が発生したとして苦情等の申し出があったものについてのみ、損失補てん等の対応を行うなど、十分な対応がなされていない。また、システム障害発生時における顧客への影響の調査も外部委託先任せとし、調査結果を鵜呑みにしたことにより、システム障害に起因する顧客被害を見落としている事例が認められた。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰な状況が認められた。

- ・ 勧告年月日

平成 21 年 10 月 9 日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

- ① 業務停止命令

全ての店頭デリバティブ取引業務の停止 1 週間

- ② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ システム障害の発生原因を十分認識・検討し、対応方針を策定すること、その上で、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること、ハ システム活用ガイドの「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」という記載が、カバー取引が成立した後に注文を約定させていた顧客にとって、誤解を招く表示であった旨を公表すること、ニ 業務運営の各局面において、顧客間の公平を損なう取扱いが行われていないか、また、説明内容と実態に乖離が生じていないかを検証し、必要に応じて改善を図ること、ホ 役職員の法令遵守意識を高めるよう、必要な研修等を実施すること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(5)の「顧客に対し特別の利益を提供する行為等」及び(6)の「顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に係る処分を含む。

(5) 顧客に対し特別の利益を提供する行為等〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号該当。金商法第 39 条第 3 項に基づく金商業等府令第 119 条第 3 項違反〕

- ① 顧客に対し特別の利益を提供する行為

株式会社MJは、平成 20 年 4 月 29 日に発生したシステム障害により損失を受けた顧客

199名に対し、損失補てんを行っているが、うち1名の顧客より、当該損失補てん処理のほか、新規注文分を建てるために必要な証拠金を当社が負担するよう要求を受け、当社は、当該顧客に対し、本来の補てん金額に加えて不当な利益の提供と知りながら、合計約35万円の特別の利益を提供した。

- ② システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その報告を行わない行為

当社は、平成20年3月6日、4月29日及び8月5日に発生したシステム障害により損失が生じた顧客のうち120名の顧客に対し、損失の補てんとして合計約512万円を支払っていながら、これらについて、東海財務局長に報告を行っていなかった。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況を参照。

- (6) 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当〕

- 株式会社MJは、インターネット取引による外国為替証拠金取引において、顧客から注文を受けた場合、① 顧客取引を約定させた後、カバー取引先に発注する方法と、② 受注レートでカバー取引を執行し、当該カバー取引が成立した後に顧客注文を約定させる方法の、2通りの約定経路を設けている。また、当社は、上記①の方法を原則としており、当社が指定した特定の顧客につき、上記②の方法を採用している。

このような状況下、平成20年5月30日から12月1日までの間に②に指定された顧客51名の成行注文は、①の顧客の成行注文が速やかに約定する中、5万8,329件の注文のうち少なくとも2万5,466件の注文が不成立となっているほか、少なくとも30件の約定が①の顧客の約定に比して5秒以上遅延し、うち5件についてはロスカット注文が遅延したことにより損失が拡大するなど、両顧客の間では著しい差異が生じている。

この点、当社の顧客が取引において使用するトレードシステムの活用ガイドでは、「成行注文は、今の為替レートで素早く約定する」と説明されているが、②に指定された顧客の注文は、当該説明とは異なり、カバー取引が成立した後でなければ約定しない。

なお、当社は、顧客から注文が不成立になったことに関する苦情を多数受けているが、「当社の提示レートが変動したことにより注文が不成立となった」旨の説明を一律的に行うのみで、②に指定された顧客に対して適切な説明を行っていない。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況を参照。

- (7) 報告徴取命令に対する対応の不備〔金商法第52条第1項第6号該当。金商法第56条の2違反〕

- ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド東京支店は、平成20年11月28日付で金融庁長官から、「不適切な業務運営を看過するなど、経営管理態勢・内部管理態勢に重大な欠陥があると認められる状況」に該当するとして、行政処分（以下この(7)において「本件行政処分」という。）を受けている。本件行政処分においては、当支店が「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ことが、金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第16号に規定する「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券



の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定されている。こうした事実認定は、金商法第 56 条の 2 に基づく金融庁長官の報告徴取命令を受けて、本件行政処分に先立ち当支店が提出した報告書の記載内容が、重要な要素となっている。

しかしながら、今回検査において、当該報告書に関する検証を行ったところ、① 当該報告書の記載内容に不足及び事実と反する記載があること、② 当支店は、調査・検証が不十分なまま当該報告書を作成し、これを提出していたことが認められた。また、③ 本件行政処分において、「法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認定された取引のうちには、「契約の履行過程の一部として、機械的に当該顧客の発行する株式の取引を行った」ものとは認められない取引が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成 21 年 10 月 16 日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 業務停止命令  
当支店株式派生商品統括本部が行う全業務の停止 1 週間
    - ② 業務改善命令(イ 今回の法令違反行為に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること、ロ 全役職員に対し、研修等を通じて、法令遵守意識の徹底を図ること、特に、株式派生商品統括本部の役職員に対して、金商法等が定める有価証券取引における禁止行為について、周知徹底を図ること、ハ 内部調査・監査の適切な機能発揮に向けて、手続の整備や体制の充実・強化など、必要な方策を実施すること、ニ 売買審査体制の抜本的な見直しを図ること、ホ 経営管理態勢・内部管理態勢を抜本的に強化するため、平成 20 年 11 月 28 日の業務改善命令を受けて実施中の改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること)
- (注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(8)の「**特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為**」に係る処分を含む。

(8) **特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為**〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 19 号該当〕

○ **ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド**東京支店株式オプション部トレーダーは、その業務に関し、平成 20 年 11 月 5 日、特定の上場銘柄の株式について、ストップ高買い気配に固定させる目的をもって、大引け間際に、ストップ高の 1 円下の指値及びストップ高となる指値での大量の買付注文を行い、当該銘柄の株価を固定させた。

- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
- (注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(7)の「**報告徴取命令に対する対応の不備**」を参照。
- ・ 外務員処分の内容  
株式オプション部トレーダー 職務停止 1 年間

(9) **法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号並びに金商法第 51 条及び第 64 条の 5 第 1 項第 2 号〕

該当]

○ **コスモ証券株式会社**は、投資信託の主力商品として、平成20年11月以降、ブル型・ベア型の投資信託（以下この(9)において「ブルベア投信」という。）の取扱いを開始し、平成21年3月以降は、これに替わり、毎月分配型投資信託の4銘柄（以下この(9)において「毎月分配型4投信」という。）の販売に注力していたが、当社において、当該主力商品に係る営業に関して、下記のとおり、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと、法令違反その他の不適当な勧誘行為が業務組織を通して多数行われ、それが看過されているなどといった状況が認められた。

① ブルベア投信について

イ 収益を優先した営業推進の状況

当社において営業を統括している取締役常務執行役員営業本部長（以下この(9)において「営業本部長」という。）をはじめとする営業本部は、平成20年11月以降、営業本部長自ら各部店長に電話にて指示するなどし、営業員にブルベア投信に係る残高目標を課すとともに、日々、営業員ごとの残高やその推移、ブルベア投信に係る受入手数料を集計・把握するなどし、コンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう強力に営業推進を行っていた。

ロ 法令違反その他の不適当な乗換勧誘

i 整合性のない勧誘

平成20年11月から平成21年8月までの間の2,885顧客に係る取引を検証したところ、収益（手数料等）を上げるため、同一の営業員が同一日において、別々の顧客に対して合理的な理由なく異なる相場観等を伝え、ブル型及びベア型双方につき乗換えを勧誘している事例が、183営業員により1,154顧客に対して合計3,111件認められた。当該3,111件によって顧客が負担した手数料は、総額約2億3,700万円となっている。

ii 重要な事項につき説明を欠く乗換勧誘

平成20年11月から平成21年8月までの間の取引につき38顧客を抽出して検証したところ、乗換勧誘時に売却する投資信託の概算損益につき説明されていない取引が30営業員により237件認められ、乗換えに関する重要な事項が説明されていない状況が認められた。これは、当社においては、投資信託の乗換えの勧誘に関して誤った解釈に基づく取扱いがなされていたことによるものであった。

また、上記38顧客のうち、平成21年2月の乗換え回数が5回以上の顧客は11名であり、当該11顧客については頻繁に乗換えが行われているものと認められた。

ハ コンプライアンスに係る内部牽制等が機能していない状況

当社においては、平成21年4月及び5月に、業務監査部の営業考査課及び検査部がブルベア投信について調査及び特別検査を実施し、月例報告会等において、営業考査課レポート及び特別検査の結果の報告が行われ、ブルベア投信に関する注意喚起がなされるなどした。しかしながら、当該注意喚起等が営業員等に徹底されておらず、その後も上記ロ i の整合性のない勧誘は行われており、ブルベア投信に係る不適当な勧誘行為を是正するには不十分な状況となっており、また、下記②の毎月分配型4投信に係る不適当な勧誘行為に対する抑止にもなっていない状況が認められた。

② 毎月分配型4投信について

イ 収益を優先した営業推進の状況

当社において営業本部は、平成21年3月以降、毎月分配型4投信についても、ブルベア投信に引き続き、コンプライアンスよりも優先して収益（手数料等）目標を達成するよう営業推進をし、これにより収益優先の営業活動が各営業部店において現に行われていることを承知しているながら、これを黙認している状況にあったものと認め

られる。

ロ 法令違反その他の不適当な乗換勧誘

平成21年3月から8月までの間の取引につき128顧客を抽出して検証したところ、当社においては、上記イの営業本部主導による収益目標を達成するためとして、下記 i 及び ii の不適当な勧誘行為が行われている事例が、18 部店の営業員 40 名により 56 顧客に対して合計 84 件認められた。当該 84 件によって顧客が負担した手数料は、総額約 2,400 万円となっている。

i 非勧誘を偽装していた点について

当社コンプライアンスマニュアルは、買付後 6 か月未満の乗換提案の禁止及び高齢者に対する勧誘制限等の取引規制を定めており、乗換提案を行う場合には、乗換えに係る重要事項等を説明したことを記載する「投資信託乗換提案説明書」を作成して事前に部店長・内部管理責任者の承認を得ることなどを規定している。しかしながら、当該勧誘制限等を回避するために非勧誘を装っていた事例が上記のとおり 84 件認められ、その際、当該営業員らは、上記「投資信託乗換提案説明書」を作成していなかった。

ii 重要な事項につき説明を欠いていた点について

上記 i のとおり非勧誘を装っていた結果、上記 84 件の全取引につき、顧客に対して、矛盾していたり一貫性のない説明あるいは偏った説明により乗換勧誘を繰り返したり、乗換えに係る合理性を含む顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について説明をすることなく乗換勧誘をしている状況が認められた。

ハ 社内管理態勢の不備

上記ロの 18 部店すべての部店長は、上記ロ i のような非勧誘を装った乗換勧誘が各営業部店で行われていた状況を承知しながら、収益優先の考えのもとに黙認していたとしており、このうち 2 支店においては、支店長及び副支店長自らが非勧誘を装った乗換勧誘を行っていた。

また、当社は、投信アラーム・アテンション制度を定め、顧客に対して過度な投資勧誘が行われていないかをモニタリングするとしているほか、乗換勧誘を行うことに経済合理性があるか等について業務監査部が日々モニタリングを実施することとしているが、いずれにおいても上記ロの毎月分配型 4 投信に係る不適当な事例を全く把握できていなかった。

③ なお、当社においては、適切な業務運営を図る責任のある社長をはじめとする経営陣が上記のような法令違反その他の不適当な勧誘行為や内部管理態勢の不備につき、これを是正すべく指導・管理をしたというような事情は、今回検査において把握されていない。

上記のとおり、当社においては、経営陣の一人である営業本部長をはじめとする営業本部がコンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもとで強力な営業推進を行うなどした結果、投資信託の主力商品に係る営業において、不適当な勧誘行為が営業本部や営業部店等の業務組織を通して多数行われ、顧客に多額の手数料を負担させていた。また、当社においては、そのような不適当な勧誘行為につき、内部管理部门による十分な牽制機能等が果たされず、看過されており、さらに経営陣においてもこれらの不適切な業務運営の把握・管理等ができておらず、当社の経営管理態勢及び営業管理態勢には重大な不備があるものと認められる。

また、営業本部長は、とりわけ営業に係る適切な業務運営を図るべき立場にあるにもかかわらず、自らの指示等が不適当な勧誘行為につながる可能性があることを認識しながら、コンプライアンスよりも収益（手数料等）を優先する考えのもと強力な営業推進をするなどした結果、上記①ロ及び②ロの不適当な勧誘行為を多数生じさせており、当該各

勧誘行為は当該役員に係る行為と認められる。

- ・ 勧告年月日  
平成 21 年 12 月 8 日
- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容  
業務改善命令(イ 法令違反行為その他不適切な乗換え勧誘を行った顧客に対し、本件行政処分の内容を説明の上、適切な対応を行うこと、ロ 本件にかかる経営陣及び営業担当者の責任の所在を明確化すること、ハ 取締役会や監査役による経営監視及び相互牽制が適正に機能する経営管理態勢を構築すること、ニ 適切な業務運営を確保する観点から、内部管理部門・内部監査部門の体制を整備し、その十全な機能発揮の確保に取り組むこと、ホ 本件を踏まえ、投信販売に関する法令等遵守を徹底するため、関連する規程類及び業務手順を根本的に見直した上で、役職員への周知徹底に集中的に取り組むこと、併せて、日常の教育・研修を強化し、関連法令等の内容の周知徹底にも取り組むこと)
- ・ 外務員処分の内容  
取締役常務執行役員 営業本部長 外務員の登録取消し

(10) 損失補てん〔金商法第 39 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号該当〕

- アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド金融商品営業部長及び株式派生商品営業部長は、その業務に関し、平成 20 年 9 月頃、顧客に対して、他社株転換社債（以下この(10)において「本件 E B 債」という。）を販売するに際して、顧客が第三者に対して販売できず、残りが生じた場合には、当該残りを販売時の価格と同値で買い戻す旨の約束をしていたところ、エクイティ本部ストラクチャード・プロダクツ営業部長及び株式派生商品営業部長は、10 月に、顧客から本件 E B 債について残りが生じたとの連絡を受けたため、顧客に対して販売した本件 E B 債の時価が下落しているにもかかわらず、本件 E B 債の一部を、販売時と同値で買い戻す方法により、本件 E B 債取引に係る顧客の損失について、約 6,800 万円の財産上の利益を提供した。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 1 月 19 日
- ・ 勧告対象  
当社及び外務員 3 名
- ・ 行政処分の内容  
業務改善命令(イ 今回の法令違反行為に係る責任の所在を明確化すること、ロ 本件以外に、他の類似の問題が生じていないか、過去の取引実績を検証し、必要な措置を講ずること、ハ 当社の経営管理態勢・内部管理態勢を強化し、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢を構築すること、ニ 関連する規程類及び業務手順等を見直すなど、営業部門による適切な業務運営を確保するために必要な対応を行うこと、ホ 役職員の法令等遵守意識を徹底するため、必要な研修等を実施すること)
- ・ 外務員処分の内容  
株式派生商品営業部長 職務停止 2 週間  
金融商品営業部長 職務停止 2 週間

(11) 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号該当〕

- **株式会社SBI証券**は、システムリスク管理を社内規程に基づき実施しているが、今回検査において、当社におけるシステムリスク管理態勢について検証したところ、下記のとおり、発生したシステム障害の4分の3以上の事案がリスク管理の対象から漏れており、システムリスク管理そのものが実質的に機能していないに等しい状況が認められた。また、当社がリスク管理の対象としていた事案においても、その実施状況に不備が認められたほか、社内規程等の整備状況にも不備が認められた。

これは、当社経営陣が、システムリスク管理を担当者や外部委託先任せとし、業務の実態把握を行っておらず、また、当社役職員においても、システムリスクについて社内全体で取り組むべき課題とする認識が不足していることに起因するものである。

① 多数のシステム障害がシステムリスク管理の対象から漏れている状況

当社は、社内規程「システム運用管理基準」（以下この(11)において「管理基準」という。）の運用を開始した平成20年4月頃から平成21年8月24日までの間、188件のシステム障害について、管理基準に基づくリスク管理を行っていた。

しかしながら、当社におけるシステム障害の発生状況を検証したところ、上記期間内に上記以外のシステム障害が少なくとも592件発生しており、リスク管理の対象から漏れている状況が認められた。また、592件のシステム障害については、管理基準で定められた記録や報告が行われていないため、関連部署及び経営陣が障害発生的事实を認識していない状況が認められた。

なお、592件のシステム障害の中には、ログイン不可や受発注停止といった顧客取引に影響を及ぼす障害が33件認められた。

② 安全対策に係る整備が不十分な状況

当社がリスク管理の対象としていた上記①のシステム障害188件について、その実施状況等を検証したところ、以下のとおり、システムの開発・運用業務の品質維持などの安全対策に不備が認められた。

イ システム障害に係る記録や報告書の様式に不備があり、各事案の障害原因の特定や分析結果に応じた対策の実施状況等が不明確となっている。また、これらを定期的に集計・分析し、再発防止策を講じるといった対応も実施されていない。

ロ 障害発生から対応完了までの継続管理や未解決障害の消込み管理などが行われておらず、長期間未解決の障害がある。また、障害の再発防止に向けた対策が不十分なため、同一事象のシステム障害が発生している。

③ システム監査等により指摘を受けた事項に係る改善状況等の不備

当社においては、外部監査機関に委託して実施したシステム監査で指摘を受けた事項について、長期間改善が図られていないものが認められたほか、改善が不十分な結果、リスク管理漏れによる障害や障害管理の不備などが恒常的に発生している状況が認められた。

また、当社監査部が実施した監査等において、管理基準に沿った業務運営が行われているかの検証が行われておらず、システム監査の実効性が確保されていない状況が認められた。

④ システムリスク管理に係る規程等の不備

当社においては、システムリスク管理に係る基本方針の策定や管理すべきリスクの所在と種類の特定制がなされていないなど、システムリスク管理に係る規程等の整備状況に不備が認められた。

⑤ 顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害の発生

当社においては、当社が重要障害と位置付けているログイン不可や受発注停止といった顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害が発生しており、また、これらの中にはシステムリスク管理の対象から漏れ、顧客への影響について十分には実態把握していな

い事案も認められるなど、投資者保護上、問題のある状況が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 2 月 5 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容  
業務改善命令(イ 不適切なシステムリスク管理態勢が容認され常態化した原因を究明し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと、ロ システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること、ハ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営態勢を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施等に取り組むこと、ニ 過去の外部システム監査における指摘事項について、適切に対応すること、また、当該指摘事項への対応を含め、システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の体制強化を図ること)

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第 31 条第 4 項、第 36 条の 3 及び第 37 条第 2 項違反。金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号並びに金商法第 52 条第 1 項第 5 号及び同項第 9 号該当〕

○ **New Asia Asset Management 株式会社**は、平成 20 年 12 月 4 日に第二種金融商品取引業の変更登録を受け、ファンド営業者が取得した車両や重機等をモンゴル国内で資源開発を行う会社にリースする等により出資金を運用するとした「モンゴルファンド」（以下この(1)において「ファンド」という。）の私募の取扱いを行っているところであるが、当該業務において、下記のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められた。

① 無登録業者に対する私募の取扱業務の業務委託

当社は、東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながらファンドの私募の取扱業務を委託し、同社の営業担当者に当社の名において私募の取扱業務を行わせている。

② ファンド出資金の流用等

イ 収益金を受け取る銀行口座からの資金の流用

当社代表取締役社長は、平成 21 年 7 月 28 日、当社経理課長に命じ、ファンドの収益金口座に入金されていた約 3,000 万円を出金させ、同日、これをグループ会社からの借入金の返済に充当し、もって資金の流用を行った。

ロ 配当金の支払いが出資金を原資としていることを知りながら行った私募の取扱い

当社は、平成 21 年 1 月 13 日に総額 33 万 9,130 円、3 月 10 日に総額 98 万 5,903 円、5 月 11 日に総額 176 万 8,484 円、7 月 10 日に総額 397 万 862 円をそれぞれファンドの配当金として出資者に支払っている（別途、管理手数料を控除）が、これらの時点において、リース料等の入金は一切なく、これらの配当金は、投資者の出資金を原資とし、出資金の運用による収益を原資としていなかった。

当社は、ファンドの配当金の支払いが、投資者の出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行った。

③ 誤解を生じさせる広告及び表示等

#### イ 誇大広告の表示

当社は、当社ホームページ上で、上記4回の配当金の支払いについて、「配当実績」と表示した上で「各出資額に応じた予定配当率で償還させていただきました。」と表示し、配当金の原資が投資者の出資金であるにもかかわらず、あたかも運用が順調に行われた結果、収益が発生し、予定どおりに配当されたかのような表示を行っており、著しく投資者を誤認させるような表示となっている。

#### ロ 説明資料等における虚偽の表示

当社がファンドの投資者への説明資料に使用しているパンフレットには「ファンドの収益源となっているリース料は年間包括契約のため、採掘量などには左右されません。契約した時点でリース料は決まっているので配当の予測も可能です。実際、今年の1月と3月には予定通りの配当を行いました。」と表示されており、投資者へ「配当金」と称して支払った金銭は、あたかもファンドに重機等のリース料として収益が発生し、当該収益が支払われたかのような虚偽の表示となっており、投資者の判断を誤らせるような表示となっている。

さらに、当社は、上記4回の配当金の支払いに際し、当該計算期間中にリース事業によるリース料収入の入金が全くないにもかかわらず、あたかもリース料収入に基づく配当を行っているかのように装うため、当該計算期間におけるリース料収入及びそこから控除する費用の計算を記載した「匿名組合損益計算書」に、シミュレーションによって算出した虚偽の「リース料収入」の金額を記入し、各投資者に送付した。

#### ④ 変更登録前の私募の取扱い

当社は、当社が金融商品取引業の業務の種別について、変更登録を受ける前の平成20年7月頃、2名の投資者に対してファンドに係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として合計約400万円を受け入れた。

#### ⑤ 事実と異なる変更登録申請書の記載

第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、関東財務局長に提出した変更登録申請書によると、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務を担当する部署として管理部長を置く旨の記載があるが、変更登録申請の前後を通じて、管理部長として変更登録申請に記載された人物が当社に勤務していた実態はなく、また、当初から同人を当社社員として勤務させる予定もなかった。

#### ・ 勧告年月日

平成21年9月11日

#### ・ 勧告対象

当社

#### ・ 行政処分の内容

##### ① 登録の取消し

② 業務改善命令（イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、匿名組合の営業者と協議して、当該財産の顧客への返還に関する方策を策定するとともに、これを匿名組合の営業者とともに確実に実施すること、ロ イについて、顧客に対し、十分に説明すること、ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ニ 顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること）

## (2) 集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況〔金商法第24条第1項、第38条第1号及び第42条の4違反。金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当〕

○ 株式会社コンコードは、未公開株式ファンドに係る取得勧誘及び運用を主たる業務とし

ており、平成21年3月31日、金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）の登録を受けている。

当社は、A社を投資先とするE P P投資事業有限責任組合（以下この(2)において「E P Pファンド」という。）、B社を投資先とするB S投資事業有限責任組合（以下この(2)において「B Sファンド」という。）及びB S 2号投資事業有限責任組合（以下この(2)において「B S 2号ファンド」という。）を設立し、それぞれ当該組合持分の取得勧誘をし、受け入れた出資金を投資先企業発行の株式及び新株予約権を投資対象とする運用を行っている。

当社は、B S 2号ファンドにつき取得勧誘する（募集期間：平成20年11月～平成21年5月）ことにより、230名の出資者から総額2億4,402万円の出資金を受け入れているが（募集期間経過後も合わせると、実顧客数519名から総額6億4,839万円を受け入れている。）、今回検査において当該ファンドに係る取得勧誘及び運用業務等につき検証したところ、下記①ないし④のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

① 多額の出資者負担費用が出資者に説明されていない状況

当社は、関係会社等3社とともにB S 2号ファンドに係る取得勧誘を行っているが、その勧誘に応じた出資者から受け入れた出資金1口21万円のうち12万円を上記関係会社等に手数料（以下この(2)において「本件販売手数料」という。）として支払っている。

当該手数料は、当該ファンドに係る取得勧誘時に出資者に対して説明すべき出資者負担費用と認められるが、当社が当該ファンドに係る取得勧誘及び契約締結に際して出資者に交付している「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」、「投資事業有限責任組合契約書」、その他販売勧誘資料のいずれにおいても、当社が出資金から徴取する管理報酬（総出資額の3%に相当する額）等が記載されているにとどまり、本件販売手数料については出資者負担費用として一切表示されていない。

② B S 2号ファンドに係る出資金の流用

平成21年10月13日現在において、B社は当社又はB S 2号ファンドに対する新株予約権発行の手続きを行っておらず、また、当社又はB社とB S 2号ファンドとの間の新株予約権等に係る売買契約も全く行われておらず、B S 2号ファンドは投資先企業の株式及び新株予約権を全く取得していない。

そのような中で当社は、出資者から受け入れたB S 2号ファンドに係る出資金を当該ファンドの運用財産として自己の固有財産と区別することなく、当社口座に振り替え、当該出資金1口21万円のうち12万円を前記①の本件販売手数料として関係会社等に支払っていたほか、その余の9万円についても当社の役員報酬や運転資金に費消・流用していた。

③ B S 2号ファンドに係る虚偽の有価証券報告書の提出

当社は、B S 2号ファンドに係る特定有価証券の発行者として、平成21年6月29日、E D I N E Tにより関東財務局長へ当該ファンドの第1期（自平成20年9月15日、至平成21年3月31日）に係る有価証券報告書を提出している。

しかしながら、上記②のとおり、B S 2号ファンドは未上場株式等（B社の株式及び新株予約権）を取得した実態がないにもかかわらず、当該有価証券報告書には、「第3組合等の経理状況」の「1 財務諸表 (1) 貸借対照表」に「資産の部 流動資産 投資有価証券 229,740 千円」等といった記載があり、虚偽の記載があるものと認められる。

④ 虚偽のことを告げる行為

当社は、関係会社等とともにB S 2号ファンドに係る有価証券届出書記載の募集期間経過後においても、当該ファンドにつき今後予想される解約に伴い当社が当該組合持分を取得するであろうことを前提として、未だ保有するに至っていない当該組合持分を当



社が出資者に譲渡するという形で、当該ファンドに係る取得勧誘を継続していた。

当社は、上記譲渡契約時に当該組合持分を保有していないにもかかわらず、これを取  
得・保有しているように装って出資者との間で譲渡契約を締結し、平成 21 年 6 月 1 日  
以降 363 名の出資者から総額 4 億 437 万円を受け入れ、当該譲渡代金を関係会社等への  
販売手数料の支払いや当社の役員報酬及び運転資金に費消している。

なお、E P P ファンド及び B S ファンドにおいても、当社は、当該各ファンドに係る有  
価証券届出書記載の募集期間経過後にその上限とされている発行価額総額を超えてその  
持分の取得勧誘を行うなどしており、営業管理態勢上の問題が認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成 21 年 10 月 29 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録の取消し
  - ② 業務改善命令（イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を  
早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、こ  
れを確実に実施すること、ロ イについて、顧客に対し、十分に説明すること、  
ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ニ 顧客  
への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること）

(3) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為〔金商法第 42 条の  
2 第 7 号に基づく金商業等府令第 130 条第 1 項第 2 号該当〕

- 株式会社ウィズダムキャピタルは、未公開会社 A 社の株式に投資する「A 社投資事業組  
合」（以下この(3)において「当該ファンド」という。）を設立し、当該ファンドの出資持分  
の取得の勧誘を行うとともに、業務執行組合員として当該ファンドの運用も行っている。  
今回検査において、当該ファンドに係る業務を検証したところ、下記のとおり、公益及び  
投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

当社は、平成 21 年 5 月、A 社の既存株主及び A 社から A 社株式を取得させ、A 社の株  
式公開を支援する当該ファンドを設立した。これに先立ち、当社代表取締役社長は、既存  
株主との間で、A 社株式の当該ファンドでの取得単価を決定した上で、決定した取得単価  
を嵩上げし、単価嵩上げに伴い当該ファンドから既存株主へ余分に支払われる譲渡代金を  
当社へ還流させる旨の約束（以下この(3)において「本件約束」という。）を行った。

当社は、平成 21 年 5 月から 10 月にかけて、当該ファンドの出資持分の取得の勧誘を行  
い、顧客より出資を受け入れるとともに、当該ファンドに、既存株主及び A 社から A 社株  
式を取得させている。この際、当社は、本件約束に基づき、当該ファンドに嵩上げた単  
価で既存株主から A 社株式を取得させており、その後、既存株主から、支払われた譲渡代  
金の一部が当社へ還流されていた。

- ・ 勧告年月日  
平成 21 年 11 月 12 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全業務の停止 3 か月
  - ② 業務改善命令（イ 全てのファンドについて、顧客の状況、顧客が出資した財  
産の運用・管理状況等を早急に把握すること、ロ A 社投資事業組合について、

当社に還流した資金を回復するための方策を策定すること、当該方策を顧客に十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること、また、他のファンドの顧客も含め、今回の行政処分の内容について、十分に説明の上で、その意向を踏まえた必要な対応をとること、ハ 本件法令違反行為に係る経営陣の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること、ニ 内部監査機能を強化し、監査機能の実効性を確保すること)

#### (4) 出資金の使途が不明な状況〔金商法第 51 条該当〕

- 株式会社 R S T は、平成 19 年 3 月から平成 20 年 7 月頃までの間、匿名組合（以下この(4)において「サルベージファンド」という。）契約に基づく権利の私募を行っていた。サルベージファンドは、当社を営業者とし、「沈没船からの歴史的文化財引揚げ事業全般への投資を行うことを目的」とした匿名組合契約で、約 8 億円の出資金が集められた。

サルベージファンドの匿名組合契約書では、出資金を、契約書で定義された事業（以下この(4)において「本件事業」という。）の各事業主体に対して出資・提供することに充てる旨や、出資金の一部を営業者の本件事業に係る営業諸経費に充てることができる旨が規定されていた。

今回検査において、当社が支出したサルベージファンドの出資金の使途等について検証を行ったところ、当社は、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けた平成 20 年 5 月 16 日から前代表取締役社長（以下この(4)において「前社長」という。）が退任した平成 20 年 8 月末日（第 13 期事業年度末）までの間、前社長に対して、仮払経費の名目で約 930 万円を支払っているが、そのうち約 770 万円分について、当社では領収証の保管が行われておらず、出資金の使途が不明な状況にある。

また、当社は、前社長に対して、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの間、上記 930 万円を含めて約 1 億 5,000 万円を仮払経費として支払っているところ、当該仮払経費は、当社が前社長から「エクアドル事業権利」と称する権利を 1 億 5,000 万円で取得したとして、一旦、平成 20 年 8 月 31 日付で 1 億 5,000 万円の未払金を計上し、当該未払金と仮払経費を同日付で相殺した経理処理となっている。しかしながら、当社が前社長から取得したとしている「エクアドル事業権利」と称する権利を表す書面及び当社が前社長から権利を取得したことを示す売買契約書等の書面は存在せず、また、取得金額算出の根拠も不明な状況にある。

他方、サルベージファンドについて当社は、平成 20 年 8 月 19 日付で投資者に対して、現地国の政変を理由に「事業運営が困難となり契約を終了する。」旨の通知を行っている。しかし、当社がサルベージファンドの事業遂行のために事業委託先に送金したとする金額は、サルベージファンドにより集めた出資金の一部であり、その他の出資金については、国内において、費消又は不明金となっている。

なお、平成 21 年 10 月 2 日（今回検査基準日）までのところ、サルベージファンドについて清算手続が行われていない状況にある。

上記のとおり、当社では、出資金の使途が不明になっていたり、権利内容が明確ではない権利を取得したものとして経理処理を行っていたりするなど、投資者から集めた出資金の使途について、管理が不十分であることが認められる。

- ・ 勧告年月日  
平成 22 年 1 月 20 日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容  
① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止 2 か月

② 業務改善命令

- イ 全てのファンドについて、ファンドごとに、次に掲げる事項
  - i ファンド財産の分別管理を確保するための方策を策定し、早急に実施すること
  - ii 出資金等の入金状況を早急・詳細に把握すること
  - iii 出資金等の支出状況を早急・詳細に把握するとともに、契約に照らし、支出の適切性について検証すること。不適切な支出がある場合は、出資者の意向を踏まえ、ファンド財産回復のための方策を策定し、確実に実施すること
- ロ サルベージファンドについて、次に掲げる事項
  - i 上記イのほか、使途不明金等について、その使途、支出の決定者及び支出を決定した理由を検証・把握すること、その上で、その回復方策を策定し、確実に実施すること
  - ii 海外の業務委託先への送金に際して発生したとする被害の回復方策を策定し、確実に実施すること
  - iii 海外の業務委託先の事業の実施状況を、早急・詳細に把握すること
  - iv 上記について出資者に十分説明の上で、その意向を踏まえ、ファンド清算の方針を策定し、これを確実に実施すること
- ハ 金融商品取引業者として適切な経営管理態勢・内部管理態勢を構築すること
- ニ 役職員に対し、金融商品取引法その他の関連法令諸規則に関する研修を実施するなど、法令遵守意識の徹底のために必要な対応をとること
- ホ 今般の行政処分について、顧客に十分に説明すること

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(5)の「分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為」及び(6)の「収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為」に係る処分を含む。

(5) 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為〔金商法第 40 条の 3 違反〕

○ 株式会社 R S T は、6 種の匿名組合契約（以下この(5)において「ファンド」という。）に基づく権利の私募を行っているため、各ファンドにおける出資金の使途等について検証したところ、当社の定款及び匿名組合契約書等において、出資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、以下のとおり各ファンドの出資金等の分別管理が確保されていない状況であるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

① 当社は、投資者に対し、出資申込書又は重要事項説明書と称する契約締結前交付書面において「払込口座」又は「営業者口座」の名称で、6 種のファンド毎に異なる出資金の受入口座（以下この(5)において「出資金受入口座」という。）を指定しており、それぞれのファンドの出資者から振り込まれた出資金は、一旦、それぞれのファンドの各出資金受入口座に入金されている。

しかしながら、それぞれのファンドの出資者から、それぞれのファンドへの出資金が入金された後、当社は、これらの出資金を一つの口座（以下この(5)において「総合口座」という。）に集約し、当該総合口座から各種の費用を支出しているため、当該支出が、当社の費用なのか、ファンドに係る費用なのか、どのファンドに係る費用なのかといった点について、分別した管理が確保されていない。

② 当社は、当社が私募を行っているファンド（以下この(5)において「A ファンド」という。）の事業の一環であったダイバーズウォッチ販売事業に関し、仕入先に対して、ダ

イバズウォッチ等の仕入代金を総合口座から「振込」により支払っているものの、Aファンド以外のファンドの出資金を原資としていた事例が認められるなど、当社のファンドに係る費用の支出について、分別管理が確保されていない。

- ③ 当社は、事業の維持のため急遽資金補給の必要が生じた場合等には、協力者から借入れを行っているとしているものの、これらの借入れについては、契約書を作成していない場合もあるなど資金使途が明確化されておらず、当社固有の財産（当社の借入れ）なのか、ファンドが掲げる事業を運営等するために必要となる財産（ファンドに係る借入れ）なのか、ファンドに係る借入れだとしても、どのファンドに係る借入れなのかが判別できない状況となっている。

しかしながら、当社は、これらの借入金を、出資金受入口座に振り込まれた各ファンドに係る出資金が振り替えられる口座となっている総合口座で受け入れ、総合口座から元本及び金利を返済していた。

よって、当社では、借入金の管理について、当社の借入れなのか、ファンドに係る借入れなのか、どのファンドに係る借入れなのかといった点について分別した管理が確保されていない。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「出資金の使途が不明な状況」を参照。

(6) 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為〔金商法第51条該当〕

- 株式会社RSTにおける今回検査において、各ファンドの配当状況及び各ファンドに掲げる事業の収益を検証したところ、当社は、一部のファンドにおいて、営業者たる当社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4)の「出資金の使途が不明な状況」を参照。

(7) 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況〔金商法第52条第1項第9号該当〕

- 株式会社Art Investment Bankは、A社を営業者として、AIBアート1号有限責任事業組合（以下この(7)において「1号組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下この(7)において「1号ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っていた。また、平成21年10月21日現在では、AIBアート2号有限責任事業組合（以下この(7)において「2号組合」といい、1号組合と併せて「当組合」という。）に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約（以下この(7)及び(8)において「2号ファンド」といい、1号ファンドと併せて「当ファンド」という。）持分の私募の取扱いを行っている。

さらに、当社は、A社との有限責任事業組合契約に基づき、当組合の組合員として、A社から当組合に出資された資金を基に美術品の売買等に係る業務を執行している。

今回検査において、当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、以下の事実が認められた。

- ① 当社が私募の取扱いを行っている匿名組合の出資対象事業である1号組合が、絵画の

購入を委託していた業者に対して、5作品（以下この(7)において「本各作品」という。）に係る売買代金全額の支払いを行っていたにもかかわらず、当該業者がオークションハウス及び海外の業者に売買代金全額を支払っていない状況にあり、1号組合は、本各作品の所有権を取得していないことが判明した。

当社は、本各作品が以上のような状況にあるにもかかわらず、売買代金支払い後も、本各作品の保管等に関する証明等を確認するなど、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所有権の取得状況を把握しておらず、今回検査着手後の平成21年11月4日に至るまで、本各作品につき1号組合が所有権を取得していない事実を看過していた。

また、当社は、1号組合が上記のような状況にあるにもかかわらず、1号組合に対する出資を投資対象事業とする1号ファンド持分について、平成21年6月30日まで私募の取扱いを行っており、今回検査で指摘を受けて、上記のような状況を認識した後も、1号組合と同様のスキームで運用される2号組合に対する出資を出資対象事業とする2号ファンド持分について、11月4日から現在に至るまで私募の取扱いを中止するといった対応等を何ら採っていない状況にある。

② 当社では、1号組合が上記のような状況にあることに加え、1号ファンドの決算日が毎年3月31日であるところ、決算日から半年以上経過した時点においても、決算報告書の作成すら行われていないことを認識しながら、記載に不備のある契約関係書類に基づき、私募の取扱いを行っている状況が認められた。

・ 勧告年月日

平成22年1月29日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止3か月

② 業務改善命令（イ 投資対象である組合において、美術品の所有権を取得していない状況を顧客に説明し、取得していない美術品の売買代金相当額を回収するための措置を速やかに講ずるとともに、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと、ロ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ハ 組合財産の管理を適切に行うための態勢を整備すること、ニ 無登録業者にファンドの勧誘を行わせている状況を直ちに是正するとともに、販売・勧誘体制の検証・見直しを行い、再発防止策を策定すること、ホ 責任の所在を明確化するとともに、適切な内部管理態勢の構築を図ること、ヘ 会社財産の不当な費消を行わないこと、また、会社財産の状況について正確に把握し、今後3か月間における資金繰り計画を策定すること）

（注） 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(8)の「**集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況**」に係る処分を含む。

(8) **集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況**〔金商法第51条該当〕

○ **株式会社 Art Investment Bank** の当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、当社は、金融商品取引業の無登録業者（以下この(8)において「本件無登録業者」という。）が金融商品取引業の登録を受けていないことを知りつつ、本件無登録業者が、顧客に対し、投資の意思決定を行わせる勧誘行為と認められる行為をしていた事実を認容し、勧誘行為を行わせている事実が認められた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(7)の「**集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況**」を参照。

### 3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

#### (1) 無登録による有価証券の売買〔金商法第 29 条違反〕

- **株式会社アイエスオー**は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、当社代表取締役社長（当時）及び統括部長（当時）は、平成 19 年 10 月頃、当社が預かっていた未公開株 4 株の売却代金を当社の運転資金に充当することを目的として、当社の顧客に売却することを決め、当社使用人に対して、当該株券 4 株の売却ができそうな顧客を探すよう指示した。

当該指示を受けた当該使用人は、その業務に関し、担当している顧客の中から、顧客 1 名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行い、平成 19 年 10 月 19 日に当該株券 1 株を売却し、11 月 29 日に当該株券 3 株を売却した。

- ・ 勧告年月日

平成 21 年 9 月 4 日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

##### ① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止 3 か月

##### ② 業務改善命令（イ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための法令遵守態勢、経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること、ロ 本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること、ハ 本件についての適切な公表や、適切な解約対応等、投資者保護のため万全を期すること、ニ 債務超過であることを踏まえた今後の当社の業務運営方針を策定すること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(2)の「**事業報告書の虚偽記載**」に係る処分を含む。

#### (2) 事業報告書の虚偽記載〔金商法第 47 条の 2 違反〕

- **株式会社アイエスオー**代表取締役社長は、平成 20 年 10 月頃、当社の顧客から借入金に係る返済の申入れを受けたことから、平成 19 年 8 月期の営業報告書に計上している短期借入金以外の借入金が存在していることを知り、当社が債務超過に陥っている状態であることを認識した。

その後、当社は、事業報告書（平成 20 年 8 月決算期）の作成に当たり、債務超過に陥っている状況を当局に知られることを回避する目的で、12 月に、代表取締役社長が認識していた短期借入金を過少計上するなど、虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し関東財務局長に提出した。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(1)の「**無登録による有価証券の売買**」を参照。

#### (3) 著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為〔金商法第 37 条第 2 項違反〕

○ フォレスト出版株式会社は、投資助言業の顧客獲得を目的とし、次のような内容の広告を行った。

① 当社は、当社社員をモデルとした投資家A氏という架空の人物を創作し、平成20年2月8日及び15日、当社の配信している無料メールマガジンに、『『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家A氏。A氏が推奨した新興株は、7割がストップ高をマーク。』などと記載し、多数の者に配信した。

② 平成20年4月1日から平成21年4月8日までの間、当社ホームページに「ストップ高率7割を誇る株式情報をご提供します。」と表示した。

しかしながら、当社が本件広告を行う以前の助言実績を検証したところ、買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は、7割を大きく下回っており、当社は、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行っていた。

また、当社社長もストップ高となった銘柄の割合が7割というはずがなく、これらの表示は事実に相違することを認識しながらも、当社は顧客獲得を目的に意図的に行っていたものである。

・ 勧告年月日

平成21年9月18日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止1か月

② 業務改善命令（イ 再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること、ロ 本件広告が著しく事実に相違するものであった旨、適切に公表すること、ハ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること）

(4) 無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為〔金商法第29条及び第41条の3違反〕

○ 株式会社アジアン・ブルーは、前々回検査（検査実施日：平成16年3月24日）において、無登録の証券業（有価証券の売買の媒介）及び投資顧問業に係る顧客を相手方とした証券取引行為等の法令違反行為が認められ、平成16年7月16日に当局から6か月間の業務停止命令及び業務改善命令を受けている。

しかしながら、今回検査において、当社は、上記業務停止期間満了後、依然として証券業（平成19年9月30日以降においては、第一種金融商品取引業）の登録を受けていないにもかかわらず、以下のとおり、同様の行為を反復継続して行っていることが認められた。

① 未公開株式の売買の媒介

イ 当社の取締役会長（当時。平成20年1月15日以降、代表取締役社長。以下この(4)において「当社社長」という。）は、上記業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、前々回検査で指摘を受けた未公開会社（以下この(4)において「A社」という。）株式の売買の媒介業務を再開した。これにより、当社は、平成17年3月頃から平成20年1月頃までの間、約90名の先に対しA社株式の売買の勧誘を行い、少なくとも投資助言業に係る顧客5名を含む11名の一般投資家に対し延べ19回にわたり合計約90株を取得させ、A社社長から媒介手数料を収受していた。

ロ また、当社は、平成20年10月から平成21年7月までの間、少なくとも9名の一般投資家に対して延べ16回にわたり、A社社長が平成20年3月に設立したB社株式の売買を勧誘し、このうち5名に対して延べ12回にわたり合計約311株を取得させ、

A社社長から媒介手数料を収受していた。

② 未公開株式の売買

当社社長は、平成20年初旬頃、当社元社員から売買可能な未公開株式（以下この(4)において「C社株式」という。）があることを聞きつけ、A社株式の媒介手数料に代わる収益源を確保するため、C社株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に広く転売することで売買差益を得ることを計画した。これにより当社は、平成20年7月頃、C社株式を所有する者2名から合計34株を購入し、1名の一般投資家に対して2株を売却し、売買差益を得ていた。

- ・ 勧告年月日  
平成21年11月10日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 登録の取消し
  - ② 業務改善命令（イ 投資顧問契約の締結先その他の顧客との金融商品取引契約の状況を早急に把握するとともに、違法に締結していた契約に係る顧客への対応策を策定すること、ロ 今回の行政処分の内容等を投資顧問契約の締結先その他の顧客に対して十分に説明し、相手方の求めに応じた万全な対応を行うこと）

(5) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第2項違反〕

- 株式会社Jouleは、その行う投資助言葉に関し、ホームページ（以下この(5)において「HP」という。）を作成・公開して広告を行っている。当該HPでは、当社が設定している助言コース6プランのうち1プランについて、「会員様の声」として、4名分の「職業」、「投資資金」、「入会のきっかけ」、「入会后一年の損益」及び「入会時から見たトータルの損益」等（以下この(5)において「運用実績等」という。）を紹介しており、当該運用実績等は、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっている。

しかしながら、当該内容の検証を行ったところ、① 4名全てについて、そもそも当社には該当する顧客は存在しない、② HPを作成した当社社長は、当社に存在しない顧客について、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開していることが認められた。

- ・ 勧告年月日  
平成21年11月13日
- ・ 勧告対象  
当社
- ・ 行政処分の内容
  - ① 業務停止命令  
金融商品取引業の全業務の停止1か月
  - ② 業務改善命令（イ 再発防止策を講じるとともに、適切な経営管理態勢を整備すること、ロ 本件広告が著しく事実に相違するものであった旨周知するとともに、解約対応を含めた万全な顧客対応を執ること、ハ 本件法令違反行為の責任の所在を明確化すること）

(6) 投資事業組合への出資の勧誘等〔金商法第29条違反〕

- 株式会社モーゲージ・サポートは、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなく、平成21年11月9日から平成22年1月18日に至るまでの間、延べ56名の投資者に



対し、2種類の集団投資スキーム（以下この(6)及び(7)において「当該2ファンド」という。）への出資勧誘を行っており、合計14名の投資者（16件）から、4,500万円が当該2ファンドへ出資された。

- ・ 勧告年月日  
平成22年2月26日
  - ・ 勧告対象  
当社
  - ・ 行政処分の内容
    - ① 登録の取消し
    - ② 業務改善命令（イ 顧客に対し、行政処分の事由についての説明を徹底すること、ロ 投資先である集団投資スキームの事業の状況及び出資金の用途等を把握した上で、顧客への説明と、その意向を踏まえた誠実な対応を行うこと）
- (注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(7)の「報告徴取命令に対する虚偽報告」に係る処分を含む。

#### (7) 報告徴取命令に対する虚偽報告〔金商法第52条第1項第6号該当〕

- 平成21年12月25日付で、関東財務局長が金商法第56条の2第1項に基づき行った**株式会社モーゲージ・サポート**に対する報告徴取命令において、当社は、上記(6)の業務の状況を隠蔽する目的で、当該2ファンドの申込者の数及び申込金額について過小な数値とするほか、自らが行っている上記(6)の業務について、第二種金融商品取引業に該当することを認識していながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているなどの虚偽の報告を行った。
  - ・ 勧告対象  
当社
- (注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(6)の「投資事業組合への出資の勧誘等」を参照。

## 4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

### 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為〔金商法第29条及び第66条の12違反〕

- **株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズ**は、金融商品仲介業者であるが、当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客（当社が仲介業務として金融商品の媒介等を行った顧客。以下この(1)において「仲介顧客」という。）との間で、会員契約を締結し、仲介顧客から会費を徴収する一方、仲介顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社が行っている当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った仲介顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。
- ・ 勧告年月日  
平成22年3月5日
- ・ 勧告対象  
当社及び外務員1名
- ・ 行政処分の内容  
登録の取消し
- ・ 外務員処分の内容

## 第8 今後の課題

証券監視委としては、証券検査を取り巻く環境変化への対応及び投資者保護の確保のため、平成22年度証券検査基本方針に掲げた以下の施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 証券検査の対象業者の拡大・多様化を踏まえ、効率的かつ効果的な検査実施の観点から、検査の実施面においては、リスク・ベースの検査計画策定、予告検査の導入、検査マニュアルの機動的な見直し等を進める。また、検査の内容については、内部管理態勢等の検証を充実させる。さらに、関係部局との連携については、監督部局の行うオフサイトモニタリングと検査との緊密な連携を図る他、自主規制機関との間では検査官の研修への相互参加や情報交換の充実・強化を進めることにより総体としての監視機能の向上を図る。
- (2) 世界的金融危機の経験を踏まえ、特に、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、金融庁や海外当局等とも連携しながら、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性に関する検証を充実させる。また、近年の金融商品取引へのITシステムの浸透により、ITシステムの信頼性確保の重要性が高まっていることを踏まえ、金融商品取引業者のシステムリスク管理態勢の検証に注力する。
- (3) 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売業者の検査において、出資金の流用等の重大な法令違反が多数認められたことに鑑み、引き続き、ファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、検査において無登録業者の関与が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。  
そのほか、最近の検査で多くの法令違反が認められている投資助言・代理業者についても引き続き法令遵守状況の検証に努める。

# 平成 22 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

平成 22 年 4 月 6 日

## 第 1 証券検査基本方針

### 1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。

金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券監視委の検査対象には、集団投資スキーム（ファンド）持分の募集・運用を行う業者や信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、対象業者数も大幅に増大し、全体で約 8,000 社もの規模となっている。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、効率的かつ効果的な検査の実施が不可欠である。こうした観点からは、業態や業者の規模、特性、その時々市場環境等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・検討し、リスク・ベースで検査対象先を選定することや、検査の実施においても、検査の着眼点を絞り込むとともに、検査手法や検査結果通知のあり方もこれに見合ったものとする等、メリハリのある取り組みが必要となる。

今般の世界的な金融危機は、各国の監督当局に、グローバルに活動する金融商品取引業者の財務の健全性確保の重要性を改めて認識させる契機となった。こうした観点から、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者の検査においては、その財務の健全性や、経営危機を予防する観点からのリスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置くことが必要となっている。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネット等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の売買を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品取引への参加が飛躍的に増加するとともに、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行も広がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証にも注力していく必要がある。

証券検査は、このように近年の制度改正も含んだ環境変化に対応していく必要がある一方、その基本目的である取引の公正確保のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や、個別の問題点の背後にある内部管理態勢等の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、金融商品取引業者等は法令や市場ルールに即した業務運営を行うことが期待されている。法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や、投資者の利益を犠牲にする行為に対し、証券検査は今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取り組み

#### ① リスクに基づいた検査

検査対象先の選定に当たっては、監督部局等から幅広く情報を収集し、分析を行うと同時に、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。さらに、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### ② 実効性のある検査実施

##### イ. 予告検査の導入

立入検査については、引き続き原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項あるいは検査の効率性等を総合的に勘案し、ケースバイケースで予告検査を導入する。

##### ロ. 内部管理態勢等の適切性の検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、法令に抵触するか否かに関わらず、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の検証を行い、内部管理態勢等の問題の把握に努める。内部管理態勢等の適切性の検証においては、態勢整備に関し経営陣をはじめとして、組織的な関与、取り組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる金融商品取引業者等については、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。

##### ハ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ③ 関係部局等との連携強化

- ・ 監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。特に、市場において重要な地位を占める金融商品取引業者に対する検査・監督については、オンサイト、オフサイトのモニタリングにおいて緊密な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、情報交換、検査官の研修における連携等

を通じ、問題意識の共有に努める。

- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査や海外にも拠点を置く本邦の業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関について設置された監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と連携を図る。
- ・ 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者の検査において、詐欺的な事例や、無登録業者の関与が認められる事例が多数認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を図る。

#### ④ 検査マニュアルの策定、見直し

「金融商品取引業者等検査マニュアル」については、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け、区分管理の金銭信託への一本化の実施、並びに有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入等の制度改正を踏まえ、本年3月、一部改正を行ったところであり、今後のFX業者等の検査において、これらの着眼点に則し、検証を行うこととしている。

さらに、本年4月より信用格付業者に対する検査権限が証券監視委に付与されることに伴い、同3月「信用格付業者に対する検査マニュアル」を策定、公表したところであり、引き続き、今後の制度改正等に応じ、検査マニュアルの策定、見直しを行い、検査の透明性、予測可能性の向上に資することとする。

### (2) 重点検証分野

#### ① ゲートキーパーとしての機能発揮

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止する機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出に関し、社内規定の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受け、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

##### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引等、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

## ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性、透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、さらにはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

## ② 内部管理態勢等に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の規模や特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者については、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

### ロ. システムリスク管理態勢の適切性に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるITシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やFX取引への参加が広がっているなど、金融取引においてITシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、障害発生時の対応や外部委託先の管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けシステムリスク管理態勢の適切性、実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

## ③ 投資者保護等の観点からの検証

### イ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実、公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。また、デリバティブ等の仕組みが複雑な商品については、当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要なリスク等について、顧客に必要なかつ十分な説明が行われているか検証する。さらに、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果や市場要因及び注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

### ロ. 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その

運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況、並びに利益相反管理態勢、デューデリジェンス機能の実効性等を検証する。

#### ハ. 集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売に係る法令遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者（以下「ファンド業者」という。）に対するこれまでの検査において、出資金の流用、虚偽表示・誤解を生ぜしめるべき表示、分別管理の未実施等の重大な法令違反や投資者保護に欠ける不適切な業務運営が多数認められたことに鑑み、引き続きファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、ファンド業者の検査に関し、無登録の者が登録を要する業務を行っている状況が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。

#### 二. 投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の法令遵守意識の欠如や内部管理態勢の未整備等を原因として、無登録による有価証券の売買等や著しく事実に相違する表示のある広告、事業報告書の虚偽記載等の法令違反等が多数の業者において認められたことに鑑み、引き続き法令遵守状況等の検証に注力する。また、重大な法令違反行為の未然防止等の観点から、広告審査態勢や誠実かつ公正な苦情対応等の苦情処理態勢等を検証する。

#### ④ その他

##### イ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。さらに、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

##### ロ. 新たな検査対象、金融商品等に係る検証

本年4月より新たに検査対象先となる信用格付業者については、「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行うこととする。

また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等については、その業務の実態把握に努めるとともに、商品の取扱いに係る管理態勢の整備状況について検証を行う。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

(1) 検査計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基

づき、策定することとする。なお、市場環境の変化や、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等の検証を行うこととする。

② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行う業者等）については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断する。

(2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において財務局等監視官部門をサポートし、一体的に検査に取り組む。

## 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む） 及び投資運用業者	150 社 (うち財務局等が行うもの 110 社)
投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者、 金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施

(注) 上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。



# 第5章 課徴金調査

## 第1 概 説

### 1 課徴金制度の目的

インサイダー取引（以下「内部者取引」という。）、相場操縦や風説の流布・偽計等のいわゆる不公正取引は、市場の公正性・透明性を損ね、投資者を欺く行為である。こうした不公正取引に係る違反行為に対しては、主として刑事罰によってその規制の実効性の確保を図ってきたところであるが、平成16年における証取法の改正により、行政上の措置として、平成17年4月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、上記不公正取引のみならず、開示義務違反も含めて、金商法上の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、行政上の措置として、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得額を基準に法定されている金銭的負担を課すものである。証券監視委においては、課徴金制度の導入に伴い、平成17年4月1日、総務検査課の下に課徴金調査・有価証券報告書等検査室を設置し、課徴金の対象となる違反行為の調査・検査を行うこととされた。その後、平成18年7月に「課徴金・開示検査課」に改組され、以後毎年定員増が認められており、課徴金調査体制の充実化が図られている。証券監視委では、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視を実現するために、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、金融商品・取引の公正確保に努めているところである。

課徴金調査を実施した結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる（設置法第20条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（本文73頁参照）。

（注） なお、本章においては、不公正取引に関する課徴金調査を記載する。

### 2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

平成20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、従前より課徴金の対象とされていた不公正取引行為に係る課徴金額が引き上げられるとともに、金商法第159条で禁止されている相場操縦行為については、仮装・馴合売買（同条第1項）及び違法な安定操作取引（同条第3項）も新たに課徴金の対象として追加されることとなった。

現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

#### (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

（注）平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為（風説の流布・偽計）の終了後1か月以内の売付け等（買付け等）の価額と違反行為直前の価額との差額。

#### (2) 仮装・馴合売買（金商法第174条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反

行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(3) 現実売買による相場操縦（金商法第174条の2、旧金商法174条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中の損益と、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額の合計額

（注1）平成20年12月12日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中の損益と、違反行為への反対売買で違反行為終了後1か月以内に行われたものによる損益の合計額。

（注2）平成18年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成18年7月4日以後に開始する違反行為について適用。

(4) 違法な安定操作取引（金商法第174条の3）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に違反行為開始時における売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との合計額

（注）平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(5) 内部者取引（金商法第175条）

課徴金額：違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前6か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後2週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額

（注）平成20年12月12日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前6か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

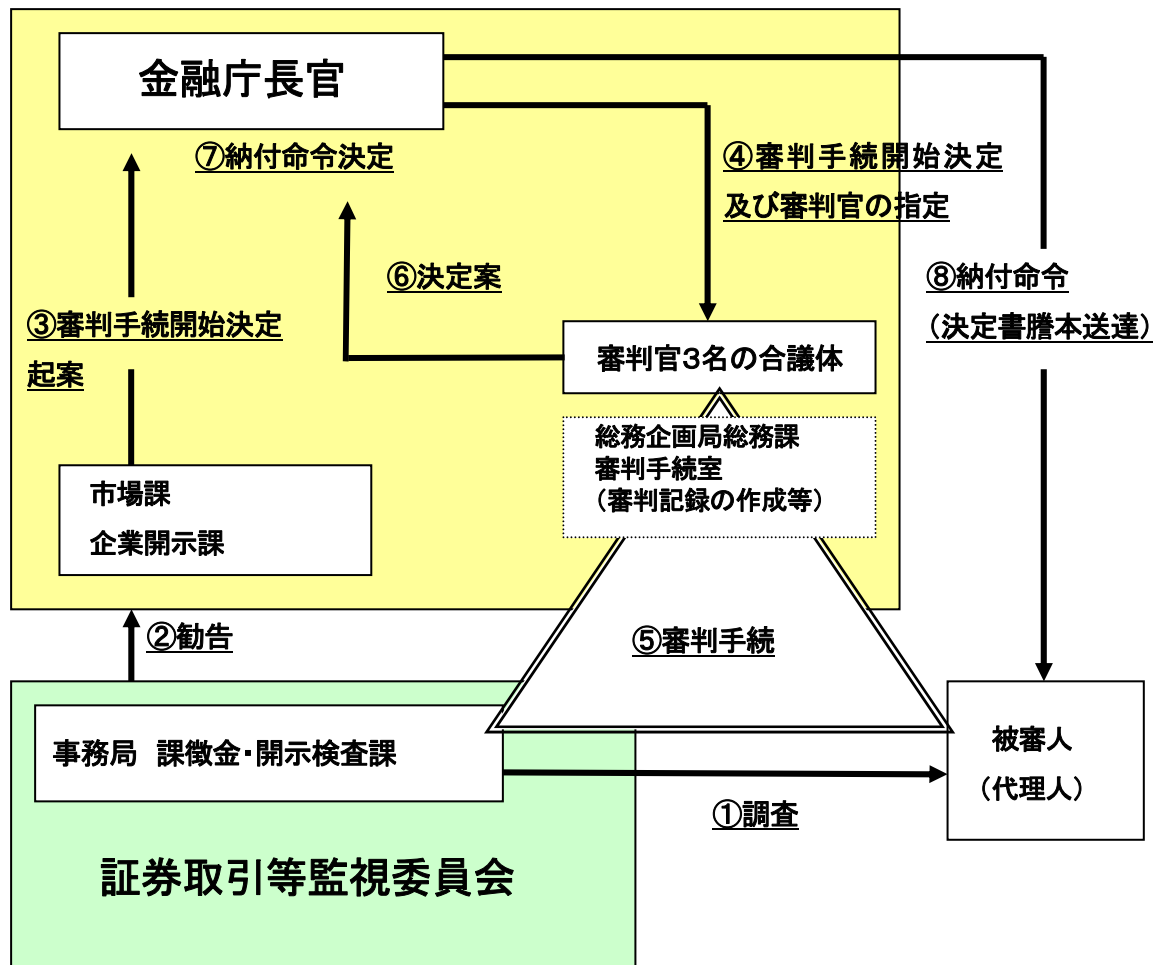
### 3 課徴金調査の権限等

不公正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

## 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

## 第2 不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

不公正取引事案に係る平成21年度の課徴金納付命令勧告は、件数で43件、金額で5,548万円となった。43件の内訳は、内部者取引に係る事案が38件、相場操縦に係る事案が5件である。また、対象者別の課徴金額の最低額は7万円、最高額は1,127万円となった。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月からは内部者取引については、合計86件(個人80件、法人6件)、1億9,879万円の勧告を、相場操縦事案に対しては、合計6件(いずれも個人)、1,371万円の勧告を行ったこととなる。

平成21年度の不公正取引、特に内部者取引事案に係る勧告事案の特色としては、まず、対象者の属性として、公開買付者の契約締結先であるデューディリジェンスのアドバイザー会社の社員が取引を行ったケース、上場企業の監査役が職務に基づき知った重要事実をもって取引を行ったケースのほか、第一次情報受領者として、税理士が公開買付者の従事者から重要事実の伝達を受けて取引を行ったケース、信用調査会社社員が重要事実の伝達を受けて取引を行ったケースなど、高い職業倫理、企業情報の管理の徹底を求められる職業・役職の者による事案が見受けられたことが挙げられる。なお、平成21年度においては、特に第一次情報受領者による内部者取引事案が急増(21件。20年度は3件)しており、会社の重要事実に接する者は、自ら内部者取引をしないだけでなく、その重要事実の情報の管理についても注意する必要がある。

内部者取引に係る勧告事案について、重要事実別にみると、株式発行、株式交換、業務提携、経営破綻(更生手続開始、再生手続等)、行政処分を受けること、業績予想の修正、公開買付け等の事実があったほか、法令上、個別に列挙された項目ではないが上場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして規定する、いわゆるバスケット条項も適用された。これらのうち、公開買付けの情報に基づく勧告事案が急増していることが窺える。平成21年度では12件と、前年度の3件と比べると、大幅に増加している。企業の再編手段として、公開買付けを利用しやすくなったことが背景にあるものと思われるが、公開買付けには、公開買付け価格は、それが検討・公表された時点の株価を大きく上回る価格に設定されることが多いこと、公開買付者の内外にわたって関わる者が多いこと等、内部者取引が行われやすい特色を有していることも原因と考えられる。

#### 内部者取引

##### 行為主体別の勧告件数の推移

	21年度	20年度
発行体・公開買付者の役職員	14	7
契約締結先の役職員	3	7
第一次情報受領者	21	3
合計	38	17

(※)「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

##### 重要事実別の勧告件数の推移

	21年度	20年度
株式等発行	4	1
合併・株式交換	2	3
業務提携	0	7
会社更生・民事再生	8	0
業績予想値の修正	2	3
バスケット条項	4	0
その他の重要事実	6	0
公開買付け	12	3
合計	38	17

## 2 勧告事案の概要

平成 21 年度の勧告事案のうち、平成 21 年 7 月～22 年 3 月 (注) において、不公正取引に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(注)平成 21 年 4 月～6 月の事案については、平成 20 事務年度 (20 年 7 月～21 年 6 月) 版の証券取引等監視委員会の活動状況に掲載。

### ① 株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反 (証取法第 167 条第 3 項) の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、本件公開買付けに関与していた銀行員から情報の伝達を受けた者による内部者取引事案である。

【勧告年月日】 平成 21 年 7 月 8 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ゼネラルホールディングス (平成 21 年 5 月 1 日合併により解散) とのマネジメント・バイ・アウトに関する情報共有の契約の契約締結先の銀行員から、同人がその契約の履行に関し知った、株式会社ゼネラルホールディングスが、ゼネラル株式会社 (現ゼネラルホールディングス株式会社) の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 9 月 4 日より以前の同年 8 月 25 日に、ゼネラル株式会社の株券 3,000 株を買付価額 91 万 5,000 円で買い付けたものである。

【課徴金額】 71 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 7 月 8 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 8 月 20 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ② 株式会社総和地所株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社総和地所株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反 (金商法第 159 条第 2 項第 1 号) の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 7 月 28 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社総和地所の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 5 月 1 日から同月 7 日までの間、3 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同

株券合計 72 株を買い付ける一方、同株券合計 45 株を売り付け、及び同株券延べ合計 103 株の買付けの委託を行い、同株券の株価を 4 万 1,300 円から 4 万 6,500 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

【課 徴 金 額】 16 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 7 月 28 日  
課徴金納付命令日 平成 21 年 8 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 日産ディーゼル工業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、日産ディーゼル工業株式会社（以下「日産ディーゼル工業」という。）役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 1 項第 4 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、日産ディーゼル工業に係る内部者取引違反として告発した事案（本文 109 頁参照）の関連事案である。

【勧告年月日】 平成 21 年 8 月 4 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、日産ディーゼル工業の役員であったが、日産ディーゼル工業と秘密保持契約を締結していたエヌエー株式会社（ボルボ社を親会社とする S P C）が日産ディーゼル工業の株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、同契約の履行に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 2 月 20 日より前の同月 14 日に、日産ディーゼル工業の株券 2,000 株を買付価額 87 万 4000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 20 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 8 月 4 日  
課徴金納付命令日 平成 21 年 8 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 株式会社原弘産役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社原弘産（以下「原弘産」という。）役員による内部者取引について検査した結果、下記のとおり法令違反（証取法第 166 条第 1 号第 1 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、原弘産役員による、重要事実公表前の同社株券の売付け及び買付けの双方を対象として課徴金納付命令勧告を行った事案である。

【勧告年月日】 平成21年9月15日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、原弘産の役員であったが、同社が転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成19年2月1日より前の平成18年11月8日から平成19年1月30日までの間に、原弘産の株券合計401株を売付価額9,426万6,000円で売り付け、また、同社の株券合計175株を買付価額3,989万円で買い付けたものである。

【課徴金額】 284万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年9月15日

課徴金納付命令日 平成21年10月7日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ PwCアドバイザリー株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、PwCアドバイザリー株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第167条第1項第4号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、公開買付けを重要事実とし、当該公開買付けに関与していたデュー・ディリジェンス担当者による内部者取引事案である。

【勧告年月日】 平成21年10月23日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ファーストリテイリングとのアドバイザリーサービス業務の提供に関する業務委託契約の契約締結先であるPwCアドバイザリー株式会社の社員であったが、株式会社ファーストリテイリングが株式会社リンク・セオリー・ホールディングスの株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、同契約の履行に関し知り、この事実が公表された平成21年1月29日より前の同月28日に、同株券合計20株を、自己の計算において、買付価額209万9,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】 129万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年10月23日

課徴金納付命令日 平成21年11月20日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ 株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社ウィーヴ株券の公開買付者従事者からの情報受領者である税理士による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第 167 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、税理士が関与した課徴金納付命令勧告事案の初めての事案である（ただし、税理士はその職務に関し、公開買付け事実を知ったものではなく、第一次情報受領者としての立場で当該事実を知ったものである）。

【勧告年月日】 平成 21 年 10 月 23 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、MC P シナジー 1 号投資事業有限責任組合（以下「MC P シナジー」という。）の業務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った、MC P シナジーが株式会社ウィーヴの株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 1 月 14 日より前の同月 9 日及び同月 13 日に、同株券合計 100 株を、自己の計算において、買付価額 77 万 7,000 円で買い付けたものである。

【課徴金額】 82 万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 23 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑦ オリエンタル白石株式会社社員ら 7 名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、オリエンタル白石株式会社（以下「オリエンタル白石」という。）社員ら 7 名による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、オリエンタル白石が更生手続開始の申立てを行うことを決定したという重要事実（以下「本件重要事実」という。）に対して、7 人が内部者取引を行ったとして、課徴金納付命令勧告を行った事案である。対象者の属性としては、①～③の会社関係者、④～⑦の情報受領者に分かれる。情報受領者の中には、信用取引により売付けを行った信用調査会社社員もおり、企業の破綻に関する情報を日常的に扱っている者が、知り得た情報をもとに内部者取引を行うという非難されるべき事案である。一方、下記①～③の会社関係者については、当該事実を知れば、保有する自社株の売り抜けを考えてしまう状況にあると認められるものであるが、他の一般投資家との間の情報へのアクセスの不公平な状況に鑑みれば、当該売付け行為も非難に値するものである。

【勧告年月日】 平成 21 年 10 月 30 日



## 【勧告の対象となった違反事実】

### 1. オリエンタル白石社員

課徴金納付命令対象者①は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計1万2,000株を売付価額131万9,400円で売り付けたものである。

課徴金納付命令対象者②は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計2,000株を売付価額24万2,700円で売り付けたものである。

課徴金納付命令対象者③は、オリエンタル白石の社員であったが、本件重要事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券1,200株を売付価額15万円で売り付けたものである。

### 2. オリエンタル白石社員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者④は、オリエンタル白石の社員から、同人がその職務に関し知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券6,300株を売付価額78万7,500円で売り付けたものである。

課徴金納付命令対象者⑤は、オリエンタル白石の社員から、同人がその職務に関し知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券4,400株を売付価額55万円で売り付けたものである。

### 3. オリエンタル白石の契約締結先社員からの情報受領者（信用調査会社社員）

課徴金納付命令対象者⑥は、オリエンタル白石とのリース契約の契約締結先の社員がその契約の履行に関し知り、同社の従業者（以下「契約先の従業者」という。）が職務上知り、その後、課徴金納付命令対象者⑥の勤務先の社員が職務上契約先の従業者から伝達を受けた本件重要事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計3万株を売付価額326万8,800円で売り付けたものである。

### 4. オリエンタル白石の契約締結先役員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者⑦は、オリエンタル白石との工事請負契約の契約締結先の役員から、同人がその契約の履行に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成20年11月26日午後5時30分より前の同日に、オリエンタル白石の株券合計2万5,000株を売付価額307万1,200円で売り付けたものである。

【課徴金額】	課徴金納付命令対象者①	61万円
	課徴金納付命令対象者②	12万円
	課徴金納付命令対象者③	7万円
	課徴金納付命令対象者④	41万円
	課徴金納付命令対象者⑤	29万円
	課徴金納付命令対象者⑥	149万円
	課徴金納付命令対象者⑦	159万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①から⑦とも同日）

審判手続開始決定日 平成 21 年 10 月 30 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日

なお、課徴金納付命令対象者①から⑦の全ての者からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ⑧ SBIフューチャーズ株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、SBIフューチャーズ株式会社株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（金商法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 11 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、SBIフューチャーズ株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 2 月 26 日から同月 27 日までの間、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券合計 456 株を買い付ける一方、同株券合計 138 株を売り付け、同株券の株価を 2 万 7,400 円から 3 万 8,300 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課徴金額】 100 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 5 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 11 月 30 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ⑨ フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行った。

本件は、過年度決算数値に過誤があることが発覚した事実について、バスケット条項を適用した事案である。課徴金納付命令勧告において、バスケット条項を適用した事案としては、2 件目となる。また、本件の違反行為者は、家族関係にある者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者であり、会社の重要情報が家族間で伝達されていたという事案である。

【勧告年月日】 平成 21 年 11 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、フタバ産業株式会社社員から、同人がその職務に関し知った、

フタバ産業株式会社において同社の平成 18 年 3 月期、同 19 年 3 月期及び同 20 年 3 月期の各過年度決算数値に過誤があることが発覚した旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 15 日より前の同月 6 日に、フタバ産業株式会社の株券 9,700 株を売付価額 1,135 万 8,700 円で売り付けたものである。

【課 徴 金 額】 258 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 11 月 20 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ 山崎建設株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、山崎建設株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 1 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 12 月 8 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、山崎建設株式会社の社員であったが、同社が更生手続開始の申立てを行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 10 月 30 日より前の同月 28 日から同月 30 日までの間に、山崎建設株式会社の株券合計 5 万 1,000 株を売付価額 246 万 7,000 円で売り付けたものである。

【課 徴 金 額】 190 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 8 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 12 月 25 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ 株式会社日立製作所社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、平成 19 年 3 月から平成 21 年 1 月にかけての日立製作所が関係した 3 件の公開買付けに係る重要事実を、同社社員が家族に伝達し、その情報を受領した家族の者が内部者取引を行ったという事案である。

【勧告年月日】 平成21年12月15日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、

- (1) 日本電産株式会社との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の株式会社日立製作所の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、日本電産株式会社が日本サーボ株式会社（現日本電産サーボ株式会社）の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年3月13日より前の同月12日に、同株券合計2万5,000株を、自己の計算において、買付価額495万円で買い付けた。
- (2) 日立製作所の社員から、同人がその職務に関し知った、日立製作所が日立工機株式会社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年1月15日より前の同月14日に、同株券合計5,000株を、自己の計算において、買付価額372万4,000円で買い付け、
- (3) 日立製作所の社員から、同人がその職務に関し知った、日立製作所が株式会社日立国際電気の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年1月15日より前の同月14日に、同株券1万1,000株を、自己の計算において、買付価額484万円で買い付けた。

【課徴金額】 752万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年12月15日

課徴金納付命令日 平成22年1月13日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 株式会社アリサカ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社アリサカ（以下「アリサカ」という。）社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第1項第1号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、アリサカにおいて複数年度にわたる不適切な会計処理が判明した事実について、バスケット条項を適用した事案である。

【勧告年月日】 平成21年12月15日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、アリサカの社員であったが、アリサカにおいて複数年度に亘る不適切な会計処理が判明した旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成20年5月27日より前の同月16日に、アリサカの株券合計2,000株を売付価額60万4,200円で売り付けたものである。
2. 課徴金納付命令対象者②は、アリサカの社員であったが、本件重要事実をその職務に関

し知り、この事実が公表された平成 20 年 5 月 27 日より前の同月 16 日に、アリサカの株券合計 500 株を売付価額 15 万 1,700 円で売り付けたものである。

【課 徴 金 額】 課徴金納付命令対象者① 31 万円  
課徴金納付命令対象者② 8 万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 15 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 1 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者①及び②からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ⑬ 株式会社ベルーナ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社ベルーナ（以下「ベルーナ」という。）社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、会社の決算情報に直接触れることのできる者（IR 担当者）が、業績予想の下方修正を行うとの事実を知り、内部者取引に及んでいる典型的な会社関係者による内部者取引事案である。

【勧告年月日】 平成 21 年 12 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ベルーナの社員であったが、同社が平成 20 年 3 月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 10 月 31 日より前の同月 12 日及び同月 17 日に、ベルーナの株券合計 1,800 株を売付価額 208 万 5,000 円で売り付けたものである。

【課 徴 金 額】 29 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 18 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 2 月 1 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ⑭ ベルーナ社員からの情報受領者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、ベルーナ社員からの情報受領者らによる内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、第一次情報受領者による内部者取引事案である。情報伝達者の属性は、ベルーナ社員及びベルーナの契約締結先社員といずれも同社が特定商取引に関する法律に基づく業務停止命令の行政処分を受ける旨の事実（以下「本件重要事実」という。）を職務上知り得る立場にあった者で、いずれも家族関係にある者に伝達し、当該重要事実の伝達を受けた者

が内部者取引を行ったものである。

また、本件は、行政処分を受ける旨の事実を重要事実として内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った初めての事案である。

【勧告年月日】 平成 21 年 12 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、ベルーナの社員から、同人がその職務に関し知った、本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 7 月 9 日午後 2 時 30 分より前の同月 4 日に、ベルーナの株券合計 1,750 株を売付価額 129 万 5,450 円で売り付けたものである。
2. 課徴金納付命令対象者②は、ベルーナとの業務委託契約の契約締結先の社員から、同人がその契約の履行に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 7 月 9 日午後 2 時 30 分より前の同日に、ベルーナの株券合計 2,000 株を売付価額 145 万 1,000 円で売り付けたものである。

【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 40 万円  
課徴金納付命令対象者② 43 万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）

審判手続開始決定日 平成 21 年 12 月 18 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 1 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者①及び②からそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮ 株式会社タウンニュース社社員による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社タウンニュース社社員による相場操縦について検査した結果、法令違反（旧金商法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 22 年 2 月 2 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社タウンニュース社の社員であったが、同社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 11 月 6 日から同月 14 日までの間、7 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券合計 9,100 株を買い付ける一方、同株券合計 7,800 株を売り付け、同株券の株価を 172 円から 260 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課徴金額】 25 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 2 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 2 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑯ 株式会社ヤマノホールディングス役員及び関係法人 2 社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社ヤマノホールディングス（以下「ヤマノホールディングス」という。）役員及び関係法人 2 社による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 1 項第 1 号、同条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、法人の計算において内部者取引が行われていたことから、当該法人を対象として課徴金納付命令勧告を行った事案である。なお、法人を課徴金納付命令対象とするにあたり、当該法人 2 社を、ヤマノホールディングス役員から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者にあたりと認定した事案でもある。

【勧告年月日】 平成 22 年 2 月 19 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. 課徴金納付命令対象者①は、ヤマノホールディングスの役員であったが、同社の子会社である堀田丸正株式会社が、ヤマノホールディングスの孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。）をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 20 年 10 月 29 日より前の同月 10 日から同月 16 日までの間に、自己の計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 3 万 2,900 株を買付価額 162 万 3,500 円で買い付けたものである。
2. 株式会社ヤマノネットワーク（以下「ヤマノネットワーク」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同人がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 29 日より前の同月 23 日から同月 29 日までの間に、ヤマノネットワークの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 2 万 1,300 株を買付価額 134 万 5,500 円で買い付けたものである。
3. 株式会社ヤマノビューティケミカル（以下「ヤマノビューティケミカル」という。）は、課徴金納付命令対象者①から、同人がその職務に関して知った本件重要事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 20 年 10 月 29 日より前の同月 7 日から同月 9 日までの間に、ヤマノビューティケミカルの計算において、ヤマノホールディングスの株券合計 2 万 8,000 株を買付価額 137 万 1,400 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 課徴金納付命令対象者① 90 万円  
ヤマノネットワーク 29 万円  
ヤマノビューティケミカル 78 万円

【勧告後の経緯】（課徴金納付命令対象者①、ヤマノネットワーク及びヤマノビューティケミカルとも同日）

審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 19 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 3 月 15 日

なお、課徴金納付命令対象者①、ヤマノネットワーク及びヤマノビューティケミカルからそれぞれ、事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑰ 株式会社スズケン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告**

証券監視委は、株式会社スズケン株式に係る相場操縦について検査した結果、法令違反(金商法第 159 条第 2 項第 1 号) の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、相場操縦事案に対する課徴金納付命令勧告としては、6 件目の事案であるが、見せ玉手法を用いて短期間に複数回行われた相場操縦に対する勧告としては、初めての事案である。

【勧告年月日】 平成 22 年 2 月 26 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社スズケンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表に掲げる取引年月日の行為時間に、直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで同株式を買い付け、その後、直前約定値よりも下値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで同株式を売り付けるなどの方法により、同表の「売買の委託状況」欄及び「売買状況」欄に掲げる株数の同株式の買付け及び売付けの委託並びに同株式の買付け及び売付けを行い、同表の「株価の変動操作状況」欄に掲げる状況のとおり同株式の株価を変動させ、28 回にわたり、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。



(単位：株)

番号	取引年月日 (平成21年)	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況
			買付	売付	買付	売付	
1	5月27日	9時16分 ころ ～ 10時02分 ころ	65,000	58,500	5,800	5,800	2470円から2440円まで下落させたのち、2480円まで上昇させるなどした。
2		10時04分 ころ ～ 12時40分 ころ	45,500	32,500	3,200	3,200	2475円から2465円まで下落させたのち、2490円まで上昇させるなどした。
3		13時09分 ころ ～ 14時10分 ころ	39,000	0	3,600	3,600	2460円から2490円まで上昇させるなどした。
4	5月28日	9時43分 ころ ～ 10時01分 ころ	52,000	39,000	4,200	4,200	2450円から2440円まで下落させたのち、2460円まで上昇させるなどした。
5		10時15分 ころ ～ 10時36分 ころ	0	58,500	6,100	6,100	2445円から2415円まで下落させるなどした。
6		10時39分 ころ ～ 12時46分 ころ	52,000	45,500	5,000	5,000	2435円から2415円まで下落させたのち、2445円まで上昇させるなどした。
7	5月29日	9時42分 ころ ～ 10時25分 ころ	32,500	58,500	5,200	5,200	2405円から2385円まで下落させたのち、2400円まで上昇させるなどした。
8		10時34分 ころ ～ 12時45分 ころ	39,000	69,000	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。
9	6月1日	12時37分 ころ ～ 13時23分 ころ	32,500	52,000	6,000	6,000	2505円から2525円まで上昇させるなどした。
10	6月3日	10時34分 ころ ～ 10時39分 ころ	52,000	0	2,400	2,400	2620円から2640円まで上昇させるなどした。
11	6月4日	9時50分 ころ ～ 9時54分 ころ	52,000	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなどした。
12		9時55分 ころ ～ 10時26分 ころ	39,000	26,000	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなどした。
13		12時44分 ころ ～ 12時47分 ころ	32,500	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなどした。
14	6月5日	9時00分 ころ ～ 9時18分 ころ	52,000	84,500	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。
15		10時27分 ころ ～ 12時46分 ころ	45,500	71,500	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。
16		14時28分 ころ ～ 14時48分 ころ	45,500	32,500	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなどした。
17	6月8日	10時46分 ころ ～ 10時56分 ころ	32,500	39,000	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。
18		10時56分 ころ ～ 13時28分 ころ	45,500	45,500	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。
19		13時55分 ころ ～ 14時11分 ころ	26,000	0	6,500	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなどした。
20	6月11日	9時12分 ころ ～ 9時32分 ころ	39,000	65,000	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。
21		9時32分 ころ ～ 10時55分 ころ	78,000	32,500	800	800	2545円から2595円まで上昇させるなどした。
22		10時55分 ころ ～ 10時59分 ころ	0	45,500	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなどした。
23		12時37分 ころ ～ 14時54分 ころ	45,500	91,000	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。
24	6月15日	9時28分 ころ ～ 9時47分 ころ	32,500	45,500	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。
25	6月17日	10時08分 ころ ～ 10時59分 ころ	45,500	39,000	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。
26	6月18日	13時44分 ころ ～ 14時06分 ころ	45,500	32,500	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなどした。
27	6月24日	9時13分 ころ ～ 9時33分 ころ	52,000	39,000	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。
28		10時12分 ころ ～ 10時16分 ころ	0	32,500	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなどした。
	総 計		1,118,000	1,135,000	130,800	130,800	

【課 徴 金 額】 159 万円

## 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 2 月 26 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 3 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ⑱ 株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社日本エル・シー・エー役員からの情報受領者による内部者取引に

ついて検査した結果、法令違反（金商法第 166 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 22 年 3 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社エル・シー・エーホールディングス）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社が株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 21 年 4 月 28 日午後 7 時 30 分より前の同月 27 日に、株式会社日本エル・シー・エーの株式合計 6 万 4,300 株を、自己の計算において買付価額 205 万 3,300 円で買い付け、また、この事実が公表された平成 21 年 4 月 28 日午後 7 時 30 分より前の同日に、同社の株式合計 6 万 4,300 株を、自己の計算において売付価額 227 万 6,300 円で売り付けたものである。

【課徴金額】 98 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 5 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 3 月 31 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑱ 株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券監視委は、株式会社フェヴリナ監査役による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第 166 条第 1 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、上場会社の監査役が、その職務に関して知り得た会社の重要事実に基づいて内部者取引を行った事案である。

【勧告年月日】 平成 22 年 3 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フェヴリナの監査役であったが、同社が平成 21 年 3 月期の業績予想を上方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 21 年 3 月 12 日より前の同月 9 日及び同月 10 日に、株式会社フェヴリナの株式合計 150 株を、自己の計算において買付価額 42 万 1,255 円で買い付けた。

【課徴金額】 15 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 26 日  
課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## ⑳ 南部化成株式会社社員らからの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

証券取引等監視委員会は、南部化成株式会社（以下「南部化成」という。）社員らからの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（金商法第 167 条第 3 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

本件は、南部化成株式に対して公開買付けが実施されるという事実に基づいて、2名の公開買付関係者からそれぞれ情報伝達を受けた、各2名の第一次情報受領者計4名による、内部者取引事案である。また、第一次情報受領者として課徴金納付命令勧告の対象となった者の中には、税理士及び金融機関職員が含まれている事案である。

【勧告年月日】 平成 22 年 3 月 30 日

### 【勧告の対象となった違反事実】

#### 1. 株式会社アーク社員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者①及び②は、株式会社NMCファンド 14（投資会社である日本みらいキャピタル株式会社により設立されたSPC。平成21年11月1日合併により解散。以下「NMCファンド」という。）との公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結交渉先の株式会社アーク（元・南部化成の親会社）の社員から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、NMCファンドが南部化成の株式の公開買付けを行うことを決定した事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受け、

課徴金納付命令対象者①においては、この事実が公表された平成 21 年 2 月 27 日より前の同年 1 月 26 日から同年 2 月 12 日までの間に、南部化成の株式合計 1 万 5,900 株を、自己の計算において買付価額 715 万 5,600 円で買い付けたもの、

課徴金納付命令対象者②においては、この事実が公表された平成 21 年 2 月 27 日より前の同年 1 月 27 日及び同月 29 日に、南部化成の株式合計 200 株を、自己の計算において買付価額 8 万 9,600 円で買い付けたものである。

#### 2. 南部化成社員からの情報受領者

課徴金納付命令対象者③及び④は、NMCファンドとの秘密保持契約の契約締結先である南部化成の社員から、同人がその契約の履行に関し知った本件公開買付け事実の伝達を受け、

課徴金納付命令対象者③においては、この事実が公表された平成 21 年 2 月 27 日より前の同月 25 日に、南部化成の株式合計 1,200 株を、自己の計算において買付価額 37 万 2,000 円で買い付けたもの、

課徴金納付命令対象者④においては、この事実が公表された平成 21 年 2 月 27 日より前の同月 25 日に、南部化成の株式 1,000 株を、自己の計算において買付価額 30 万 9,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】	課徴金納付命令対象者①	1,127 万円
	課徴金納付命令対象者②	14 万円
	課徴金納付命令対象者③	101 万円
	課徴金納付命令対象者④	85 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 30 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### 3 その他

平成21年6月19日に課徴金勧告を行った、カルピス株式会社株券に係る味の素株式会社社員（以下「被審人」という。）による内部者取引事案については、被審人が勧告の対象となった違反事実を認めず、争ったことから、課徴金制度導入後、初めて審判期日が開催されることとなった。平成21年9月から平成22年1月まで4回にわたり審判期日が開催され、被審人及び参考人に対する審問等を経た結果、平成22年3月16日に課徴金納付命令決定がなされた。

#### 【勧告の対象となった違反事実】

被審人は、カルピス株式会社と株式交換契約の締結の交渉をしていた味の素株式会社の社員であったが、同社の他の社員が、同契約の締結の交渉に関し知った、カルピス株式の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年6月11日午後3時00分より前の同日に、妻の名義で、自己の計算において、カルピス株式会社の株券合計2,000株を総額221万3,000円で買い付けたものである。

#### 【本件の争点】

被審人の妻による本件カルピス株式会社株券の取引について、

- ① 本件重要事実を知った被審人が、被審人の妻に対して指示したと認めることができるか。
- ② 被審人が自己の計算で行ったと認めることができるか。

【課 徴 金 額】 39 万円

#### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 21 年 6 月 19 日
被審人の答弁書提出（違反事実を否認）	平成 21 年 8 月 21 日
第 1 回 審 判 期 日	平成 21 年 9 月 10 日
第 2 回 審 判 期 日	平成 21 年 10 月 8 日
第 3 回 審 判 期 日	平成 21 年 11 月 16 日
第 4 回 審 判 期 日（結審）	平成 22 年 1 月 28 日
課徴金納付命令日	平成 22 年 3 月 16 日

### 第3 今後の課題

金商法違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するための措置として課徴金制度が導入されて5年が経過したが、内部者取引及び相場操縦の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告件数は増加傾向が見られるところである。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった昨今の我が国金融・証券市場を取り巻く環境の変化、経済情勢、さらには、インターネット等による証券取引の普及等を背景として、違反行為の態様も制度導入当時から著しく変貌を遂げている。課徴金調査は、行政上の措置として、一定の金商法の違反行為者に対して金銭的な負担を課すという、課徴金納付命令（行政処分）を行う前提として証拠収集を行う、行政調査である。したがって、原則的には、その証拠収集・立証の程度は、刑事裁判／犯則事件の調査ほどの厳密さまでは必要とされないと考えられている。こうした課徴金調査の特性により、犯則調査に比較すれば、迅速・効率的な調査を行うことができ、金商法違反行為の抑止につなげることが可能となっている。上述のような、我が国の金融・証券市場を取り巻く環境の変化、市場の動きにタイムリーかつ機敏に対応するためには、市場監視の有効なツールとしてこれまで以上に課徴金制度を活用していくことが求められる。

そのため、課徴金制度の特性を活かし、既存の違反行為類型にとどまらず、クロスボーダース案や複合事案等への当制度の一層の活用、迅速・効率的な調査を行い、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護に結びつけていくことが喫緊の課題となっている。具体的には、以下のような課題に取り組むこととする。

- (1) 公開買付け等に関連する内部者取引の増加などの不正取引事案の傾向の変化に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化を図られるようにする。
- (2) インターネット取引を用いた相場操縦等の違法行為の増加に積極的に対応していくほか、内部者取引に加え、相場操縦や偽計といった違反行為が複雑に絡まっている事案、クロスボーダース案に対しても、証券監視委の持つ手段のひとつとして、課徴金調査機能を機動的、戦略的に活用する。
- (3) 不正取引を未然に防止する観点から、「金融商品取引法における課徴金事例集」に個別事案に係る紹介とともに、データを中心とした傾向分析をとりまとめること等を検討し、市場関係者の自主的な規律付けに繋げるほか、上場企業による内部管理体制の構築を促すため、様々なチャネルを通じて情報発信を行う。

## 第6章 開示検査

### 第1 概説

#### 1 開示検査の目的

開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するために金商法で定められている開示書類により、開示企業及びその企業グループの事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他投資に必要な判断をする機会を与え、投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている（具体的な権限については、下記2参照）。従前は、開示検査に係る権限は関東財務局が所管していたところであるが、平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事案が相次いで判明したことから、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年7月より、有価証券報告書等の虚偽記載に係る検査・報告徴取権限が証券監視委に移管されている。

証券監視委において、開示検査は、平成17年4月に課徴金制度が導入された際に、課徴金調査を行うため、総務検査課の下に設置された課徴金調査・有価証券報告書等検査室において所管することとされた。同室はその後、平成18年7月に「課徴金・開示検査課」に改組された。その後、不公正取引に対する課徴金調査とともに、開示検査・開示義務違反に対する課徴金調査の体制整備が図られているところであり、平成21年7月からは、課徴金・開示検査課において、いわゆる不公正ファイナンス事案に対しても検査・調査等に取り組んでいるところである。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と、市場に対する投資者の信頼を確保すること、を目的として行われている。

#### 2 開示検査の権限等

我が国金融・資本市場においては、約3,700社の上場会社を含む開示会社約4,400社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、内部統制報告書の提出者、四半期報告書の提出者、半期報告書の提出者、臨時報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、これらの書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書の提出者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これ

らの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 22 第 2 項）

- (4) 大量保有報告書の提出者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）、これらの権限及び（上記注 1）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額（開示関係）

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を发出するよう勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の发出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる（本文 73 頁参照）。

平成 20 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、課徴金の対象となる行為が新たに追加されるとともに、従来より対象となっていた違反行為に対する課徴金額が引き上げられ、現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条）  
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。

- (2) 虚偽の有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）  
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

(注) 平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。  
改正前の課徴金額は、募集・売込総額の 100 分の 1 (株券等は 2)。

(3) 有価証券報告書等 (事業年度ごとの継続開示等) を提出しない行為 (金商法第 172 条の 3)

課徴金額：前事業年度の監査報酬額 (前事業年度の監査がない場合等は 400 万円) (四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1)

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

(4) 虚偽の有価証券報告書等 (事業年度ごとの継続開示等) を提出する行為 (金商法第 172 条の 4、旧金商法第 172 条の 2)

課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額 (四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1)

(注 1) 平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額 (四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1)。

(注 2) 継続開示書類に係る虚偽記載については、平成 17 年 12 月 1 日以降に提出された有価証券報告書等が対象。

なお、平成 18 年 11 月 30 日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 2 のいずれか大きい額と定められている。

(注 3) 平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、虚偽の四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

(5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為 (金商法第 172 条の 5)  
課徴金額：買付総額の 100 分の 25

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。

(6) 虚偽の公開買付開始公告を行い又は虚偽の公開買付届出書等を提出する行為 (金商法第 172 条の 6)

課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

(7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為 (金商法第 172 条の 7)

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。



(8) 虚偽の大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の 8）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に提出されるものについて適用。

(9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条の 9）

課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(10) 虚偽の特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(11) 虚偽の発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報を提供すべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

## 第2 開示検査結果に基づく勧告等

### 1 課徴金納付命令に係る勧告の状況

#### (1) 勧告の状況

平成21年度における開示書類の重要な事項についての虚偽記載等開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告は、件数で10件、金額で7億1,147万9,998円となった。

平成21年度における勧告事案は、発行開示書類の虚偽記載（平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下、この章において「旧金商法」という。）第172条）及び継続開示書類の虚偽記載（旧金商法第172条の2等）、公開買付開始公告の実施義務違反（金商法第172条の5）による勧告であった。このうち、EBANCO HOLDINGS LIMITEDが、株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券の買付けに当たり、公開買付開始公告をしなければならなかったにもかかわらず、これを行わず取引所金融商品市場外での買付けを行った事案について、公開買付開始公告の実施義務違反による課徴金納付命令勧告を初めて行った（後記(2)②）。

また、発行・継続開示書類に係る虚偽記載の態様は、売上の過大計上、架空売上の計上、貸倒引当金の不計上、貸倒引当金繰入額の過少計上、棚卸資産の過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成21年度における課徴金額の最高額は、2億8,155万円（株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合は、上記課徴金勧告以外にも、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合は、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成17年以降、実績は2件のみ）。

なお、訂正報告等の提出を命ずる勧告については、会社が自発的に訂正した場合には行わない。

#### (2) 勧告事案の概要

開示検査結果に基づき、平成21年度に勧告を行った事案のうち、平成21年7月～22年3月（注）において、勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

（注）平成21年4月～6月の事案については、平成20事務年度（20年7月～21年6月）版の証券取引等監視委員会の活動状況に掲載。

##### ① 株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の2第1項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年7月3日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

株式会社大水は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出したものである。

有価証券報告書等		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成20年6月27日	第73期事業年度会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,514百万円であるところを▲1,112百万円と記載	架空売上の計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課徴金額】 300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年7月3日  
課徴金納付命令日 平成21年7月30日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## ② EBANCO HOLDINGS LIMITED による新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、EBANCO HOLDINGS LIMITED(本店所在地:英領バージン諸島)による株券等の買付けについて検査した結果、法令違反(金商法第172条の5)の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年10月16日

【勧告の対象となった違反事実】

EBANCO HOLDINGS LIMITEDは、平成21年3月25日、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券(株式会社サハダイヤモンド第8回新株予約権)9,582個を買付価額3,000万円で取引所金融商品市場外において買い付けるに当たり、当該買付け後の株券等所有割合が97.38パーセントとなり、かつ、法定の除外事由がないことから、当該買付けは公開買付けによらなければならない、公開買付開始公告をしなければならないものであったにもかかわらず、これを行わないで、当該買付けをしたものである。

同法人が行った行為は、金商法第172条の5に規定する行為に該当すると認められる。

【課徴金額】 750万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年10月16日  
課徴金納付命令日 平成21年11月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、

審判廷における審理は行わなかった。

③ 株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 11 月 24 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アルデプロは

- (1) 有価証券報告書等について、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 18 年 4 月 17 日	第 19 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 18 年 1 月中間期半期報告書）	平成 17 年 8 月 1 日～平成 18 年 1 月 31 日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が 1,009 百万円であるところを 1,425 百万円と記載	売上の過大計上
2	平成 19 年 10 月 26 日	第 20 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 19 年 7 月期有価証券報告書）	平成 18 年 8 月 1 日～平成 19 年 7 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が 4,710 百万円であるところを 6,512 百万と記載	架空売上の計上及び引当金の不計上

番 号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
3	平成20年4月 30日	第21期事業年度中 間連結会計期間に 係る半期報告書(平 成20年1月中間期 半期報告書)	平成19年8月1日～ 平成20年1月31日の 中間連結会計期間	中間連結損益計算 書	・連結経常損益が ▲2,379百万円で あるところを 6,705百万円と記 載 ・連結中間純損益 が▲7,807百万円 であるところを 3,915百万円と記 載	売上の過大計 上及び引当金 の不計上等
				中間連結貸借対照 表	連結純資産額が 24,965百万円であ るところを38,491 百万円と記載	
4	平成20年10 月31日	第21期事業年度連 結会計期間に係る 有価証券報告書(平 成20年7月期有価 証券報告書)	平成19年8月1日～ 平成20年7月31日の 連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲ 7,903百万円であ るところを1,129 百万円と記載 ・連結当期純損益 が▲26,125百万円 であるところを▲ 10,413百万円と記 載	売上の過大計 上及び棚卸資 産の過大計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 5,998百万円であ るところを23,512 百万円と記載	
5	平成20年12 月15日	第22期事業年度第 1四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書(平成20年 10月第1四半期 四半期報告書)	平成20年8月1日～ 平成20年10月31日の 第1四半期連結会計期 間	四半期連結貸借対 照表	連結純資産額が▲ 1,107百万円であ るところを13,972 百万円と記載	棚卸資産の過 大計上
6	平成21年3月 17日	第22期事業年度第 2四半期連結会計 期間に係る四半期 報告書(平成21年 1月第2四半期 四半期報告書)	平成20年11月1日～ 平成21年1月31日の 第2四半期連結会計期 間	四半期連結貸借対 照表	連結純資産額が▲ 8,564百万円であ るところを6,015 百万円と記載	棚卸資産の過 大計上

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
7	平成21年6月15日	第22期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成21年4月第3四半期四半期報告書)	平成21年2月1日～平成21年4月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲11,014百万円のあるところを1,045百万円と記載	棚卸資産の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(2) 有価証券届出書について、関東財務局長に対し、

- ① 平成18年4月28日、平成18年1月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年5月22日、21,339株の株券を3,499,596,000円で取得させ、
- ② 平成20年8月6日、平成19年7月期有価証券報告書及び平成20年1月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成20年8月27日、新株予約権付社債を10,002,720,000円で取得させた。

同社が行った上記行為は、旧金商法第172条第1項第1号に規定する行為に該当する。

【課徴金額】 2億8,155万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年11月24日  
課徴金納付命令日 平成21年12月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ④ 株式会社SBRに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社SBRに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反(旧金商法第172条の2第1項等)の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成22年1月29日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社SBRは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項又は第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番 号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 20 年 1 月 4 日	第 11 期事業年度中間連 結会計期間に係る半期 報告書 (平成 19 年 9 月 中間期半期報告書)	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 19 年 9 月 30 日の 中間連結会計期間	中間連結損益計算 書	連結中間純損益が ▲3,776 百万円であ るところを ▲1,643 百万円と 記載	貸倒引当金の 過少計上 売上の過大計 上等
2	平成 20 年 6 月 30 日	第 11 期事業年度連結会 計期間に係る有価証券 報告書 (平成 20 年 3 月 期有価証券報告書)	平成 19 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 3 月 31 日の 連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が ▲6,437 百万円であ るところを ▲3,533 百万円と 記載	貸倒引当金の 過少計上 売上の過大計 上等
3	平成 20 年 8 月 14 日	第 12 期事業年度第 1 四 半期連結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 20 年 6 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 6 月 30 日の 第 1 四半期連結累計 期間	四半期連結損益計 算書	連結四半期純損益 が▲580 百万円であ るところを 106 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上 売上の過大計 上等
			平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 6 月 30 日の 第 1 四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対 照表	連結純資産額が 12,659 百万円であ るところを 16,223 百万円と記載	
4	平成 20 年 11 月 14 日	第 12 期事業年度第 2 四 半期連結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 20 年 9 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 9 月 30 日の 第 2 四半期連結累計 期間	四半期連結損益計 算書	連結四半期純損益 が▲1,476 百万円 であるところを ▲30 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上 売上の過大計 上等
			平成 20 年 7 月 1 日～ 平成 20 年 9 月 30 日の 第 2 四半期連結会計 期間	四半期連結貸借対 照表	連結純資産額が 11,732 百万円であ るところを 16,057 百万円と記 載	
5	平成 21 年 2 月 13 日	第 12 期事業年度第 3 四 半期連結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 20 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 20 年 12 月 31 日 の第 3 四半期連結累 計期間	四半期連結損益計 算書	連結四半期純損益 が▲3,561 百万円 であるところを ▲1,651 百万円と 記載	貸倒引当金の 過少計上 売上の過大計 上等

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
			平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が9,402百万円であるところ、14,190百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課徴金額】 600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成22年1月29日  
課徴金納付命令日 平成22年2月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ モジュール株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、モジュール株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法172条の2第1項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成22年3月12日

【勧告の対象となった違反事実】

モジュール株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項並びに金融商品取引法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年8月28日	第9期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成20年5月期有価証券報告書）	平成19年6月1日～平成20年5月31日の会計期間	損益計算書	・経常損益が46百万円であるところを102百万円と記載 ・当期純損益が1百万円であるところを61百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等



番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成 20 年 10 月 14 日	第 10 期事業年度第 1 四半期 会計期間に係る四半期報告 書 (平成 20 年 8 月第 1 四半 期四半期報告書)	平成 20 年 6 月 1 日～ 平成 20 年 8 月 31 日の 第 1 四半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が▲144 百万円であるところ を▲26 百万円と 記載 ・四半期純損益が ▲144 百万円であ るところを▲16 百 万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
			平成 20 年 6 月 1 日～ 平成 20 年 8 月 31 日の 第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 417 百 万円であるところ を 606 百万円と記 載	
3	平成 21 年 1 月 14 日	第 10 期事業年度第 2 四半期 会計期間に係る四半期報告 書 (平成 20 年 11 月第 2 四半 期四半期報告書)	平成 20 年 6 月 1 日～ 平成 20 年 11 月 30 日 の第 2 四半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が▲215 百万円であるところ を▲96 百万円と 記載 ・四半期純損益が ▲261 百万円であ るところを▲144 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
			平成 20 年 9 月 1 日～ 平成 20 年 11 月 30 日 の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 295 百 万円であるところ を 473 百万円と記 載	
4	平成 21 年 4 月 14 日	第 10 期事業年度第 3 四半期 会計期間に係る四半期報告 書 (平成 21 年 2 月第 3 四半 期四半期報告書)	平成 20 年 6 月 1 日～ 平成 21 年 2 月 28 日の 第 3 四半期累計期間	四半期 損益計算書	・経常損益が▲271 百万円であるところ を▲166 百万円 と記載 ・四半期純損益が ▲440 百万円であ るところを▲337 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上等
			平成 20 年 12 月 1 日～ 平成 21 年 2 月 28 日の 第 3 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が 119 百 万円であるところ を 281 百万円と記 載	

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成 21 年 8 月 27 日	第 10 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書(平成 21 年 5 月期有価証券報告書)	平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日の会計期間	損益計算書	・経常損益が▲241 百万円であるところを▲145 百万円と記載 ・当期純損益が▲459 百万円であるところを▲366 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
				貸借対照表	純資産額が 99 百万円であるところを 253 百万円と記載	
6	平成 21 年 10 月 14 日	第 11 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書(平成 21 年 8 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が 118 百万円であるところを 262 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課 徴 金 額】 900 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 22 年 3 月 12 日

課徴金納付命令日 平成 22 年 4 月 6 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## 2 開示検査の結果行われた自発的訂正等の状況

「1 課徴金納付命令に係る勧告等の状況」に記載した勧告に加えて、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合は、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

### ○ 平成 21 年度の状況

検査終了件数	23 件
(うち)	
課徴金納付命令勧告を行ったもの	10 件
課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	1 件

### 第3 今後の課題

開示検査の目的は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と市場に対する投資者の信頼を確保することにある。開示検査の運営に当たっては、法執行の対象が行政的な監督の下にない約 3,700 社の上場会社等を始めとする極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、証券市場を取り巻く環境が日々大きく変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図る必要がある。

- (1) 証券市場に関わる各種の公開・非公開情報の的確な収集・分析を行うため、市場内外の様々な情報を収集・分析するための態勢を強化し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒の効率的な発見のための態勢を整備する。
- (2) 検査技術、手法の改善に向けた不断の努力として、過去の開示義務違反行為における不適正な会計処理を分析・類型化する等により、開示検査技術、手法の高度化に努めるほか、国際会計基準（IFRS）の下で、開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の整備に努める。
- (3) 金融庁の行政部局等との連携を進めるとともに、金融商品取引所や公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事案等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化する。
- (4) 開示義務者等が自律的に適正な開示を行うための環境整備として、課徴金減算制度が導入された趣旨及び開示制度の本質に鑑み、開示検査等を通じて自発的な訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかける。また、「金融商品取引法における課徴金事例集」において、傾向分析を行うほか、勧告に至らなかった事案についても、事例として相応しいものについて、その概要を掲載するなど、掲載内容の充実を図る。

こうした基本的考え方の上に立ち、また、世界的金融危機に伴う実体経済の悪化が企業の財務内容に影響を与えている現状で、粉飾のリスクが高くなっていることを踏まえ、きめ細かく迅速な開示検査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告等を行う。

## 第7章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概説

我が国証券市場が、その市場機能を適切に発揮するためには、投資者をはじめとする市場参加者の市場に対する信頼が不可欠である。このため、証券監視委は、「市場の番人」として、市場のルールへの遵守状況を常時監視し、ルール違反に対しては厳正なペナルティーを課すことにより、市場の透明性・公正性の確保に努めているところである。

証券監視委は、平成4年の発足当初より、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（いわゆる粉飾）等、市場の公正性を害する悪質な犯則行為を調査・告発する権限を付与され、これまで134件の刑事告発を行ってきた。証券監視委は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努めてきているところであり、特に、近年、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案が見られるようになってきている中、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視を最重点課題として、これに強力に取り組んでいるところである。

また、グローバル化が進展する中、市場監視の空白を作らないよう、海外当局と積極的に連携し、クロスボーダーの不公正取引に対する監視を強化している。

更に、ネット取引化の進展に伴い、ネット取引の特性を利用した新手の犯則行為も見られるようになってきている中で、そのような犯則行為に対する監視についても鋭意取り組んでいる。

以上のような取組みの結果、平成21年度においては、不公正ファイナンスに係る偽計3件、クロスボーダー事案1件を含む内部者取引7件、ネット取引を利用した「見せ玉」手法によるもの1件及び不公正ファイナンスに絡む発行・流通両市場にまたがるもの2件の相場操縦3件、粉飾決算に基づく増資を含む虚偽有価証券報告書等提出4件の合計17件の告発を行ったところである（平成20事務年度は13件）。

### 第2 犯則事件の調査の目的、権限等

#### 1 犯則事件の調査の目的

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

#### 2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が

任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第 210 条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（金商法第 211 条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第 45 条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料 226 頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第 223 条、犯収法第 28 条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第 226 条、犯収法第 28 条）

### 第 3 犯則事件の調査・告発実績

#### 1 犯則事件の調査の実施状況

平成 21 年度に告発した事件については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

なお、ユニオンホールディングス株式会社に係る相場操縦事件及び偽計事件については大阪府警察本部と合同で、また、トランスデジタル株式会社に係る偽計事件については警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したところであり、事件の状況に応じて、他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

#### 2 告発の状況

平成 21 年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で 7 件・13 名、相場操縦の嫌疑で 3 件・13 名、偽計の嫌疑で 3 件・10 名、虚偽有価証券報告書等提出の嫌疑で 4 件・10 名の合計 17 件・46 名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料 226 頁以下の告発事件の概要一覧表参照）

事 件 名	告発年月日	告 発 先
ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件	21 年 4 月 22 日	東京地方検察庁 検察官
ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件	21 年 4 月 27 日	
株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した不正ファイナンスに係る偽計事件	21 年 7 月 14 日	
ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件	21 年 9 月 29 日	
グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件	21 年 10 月 20 日	
株式会社テレウェイヴ株券に係る内部者取引事件	21 年 12 月 15 日	
中外製薬株式会社株券の公開買付けに係る内部者取引事件	21 年 12 月 15 日	

事 件 名	告発年月日	告 発 先
トランスデジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件	22年3月26日	東京地方検察庁 検察官
ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件(1)(2)	(1)21年11月24日 (2)22年2月9日	大阪地方検察庁 検察官
ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件	21年12月24日	
株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件	22年3月16日	
株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時 有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(2)(3)	21年4月28日	さいたま地方検 察庁検察官
日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社 従業員らによる内部者取引事件	21年7月31日	
ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事 件(1)(2)	(1)22年3月2日 (2)22年3月19日	横浜地方検察庁 検察官

### 3 告発事案の概要

平成21年度の告発事案のうち、平成21年7月以降に告発した13件の概要は以下のとおりである（平成21年6月以前に告発した4件については、平成20事務年度の「証券取引等監視委員会の活動状況」（平成21年8月27日公表）に掲載）。

#### (1) 不公正取引に対する告発

##### ① 株式会社ペイントハウスの第三者割当増資を利用した不公正ファイナンスに係る偽計事件

本件は、経営不振に陥った株式会社ペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問業等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得たという不公正ファイナンスに係る偽計事件である。

近時、経営不振に陥った上場企業において、投資ファンド等を引受先とした第三者割当増資等、既存株主の権利を著しく希薄化するファイナンスが見られるようになってきているが、その中には、本件のように金商法第158条の偽計といった犯則行為に当たるものもあると考えられる。このような中、証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視を行う旨を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスに対する監視に強力に取り組んできたところであり、本件は、不公正ファイナンスを偽計で告発した初の事案である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が証取法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成21年6月24日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年7月14日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、投資顧問業等を営むソブリンアセットマネジメントジャパン株式会社の

代表取締役として、株式会社ペイントハウスの事業再生・継続等のための指導援助等を行っていたものであるが、同社が発行する新株券 27 万 8,000 株を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していたロータス投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させることにより同社の株価を維持上昇させた上で、取得に係る同社株券を売却して利益を得ようと企て、同社株式の売買のため、及びその株価の維持上昇を図る目的をもって、平成 17 年 5 月 26 日、同社株式払込口座名義預金口座に、同組合業務執行組合員名義で新株予約権行使の払込金として 3 億 4,138 万 4,000 円を払い込んだ上、同社役員らをして、同日、東京証券取引所が提供する適時開示情報システムである TDnet により、上記新株券に係る新株予約権の行使により増資がなされた旨の虚偽の事実を公表させ、更に、同月 27 日、上記金額中、3 億 3,075 万円をソフトウェア購入代金名下に振込送金させて社外に流出させた上、同月 31 日、上記 TDnet により、同月 26 日に新株予約権の行使により 27 万 8,000 株の資本増強が行われている旨の虚偽の事実を公表させ、もって、有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 7 月 15 日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 22 年 2 月 18 日、東京地方裁判所は、本件は、被告人自身とその指導援助する会社の利益を図るための身勝手な犯行であって動機に酌量の余地は乏しく、手口は狡猾、巧妙であり、TDnet による会社情報の適時開示制度を悪用し、公正で自由な証券市場に脅威を与えた態様も悪質であるとして、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 400 万円、追徴金約 3 億 147 万円の判決を言い渡した。平成 22 年 3 月 1 日、被告人は、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

## ② 日産ディーゼル工業株式会社株券の公開買付けに係る同社従業員らによる内部者取引事件

本件は、日産ディーゼル工業株式会社の従業員である犯則嫌疑者が、アクティエボラゲート・ボルボ社による同社株券の公開買付けの実施に関する事実を、その職務を行う中で知り、元夫と共謀の上、上記事実の公表前に同社株券を買い付けたという内部者取引事件である。

最近、公開買付等企業買収関連の内部者取引が増加している。企業買収は多数の多様な関係者が関与するプロジェクトであり、内部者取引が行われるリスクが大きい。買収対象となる株券発行企業をはじめとして、情報管理の徹底が強く求められている。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 167 条第 1 項等 公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 7 月 14 日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 7 月 31 日、犯則嫌疑者 2 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 A は、日産ディーゼル工業株式会社の B t o B 事業本部に所属し同部担当役員の補佐業務等に従事し、同役員が、同社とスウェーデン王国に本社を置く自動車メーカーであるアクティエボラゲート・ボルボ社がその発行済み株式の全てを保有する買収目的会社であるエヌエー株式会社との間で締結していた公開買付けの実施に関する秘密保持

契約の履行に関し知った、エヌエー株式会社の業務執行を決定する機関が同社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、平成19年2月13日ころ、その職務に関し知ったもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑者Aの夫であったものであるが、犯則嫌疑者兩名は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前である同月14日から同月16日までの間、犯則嫌疑者Bの名義で、同社の株券合計30万株を代金合計1億3,309万7,000円で買い付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成21年7月31日、犯則嫌疑者2名について公訴の提起が行われた。平成21年12月24日、さいたま地方裁判所は、本件の利得金額は多額であり、一般投資家の信頼や利益を傷付けた悪質な犯行であるとして、元日産ディーゼル工業株式会社従業員に、懲役2年（執行猶予3年）、罰金200万円、追徴金約1,293万円、元日産ディーゼル工業株式会社従業員の元夫に、懲役2年（執行猶予3年）、罰金300万円、追徴金約1億6,164万円の判決を言い渡した。平成22年1月7日、被告人兩名は、控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。

### ③ ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件

本件は、デイトレーダー・グループの犯則嫌疑者3名が、共謀の上、ネット取引を利用した「見せ玉」等の手法により行った大規模な相場操縦事件である。

ネット取引化の進展に伴い、不公正取引もネット取引によるものが主流になってきており、本件の「見せ玉」のように、ネット取引の特性を利用した新手の犯則行為も見られるようになってきている。このような中、証券監視委は、昨年の「証券取引等監視委員会の活動状況」において、犯則事件の調査に係る今後の課題として、ネット取引化に伴う新手の犯則行為への取組みを掲げ、「見せ玉」等の監視を強化していくこととしていたところである。

ネット取引を利用した新手の相場操縦は、パソコンがあれば誰でも手を出せる犯則行為であるが、相場操縦はゲームではなく市場の公正性を害する悪質な犯罪である。ネット取引の非対面性は、ともすれば犯則行為を犯すことに対する心理的障壁を押し下げてしまう側面があると考えられるが、証券監視委は、ネット取引についても常時監視の目を光らせている。

なお、犯則嫌疑者は、短時間のうちに膨大な発注行為を繰り返していたものであるが、証券監視委は、このような犯則嫌疑者の行為を秒単位で再現・分析する独自のプログラムを開発・活用し、本件告発につなげたものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第159条第2項、第197条第2項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成21年9月29日、犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者3名は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で

第1 日立造船株式会社の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成18年6月19日、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券を買い付け、また、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買付けの委託を行う一連の取引



をし、同株券の株価を 156 円から 161 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 139 万 3,000 株を売り付け

第2 同日、上記第1の売買の後、日立造船株式会社の株券について再度、同様の目的をもって、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 161 円から 163 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 70 万 2,000 株を売付け

第3 同日、三井鉱山株式会社の株券について、同様の目的をもって、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券を買い付け、また、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券の買付けの委託を行う一連の取引をし、同株券の株価を 265 円から 277 円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、同株券合計 33 万 6,000 株を売り付け

もって、それぞれ、当該株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行ったものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 10 月 20 日、犯則嫌疑者 3 名について公訴の提起が行われた。平成 22 年 4 月 28 日、東京地方裁判所は、被告人らが行った変動操作は、投資家に対し、その相場が自然の需給関係により形成されたものと誤信させて、投資の判断を誤らせて不測の損害を被らせる危険にさらすものであり、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を大きく損なうものであるとして、主犯格である被告人Aに、懲役 2 年 2 月（執行猶予 4 年）、罰金 250 万円、被告人Aの指示を受け、または自己の判断で売買を行った被告人Bに、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、被告人Aの指示を受け売買を行った被告人Cに、懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 150 万円、被告人 3 名から連帯して、追徴金約 2 億 2,661 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

#### ④ グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、グッドウィル・グループ株式会社が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式を買収する旨の重要事実について、グッドウィル・グループ株式会社の子会社である株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から伝達を受け、同事実の公表前にグッドウィル・グループ株式会社株券を代金合計 10 億 8,673 万円で買い付けたものである。

本件に係る買付金額及び利得金額は、ファンドによる内部者取引事件であるニッポン放送株券事件を別にすれば、個人による内部者取引事件としては、過去最大のものである。

本件は、上記②とは異なり、買収される側の会社の株券ではなく、買収する側の会社の株券に係るものであるが、同じく企業買収関連の内部者取引であり、関係者が多数に及ぶ企業買収が内部者取引を惹起するリスクが高いことを示すものである。

また、本件は、会社関係者から情報伝達を受けた第一次情報受領者による内部者取引である。最近、第一次情報受領者による内部者取引が多く見られるようになっているが、上場会社等においては、内部者取引防止のため、部内から違反行為者を出さないようにするだけでなく、重要事実を部外に漏らすことのないよう、情報管理を徹底する必要がある。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 10 月 2 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 10 月 20 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官

に告発した。

**【告発の対象となった犯則事実】**

犯則嫌疑者は、グッドウィル・グループ株式会社との間で業務委託契約等を締結していた株式会社グッドウィル・エンジニアリングの代表取締役から、同人が同契約の履行に関して知った、グッドウィル・グループ株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社クリスタルを子会社化するため同社株式の 67 パーセントを取得することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた者であるが、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成 18 年 11 月 7 日及び同月 10 日、グッドウィル・グループ株式会社の株券 1 万 5,000 株を、代金合計 10 億 8,673 万 5,000 円で買い付けたものである。

**【告発後の経緯】**

平成 21 年 10 月 21 日、犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 22 年 2 月 4 日、東京地方裁判所は、本件は、まれに見る多額のインサイダー取引として、証券市場の公正性と健全性を損ない、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたものであり、厳しい非難は免れず、被告人は、法人税法違反で懲役 1 年 6 月（3 年間執行猶予）の判決を受けたにもかかわらず、執行猶予期間満了から半年も経過しないうちに本件犯行に及んでおり、経済ルールに関する遵法精神は相当希薄であると言わざるを得ないとして、懲役 2 年 6 月（実刑）、罰金 500 万円、追徴金 15 億 3,180 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**⑤ ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件(1)**

本件は、上場会社ユニオンホールディングス株式会社の代表取締役であった犯則嫌疑者が、いわゆる「仕手筋」である他の犯則嫌疑者と共謀の上、同社の株価を上げため、相場操縦を行ったものである。

同社を巡っては、下記⑧の不正ファイナンスに係る偽計事件の告発も行っているが、上記①においても述べたように、証券監視委は、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的・機動的な市場監視に取り組んでいるところであり、本件告発もその一環をなすものである。

なお、本件については、大阪府警察本部と合同で調査・捜査を進めてきたものである。

**【調査の実施状況及び告発の状況】**

証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第 159 条第 1 項、第 197 条第 2 項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成 21 年 11 月 5 日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 11 月 24 日、犯則嫌疑者 9 名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

**【告発の対象となった犯則事実】**

犯則嫌疑者 A、B、C、D、E、F、G、H 及び I は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 19 年 4 月 13 日から同月 26 日までの間、10 取引日にわたり、同株券の売買を誘引する目的をもって、B ほか複数名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなどの方法により、同株券合計 970 万 2,100 株を買い付ける一方で、同株券合計 815 万 9,200 株を売り付ける一連の売買をし、さらに、下値買注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 159 万 500 株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売

買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、上記 10 取引日にわたり、同株券合計 463 万 6,800 株について、複数の証券会社を介し、B ほか複数名義で売り付けると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を 154 円から 179 円まで上昇させた上、同期間、上記 10 取引日にわたり、当該上昇させた株価により、同株券 1,065 万 9,200 株を売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 11 月 25 日、犯則疑者 A、B 及び C の 3 名について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

### ⑥ 株式会社テレウェイヴ株券に係る内部者取引事件

本件は、犯則疑者が、株式会社テレウェイヴの社員から、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を聞き、他の犯則疑者と共謀の上、これら犯則疑者の名義を使って、同株券を信用取引で売り付けたという内部者取引事件である。

本件もまた、上記④と同様、第一次情報受領者による内部者取引事件であるが、第一次情報受領者である犯則疑者から更に情報伝達を受けた他の 2 人の犯則疑者についても、共謀関係が認められるということで、共同正犯として告発したものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条第 3 項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 11 月 26 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 12 月 15 日、犯則疑者 3 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則疑者 A は、平成 18 年 11 月 13 日ころ、株式会社テレウェイヴ社員から、同人が自己の職務に関し知った、同社が新たに算出した平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの事業年度における同社が属する企業集団の売上高及び経常利益の予想値について、同社が平成 18 年 5 月 29 日に公表していた各予想値と比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実の伝達を受けたもの、犯則疑者 B 及び C は、その知人であるが

第 1 犯則疑者 A 及び B は、共謀の上、上記重要事実の公表前に信用取引により株式会社テレウェイヴの株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、いずれも法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成 18 年 11 月 15 日から同月 20 日までの間、証券会社を介し、B 名義で、同株券 387 株を代金合計 7,068 万 9,000 円で売り付け

第 2 犯則疑者 A 及び C は、共謀の上、上記重要事実の公表前に信用取引により株式会社テレウェイヴ株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと企て、いずれも法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である同月 17 日、証券会社を介し、C 名義で、同株券 250 株を代金合計 4,485 万円で売り付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 21 年 12 月 16 日、犯則疑者 3 名について、公訴の提起が行われた。平成 22 年 4

月5日、東京地方裁判所は、いずれの取引も、取引された株券の数や代金額が多く、証券市場の公正性と健全性を損ない、投資家の信頼を失わせる悪質なものであって、厳しい非難に値するといわねばならないとして、第一次情報受領者である被告人Aに、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金500万円、追徴金約8,462万円、被告人Aの依頼を受け、自己名義口座で売買に及んだ被告人Bに、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金200万円、下記⑦の事実と併せ、被告人Aの依頼を受け、自己名義口座で売買に及んだ被告人Cに、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金500万円、追徴金約2億7,218万円の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

#### ⑦ 中外製薬株式会社株券の公開買付けに係る内部者取引事件

本件は、犯則嫌疑者が、中外製薬株式会社の社員から、同社と提携基本契約を締結していたロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィによる同社株券に係る公開買付事実の伝達を受け、当該事実の公表前に同社株券を買い付けたという内部者取引事件である。

本件もまた、上記④、⑥と同様、第一次情報受領者による内部者取引事件であり、また、上記②と同様、公開買付事実に係る内部者取引事件である。

なお、本件犯則嫌疑者は、上記⑥の内部者取引事件において、第一次情報受領者である犯則嫌疑者と共謀関係が認められるとして共同正犯として告発された犯則嫌疑者Cである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第167条第3項等 情報受領者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成21年12月15日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成20年5月21日ころ、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィとの間で提携基本契約を締結していた中外製薬株式会社の社員から、同人が同契約の履行に関し知った、ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィの業務執行を決定する機関が中外製薬株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に同株券を買い付け、その公表後に売り付けて利益を得ようと企て、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月22日、証券会社を介し、犯則嫌疑者名義で同株券38万2,900株を代金合計6億229万8,500円で買い付けたものである。

#### 【告発後の経緯】

同事件については、上記⑥の内部者取引事件の被告人Cを参照。

#### ⑧ ユニオンホールディングス株式会社の水増し増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件

本件は、犯則嫌疑法人ユニオンホールディングス株式会社の代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却したという不公正ファイナンスに係る偽計事件である。

本件犯則嫌疑者らは、平成19年4月に上記⑤の株価操縦を行ったものであるが、株価

はその後大きく値を下げた。犯則嫌疑者らは、なおも同社株価の上昇維持を図り、同社株式の売却によって利益を得ようと企て、本件不公正ファイナンスに係る偽計を行ったものである。このように、犯則嫌疑者らは、相場操縦と不公正ファイナンスに係る偽計という流通・発行両市場にわたる犯則行為を行ってきたものである。

上述のとおり、証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスの監視を強化してきたところであるが、本件は、上記①に引き続き、不公正ファイナンスを偽計で告発した2号事案ということになる。また、証券監視委は、昨年「証券取引等監視委員会の活動状況」において、犯則事件の調査に係る今後の課題として、発行市場の監視強化を含めた複雑・悪質な複合事案への取組みを掲げ、これに鋭意取り組んできたところであるが、本件は、まさに、上記⑤と合わせ、上場会社を道具として使って市場・一般投資者を欺く、極めて悪質な複合事案であると言える。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成21年12月4日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年12月24日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、犯則嫌疑法人ユニオンホールディングス株式会社関係者らと共謀の上、ユニオンホールディングス株式会社の業務及び財産に関し、ユニオンホールディングス株式会社が平成20年2月1日に公表した株式会社IAB Japan等を割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行につき、ユニオンホールディングス株式会社株券の株価を上昇維持させた上で、上記第三者割当増資及び上記新株予約権の行使により発行予定の新株等を売却するため、虚偽の事実を公表するなどの偽計を行おうと企て

第1 真実は、株式会社IAB Japanは犯則嫌疑者が上記第三者割当増資等の名目上の割当先とするために設立した実体のない法人に過ぎず、同社には上記第三者割当増資の払込金4億5,981万円等を実際に拠出する資力はなく、他に同社割当分の払込金全額の出資に応じる者も確保できていなかったのに、その情を秘し、平成20年2月1日、株式会社東京証券取引所が提供する適時情報開示システムであるTDnetにより、あたかも同社が、マレーシア店頭市場上場会社から紹介された資金力を有する関連会社であり、上記第三者割当増資等の出資者として実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し

第2 真実は、株式会社IAB Japan名義で払い込む上記第三者割当増資の払込金のうち2億481万円は見せ金に過ぎないのに、その情を秘し、同月18日、現金1億3,500万円を上記第三者割当増資の払込金として同社名義でユニオンホールディングス株式会社の口座に入金し、これに他の資金を加えた合計2億500万円を、他社名義口座を介して同社名義の口座に還流させ、これに他の払込金を加えた合計3億2,481万円を再度同社からの別途の払込みとして上記口座に入金して、同社から上記第三者割当増資の払込金4億5,981万円全額の払込みが実際にあったように仮装した上、同日、上記TDnetにより、第三者割当増資による新株1,851万株及び新株予約権126個の資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表し

もって有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

**【告発後の経緯】**

平成 21 年 12 月 25 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

**⑨ ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件(2)**

本件については、上記⑤の相場操縦事件(1)に係る調査・捜査の過程で本件犯則嫌疑者の関与が判明したので、⑤の事件の告発・起訴後もなお本件犯則嫌疑者について調査・捜査を進め、告発に至ったものである。相場操縦には膨大な資金が必要であり、資金提供者の存在が欠かせないが、本件犯則嫌疑者は、上記⑤の犯則嫌疑者と共謀の上、資金提供を行うとともに売り抜け行為も行ったものであり、本件相場操縦の共同正犯として告発したものである。

**【調査の実施状況及び告発の状況】**

証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第 159 条第 1 項、第 197 条第 2 項等 相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成 22 年 1 月 20 日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 2 月 9 日、犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。

**【告発の対象となった犯則事実】**

犯則嫌疑者は、上記⑤の事件の犯則嫌疑者 A、B 及び C らと共謀の上、財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成 19 年 4 月 13 日から同月 26 日までの間、10 取引日にわたり、同株券の売買を誘引する目的をもって、犯則嫌疑者 B ほか複数名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなどの方法により、同株券合計 946 万 300 株を買い付ける一方で、同株券合計 777 万 2,400 株を売り付ける一連の売買をし、さらに、下値買注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計 148 万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、上記 10 取引日にわたり、同株券合計 427 万 8,100 株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者 B ほか複数名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を 154 円から 179 円まで上昇させた上、上記 10 取引日の間、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者ほか複数名義で同株券合計 1,094 万 6,700 株を売り付けたものである。

**【告発後の経緯】**

平成 22 年 2 月 10 日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

**⑩ 株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件**

本件は、株式会社テークスグループの実質的経営者が、自ら決定した同社の増資及び同増資に係る新株式発行の一部失権という重要事実をもとに、その公表前に、他の犯則嫌疑者と共謀の上、自社株の買付け及び売付けを行ったという悪質な内部者取引事件である。本件犯則嫌疑者は、表面上は同社の取締役等に就かず、その株式支配力を背景に背後から実質的経営者として同社の経営上の重要事項を決定していたものであるが、本件は、このような実質的経営者についても、金商法第 166 条の「会社関係者」として告発したもので

ある。

なお、本件実質的経営者である犯則嫌疑者は上記⑨の相場操縦事件の犯則嫌疑者と同一人物である。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条第1項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成22年2月25日、大阪地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月16日、犯則嫌疑者4名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

株式会社テークスグループ（平成20年8月31日までの商号は株式会社東京衡機製造所。以下、商号変更の前後に応じ、「テークスグループ」又は「東京衡機製造所」という。）が平成20年9月1日に公表した第三者割当による新株式発行増資について

第1 犯則嫌疑者Aは、平成20年5月28日ころ、その職務に関し、東京衡機製造所の業務執行を決定する機関が株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り

1 犯則嫌疑者A及びBは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年6月4日から同年8月26日までの間、犯則嫌疑者Aほか複数名義で、複数の証券会社を介し、東京衡機製造所の株券合計34万2,000株を代金合計2,726万7,000円で買い付け

2 犯則嫌疑者A、C及びDは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年8月21日から同月28日までの間、犯則嫌疑者D名義で、証券会社を介し、東京衡機製造所の株券合計8万9,000株を代金合計800万円で買い付け

第2 犯則嫌疑者Aは、平成20年9月16日、その職務に関し、前記第三者割当による新株式発行増資について、払込総額の約9割に相当する新株式の発行は失権することが確実になり、連結業績向上のための基幹事業としていた子会社事業等への投資資金を確保する目処が立たなくなった旨のテークスグループの運営、業務及び財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実を知り、犯則嫌疑者A及びBは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同月16日から同月19日までの間、犯則嫌疑者Bほか名義で、複数の証券会社を介し、テークスグループの株券合計73万5,000株を代金合計1億145万2,000円で売り付け

たものである。

#### 【告発後の経緯】

平成22年3月17日、犯則嫌疑者A及びDの2名について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

#### ⑪ トランスデジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件

犯則嫌疑法人トランスデジタル株式会社は、平成20年8月28日、29日と立て続けに小切手及び手形の不渡りを出し、9月1日には民事再生手続開始の申し立てを行い、民事再生手続に入っている。本件は、このように犯則嫌疑法人が資金繰りに行き詰まって経営破たん直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直ちに入金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返す

て行った架空増資を利用した偽計事件であり、上記①、⑧に続く不公正ファイナンス3号事案となる。

なお、本件については、警視庁と合同で調査・捜査を進めてきたものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が金商法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成22年3月9日、警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月26日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者6名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者6名は、共謀の上、平成20年7月28日に犯則嫌疑法人トランスデジタル株式会社が発行した新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装して新株を発行しようと企て、同社の業務及び財産に関し、同社の新株を発行するため

##### 第1

- 1 同月29日、新株予約権20個の行使に係る払込金として、1億6,000万円を、新株予約権の行使に関する払込取扱場所である銀行支店に開設された同社名義の預金口座（以下「トランスデジタル口座」という。）に入金して払込みを仮装し
- 2 同日、上記1記載の1億6,000万円等を同行別支店の同社名義の口座（以下「別口座」という。）に振り替えるなどした上、新株予約権13個の行使に係る払込金として、1億400万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
- 3 同日、別口座を介し、新株予約権10個の行使に係る払込金として、8,000万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
- 4 同日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、新株予約権20個の行使に係る払込金として、1億6,000万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
- 5 同日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、新株予約権13個の行使に係る払込金として、1億400万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し

た上、その情を秘し、同日、株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、上記合計76個の新株予約権の行使に際して、トランスデジタル口座に合計6億800万円が現金で払い込まれて、同金額の資金が調達されるとともに、適法な新株予約権の行使による合計7,600万株の新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用い

- ##### 第2
- 同月30日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、TD戦略投資事業組合名義の口座を介し、新株予約権23個の行使に係る払込金として、1億8,400万円を、同組合名義で、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、上記TDnetにより、同組合の23個の新株予約権の行使に際して、トランスデジタル口座に1億8,400万円が現金で払い込まれて、同金額の資金が調達されるとともに、適法な新株予約権の行使による2,300万株の新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用い

- ##### 第3
- 同月31日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、9,600万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装した上、その情を秘し、同日、上記TDnetにより、12個の新株予約権の行使に際して、トランスデジタル口座に9,600万円が現金で払い込まれて、同金額の資金が調達されるとともに、適法な新



株予約権の行使による 1,200 万株の新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

平成 22 年 3 月 29 日、犯則嫌疑者 6 名のうち 2 名について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

## (2) ディスクロージャーに関する告発

### ① ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)

本件は、下記②とともに、東証一部上場企業であったニイウスコー株式会社が複数年度にわたり行った粉飾事件であり、粉飾金額も①、②合わせて売上高で約 274 億円、経常利益で約 135 億円と極めて巨額である。

また、このような巨額の粉飾決算に基づいて、①においては、約 200 億円もの第三者割当増資が、②においては、約 60 億円もの公募増資が行われており、更に、②においては、公募増資に際し、犯則嫌疑者両名は、自己が保有する同社の株式を売り出して、多額の対価を得ているものであり、投資者を欺き、その犠牲の下、自己の利益を図るものとして、極めて悪質な粉飾事件であると考えられる。

IT 業界については、本件においても認められる循環取引等、不適切な会計処理が行われる業界固有のリスク特性があり、日本公認会計士協会においても、平成 17 年 3 月、「IT 業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告」として「情報サービス産業における監査上の諸問題」をとりまとめており、また、同報告を受け、企業会計基準委員会も、平成 18 年 3 月に、実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」を策定しているが、本件告発は、このような取組みとあいまって、IT 業界における会計処理の適正化に資することが期待されるものである。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書等提出が証取法（第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成 22 年 2 月 11 日、横浜地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 3 月 2 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人ニイウスコー株式会社は、コンピュータに関する各種ソフトウェアの開発、販売、販売代理、仲介及びコンサルタント業務等を営む会社並びにこれに該当する業務を行う外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理すること等を目的としていたもの、犯則嫌疑者 A は、同社の代表取締役会長として、同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、同社の取締役等として、犯則嫌疑者 A を補佐し、同社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、同社の業務に関し

第 1 平成 18 年 9 月 21 日、同社本店において、同所に設置された同社の使用に係る入出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局長に対し、同社の平成 18 年 6 月期の連結事業年度につき、売上高が 642 億 7,997 万 9,000 円、経常損失が 4 億 8,282 万 6,000 円であったにもかかわらず、循環取引等を利用した架空売上を計上するなどの方法により、売上高を 771 億 8,067 万 2,000 円、経常利益を 56 億 8,213 万 5,000 円と記載した連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を

提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し  
第2 同社が発行する株券の募集に際し、平成19年8月29日、前同様の方法により、  
関東財務局長に対し、上記第1記載の有価証券報告書を参照すべき旨記載した有価  
証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を  
提出し  
たものである。

## ② ニイウスコー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件(2)

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書等提出が証取法(第197条第1項等 重要な事  
項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出)に違反するとして、平成22年3月  
4日、強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月19日、犯則嫌疑法人  
及び犯則嫌疑者2名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者両名は、共謀の上、犯則嫌疑法人ニイウスコー株式会社の業  
務に関し

第1 平成17年9月21日、同社本店において、同所に設置された同社の使用に係る入  
出力装置から、開示用電子情報処理組織を使用して、内閣府の使用に係る電子計算  
機に備えられたファイルに記録させる方法により、関東財務局長に対し、同社の平  
成17年6月期の連結事業年度につき、売上高が643億9,546万1,000円、経常損  
失が14億8,019万4,000円であったにもかかわらず、循環取引等を利用した架空  
売上を計上するなどの方法により、売上高を789億873万5,000円、経常利益を  
59億3,150万8,000円と記載した連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を  
提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第2 同社が発行する株券の募集及び売出しに際し、平成18年3月6日、前同様の方  
法により、関東財務局長に対し、上記第1記載の有価証券報告書を参照すべき旨を  
記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価  
証券届出書を提出し

たものである。

### 【告発後の経緯】

犯則嫌疑者2名について、平成22年3月3日、上記①の事件に係る公訴の提起が行わ  
れ、平成22年3月23日、上記②の事件で追起訴され、横浜地方裁判所において、公判係  
属中である。

## 第4 平成20年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成21年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであ  
るが、平成20年度以前の告発事案について、平成21年度において判決が出されたものの判決  
の概要は以下のとおりである。

### (1) 株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(2)

#### 【平成20年12月5日告発、平成21年4月15日判決(東京地裁)】

平成21年4月15日、東京地方裁判所は、本件犯行の規模は小さくなく、悪質であるとし  
て、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金100万円、追徴金約1,924万円の判決を言い渡し、

同判決は確定した。

**(2) オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件**

【平成20年12月24日告発、平成21年4月28日判決（広島地裁）】

平成21年4月28日、広島地方裁判所は、本件粉飾決算の態様は、複数の手段を用いて行われた計画的で悪質なものであるとして、被告会社に、罰金800万円、被告会社元代表取締役、懲役2年（執行猶予4年）、被告会社元取締役管理部長に、懲役1年6月（執行猶予3年）及び被告会社元取締役総合企画部長に、懲役1年（執行猶予3年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(3) 川上塗料事件（相場操縦・情報流布）、オー・エイチ・ティー株券に係る相場操縦事件**

【平成19年6月25日、平成19年6月28日、平成19年11月29日告発、平成21年5月14日判決（東京高裁）、平成21年10月6日判決（最高裁）】

平成20年6月30日、さいたま地方裁判所は、被告人A（無職）に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、被告人B（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予4年）、罰金200万円、被告人両名から連帯して、追徴金約5億1,108万円の判決を言い渡し、平成20年7月9日、被告人B（会社役員）は控訴し、平成20年7月14日、被告人A（無職）は控訴した。

平成21年5月14日、東京高等裁判所は、没収・追徴の対象となる「犯罪により得た財産」とは、共同正犯者等の犯人全体が「犯罪行為により得た財産」を意味するものであって、相場操縦等の資金提供者、実質利益の帰属者、分配利益の取得者等が誰であったかなどを考慮することはできないというべきであるとして、被告人両名に、控訴棄却の判決を言い渡し、平成21年5月25日、被告人A（無職）は、上告し、平成21年5月28日、被告人B（会社役員）の判決は、確定した。

平成21年10月6日、最高裁判所は、上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人A（無職）に、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

**(4) IR専門家によるIR対象株券に係る内部者取引事件**

【平成21年2月10日告発、平成21年5月25日判決（大阪地裁）】

平成21年5月25日、大阪地方裁判所は、本件各犯行は、悪質であり、売付価額が多額であるとして、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、追徴金約1億2,092万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(5) 株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件**

【平成21年3月31日告発、平成21年5月27日判決（さいたま地裁）】

平成21年5月27日、さいたま地方裁判所は、本件犯行は、金商法の目的を全くないがしろにする悪質なものであり、一般予防の見地からも軽視することはできないとして、懲役3年（執行猶予4年）、罰金500万円、追徴金約7,888万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(6) ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件**

【平成21年4月22日告発、平成21年6月17日判決（東京地裁）】

平成21年6月17日、東京地方裁判所は、本件犯行が証券取引市場の公正さに対する信頼を低下させるものであることに照らすと、本件結果は軽視できないとして、懲役1年（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約915万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(7) ビーマップ事件（相場操縦）**

【平成19年3月27日告発、平成21年6月24日判決（大阪高裁）】

平成20年10月31日、大阪地方裁判所は、被告人D（会社役員）に、懲役1年（執行猶予3年）、追徴金2億4,533万6,500円の判決を言い渡し、平成20年11月13日、被告人D（会社役員）は、控訴した。

平成21年6月24日、大阪高等裁判所は、被告人Dは、被告人A（会社役員）がビーマップ株の「株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的」や、「他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的」で本件取引を行うことを承知した上、これに加担したことが明らかであるとして、被告人D（会社役員）に控訴棄却の判決を言い渡し、平成21年7月6日、被告人D（会社役員）は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

**(8) 東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件**

【平成21年3月27日告発、平成21年7月8日判決（高松地裁）】

平成21年7月8日、高松地方裁判所は、本件は、多額のインサイダー取引事案として、証券市場の公正性と健全性を損ない、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたといえるとして、被告会社に、罰金200万円、被告人に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金100万円、被告会社、被告人から連帯して追徴金3億5,500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(9) 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(1)(2)**

【平成21年3月25日、平成21年4月28日告発、平成21年8月5日判決（さいたま地裁）、平成22年3月23日判決（東京高裁）】

平成21年8月5日、さいたま地方裁判所は、本件は、証券市場の公正さを害する極めて悪質な犯行であるとして、株式会社プロデュース元代表取締役に、懲役3年（実刑）、罰金1,000万円の判決を言い渡した。平成21年8月5日、被告人は、控訴した。

また、さいたま地方裁判所は、株式会社プロデュース元専務取締役に、懲役2年6月（執行猶予4年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成22年3月23日、東京高等裁判所は、株式会社プロデュース元代表取締役に、本件が懲役刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められないとして、控訴棄却の判決を言い渡した。平成22年3月24日、株式会社プロデュース元代表取締役は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

※同事件の(3)については、附属資料250頁の事件番号121参照。

**(10) ビーマップ事件（相場操縦）**

【平成19年3月27日告発、平成21年9月9日判決（大阪地裁）】

平成21年9月9日、大阪地方裁判所は、被告人らは、相場操縦行為により、ビーマップの株価を大幅につり上げ、証券市場の公正性を揺るがし、多くの投資家の判断を誤らせて損失を被らせる危険にさらすとともに、証券市場に対する国民の信頼を損なわせたのであり、結果は重大であるとして、被告人B（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）追徴金約2億4,533万円の判決を言い渡した。平成21年9月24日、被告人B（会社役員）は、控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。

**(11) 株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(1)**

【平成20年10月7日告発、平成21年9月14日判決（東京地裁）】

平成21年9月14日、東京地裁は、本件は、有印私文書偽造、同行使、詐欺の事案及び金商法違反の事案であり、被告人は、違法性を十分認識しながら、本件内部者取引の犯行に及んだとして懲役15年（実刑）、罰金500万円、追徴金約4億1,223万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(12) ビーマップ事件（相場操縦）**

【平成19年3月27日告発、平成21年9月29日判決（大阪地裁）】

平成21年9月29日、大阪地方裁判所は、被告人らの株価操縦により、ビーマップの株価が上がり上げられ、これによって、証券市場の公正性が揺るがされ、多くの投資家はその判断を誤って損失を被る危険にさらされたうえ、証券市場に対する国民の信頼が損なわれたことが明らかであり、結果は重大であるとして、被告人A（会社役員）に、懲役3年（執行猶予5年）、罰金500万円、追徴金約9億7,843万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人A（会社役員）は、下記(13)記載のアイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

**(13) アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件**

【平成20年3月5日告発、平成21年9月29日判決（大阪地裁）】

平成21年9月29日、大阪地方裁判所は、本件は、組織的かつ計画的で巧妙な手口による犯行といえるのであって、まことに悪質であるとして、被告人A（会社役員）に、懲役3年（執行猶予5年）、罰金500万円、追徴金約9億7,843万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人A（会社役員）は、上記(12)記載のビーマップ事件（相場操縦）についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

**(14) 大盛工業株券に係る風説の流布事件**

【平成19年10月30日告発、平成21年11月18日判決（東京高裁）】

平成20年9月17日、東京地方裁判所は、被告人に、懲役2年6月、追徴金約15億6,110万円の判決を言い渡し、平成20年9月、被告人は、控訴した。平成21年11月18日、東京高等裁判所は、原判決には、相対取引分について取引株数の認定を誤り、被告人が本件犯罪行為によって得た財産の額自体を過大に認定した結果、過大な追徴を課したものであるから、この点の事実の誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかであるとして、被告人に、原判決破棄、懲役2年6月（実刑）、追徴金約15億5,810万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(15) 株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件(1)(2)**

【平成20年11月26日、平成20年12月17日告発、平成21年11月24日判決（横浜地裁）】

平成21年11月24日、横浜地方裁判所は、現住建造物等放火未遂、金商法違反、威力業務妨害の事案からなる本件の犯行態様は甚だ悪質であり、本件放火行為は金商法第158条にいう暴行に、本件脅迫行為は同条にいう脅迫にそれぞれ該当するとして、被告人に、懲役6年（実刑）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(16) 株式会社アイ・エックス・アイに係る虚偽有価証券報告書等提出事件**

【平成20年6月17日告発、平成21年11月26日判決（大阪地裁）】

平成21年1月29日、大阪地方裁判所は、株式会社アイ・エックス・アイ元取締役、懲

役2年6月（執行猶予4年）、罰金500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。平成21年2月9日、大阪地方裁判所は、株式会社アイ・エックス・アイ元常務取締役役に、懲役3年（執行猶予4年）、罰金500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。平成21年11月26日、大阪地方裁判所は、株式会社アイ・エックス・アイ元代表取締役役に、粉飾の目的、態様、粉飾額の大きさなどからすれば、本件は、一般投資家の投資判断を誤らせ、有価証券の発行、流通の円滑化と価格の公正化を阻害する犯行として悪質なものであるべきであり、代表取締役であった被告人の刑事責任は相当に重いとして、懲役3年（執行猶予5年）、罰金800万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(17) 株式会社日本債券信用銀行に係る虚偽有価証券報告書提出事件**

【平成11年8月13日告発、平成21年12月7日判決（最高裁）】

平成16年5月28日、東京地方裁判所は、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役会長に、懲役1年4月（執行猶予3年）、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役頭取に、懲役1年（執行猶予3年）及び株式会社日本債券信用銀行元代表取締役副頭取に、懲役1年（執行猶予3年）の判決を言い渡し、平成16年6月1日及び同月3日、被告人3名は、控訴した。平成19年3月14日、東京高等裁判所は、被告人3名に、控訴棄却の判決を言い渡し、平成19年3月16日及び同月20日、被告人3名は、上告した。平成21年12月7日、最高裁判所は、原判決は、あくまで資産査定通達等によって補充された改正後の決算経理基準が唯一の基準であるとして債務者区分を行い、貸出金を査定しているものであって、従来採られていた税法基準の考え方によって適切に評価した場合に、貸出先が事業好転の見通しがなく、それが適当でない取引先に当たるかどうか、これらに対する本件貸出金が回収不能又は無価値と評価すべきものかどうかについては必ずしも明らかとはいえず、その点について、その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況をも踏まえて、更に審理、判断する必要があるとして、被告人3名に、原判決破棄、東京高裁へ差戻しの判決を言い渡し、東京高等裁判所において公判係属中である。

**(18) ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件**

【平成21年4月27日告発、平成21年12月10日判決（東京地裁）】

平成21年12月10日、東京地方裁判所は、本件は、インサイダー取引の事案及び有印私文書偽造教唆、証拠隠滅教唆の事案であり、本件インサイダー取引の犯行は、証券取引市場の公正性と健全性及びこれに対する投資家の信頼を大きく害するものであったとして、懲役3年（執行猶予5年）、罰金200万円、追徴金約3,750万円、偽造文書の没収の判決を言い渡し、同判決は確定した。

**(19) アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件**

【平成20年3月5日告発、平成22年2月3日判決（大阪高裁）】

平成20年10月10日、大阪地方裁判所は、被告会社に、罰金500万円、追徴金7億3,315万円の判決を言い渡し、平成20年10月18日、被告会社は、控訴した。平成22年2月3日、大阪高等裁判所は、記録に基づいて検討すると、一審判決が被告法人から7億3,315万円を追徴したのは正当であるとして、控訴棄却の判決を言い渡した。平成22年2月8日、被告会社は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

## 第5 今後の課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

### (1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み

証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ複雑・悪質な複合事案に強力に取り組んできているところであり、今年度は、不公正ファイナンスに係る偽計事案について、3件の告発を行ったところである。なお、不公正ファイナンス事案については、その背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合もあり、必要に応じ、警察当局とも連携して対処してきているところである。

我が国経済・金融情勢が依然として厳しい中、資金繰りに逼迫した新興企業を中心として不透明なファイナンスは後を絶たないが、証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスに対する監視を最重点課題として、偽計を積極的に活用し、鋭意取り組んでいくこととしている。

### (2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンスに絡む複雑・悪質な複合事案以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾）などの一般的な犯則類型があるが、これらの犯則類型に幅広く取り組むことによって、予防効果も含め効果的・効率的な市場監視に努めていくこととしている。

#### ① 内部者取引事案への取組み

平成21年度、内部者取引については7件告発を行っている。課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、最近の特徴として、公開買付等の企業買収関連事案、第一次情報受領者による事案、そしてファイナンシャルアドバイザーなど非公表の重要事実を取り扱うことを業務とする職業人が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。証券監視委としては、このような事案に限らず、重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引の嫌疑のある取引については、くまなく監視しているところであるが、例えば公開買付に係る情報管理のあり方等、調査の結果判明した問題点等については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、非公表の重要事実を取り扱うことを業務とする業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引事案を摘発するだけでなく、その発生防止にも努めていくこととしている。

#### ② 相場操縦事案への取組み

平成21年度、相場操縦事案については、ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いたデイトレーダー・グループによるもの1件、不公正ファイナンスに絡む発行・流通両市場にまたがる事案2件の計3件の告発を行っている。後者は上場企業を使って不公正ファイナンスを行う同社代表取締役が仕手筋と共謀して行った事案である。最近の相場操縦事案には、今年度の告発事案に典型的に見られるように、デイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等新手の手法によるものと仕手筋による伝統的な手法によるものの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、いずれの相場操縦についても、引き続き監視の目を光らせていくこととしている。

また、平成21年度に告発した「見せ玉」事案については、独自のプログラムを開発・活用して犯則嫌疑者の発注行為を秒単位で再現・分析することにより立件につなげたもの

であるが、本件プログラムを引き続き活用していくとともに、本年1月から稼動している東証 arrowhead による取引の高速化にも対応した発注状況の再現・分析を行っていくこととしている。

### ③ 粉飾事案への取組み

平成 21 年度、粉飾事案については、株式会社プロデュースに係るもの 2 件、ニイウスコー株式会社に係るもの 2 件の計 4 件の告発を行っている。株式会社プロデュースについては、証券監視委の強制調査が入るまでは市場で高い評価を得ていたが、証券監視委においては、市場等から情報を収集・分析し、粉飾の嫌疑を抱き調査を開始したものである。このような早期の対応は一般投資家の被害拡大の防止につながるものであり、引き続き隠れた粉飾企業の摘発に努めていくこととしている。また、粉飾は経営不振企業が犯す犯則行為であり、そのような企業は資金繰りに逼迫して不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて取り組んでいくこととしている。

### (3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化に伴い、我が国市場における証券取引についても、海外からの発注が多く見られるようになってきているが、内部者取引等の不公正取引についても、市場監視当局の追及から逃れようとして、海外に開設された口座が利用されることがある。このようなクロスボーダーの不公正取引を摘発するためには、海外の市場監視当局との連携が不可欠であり、証券監視委は、活動方針において、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないように取り組んでいくこととしている。平成 21 年度においては、クロスボーダーの内部者取引事件について、シンガポールの市場監視当局の協力を得て、初の告発を行っているところであり、今後とも、IOSCO のマルチ MOU 等、市場監視当局間の情報交換ネットワークを積極的に活用し、クロスボーダー事案に取り組んでいくこととしている。

### (4) ローカル化への対応

ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の除去や新興市場・新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりを見せてきている。このような中、証券監視委としては、各地域の捜査機関や財務局と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査を実施していくこととしている。

### (5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

IT 化が進展する中で、犯則事件の調査において、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）が必要不可欠になっている。このため、IT 専門家を確保の上、所要のデジタルフォレンジック用資機材を整備することによってデジタルフォレンジック環境を整備していくことが重要な課題となっている。平成 22 年度予算において、保全・復元・解析等に係る資機材の調達が認められたので、速やかにこれを整備の上、その効果的・効率的な運用体制を構築することとする。更に、データ分析や XBR L を活用した財務分析等を行うため、引き続きデジタルフォレンジック環境の整備を進めるとともに、先端的トレーニングにより担当官の技能向上を図っていくこととしている。

### (6) 専門人材の育成

犯則事件の調査においては、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な知識・技能が必要であり、これを兼ね備えた専門人材を育成していくことが重要な



課題となっている。証券監視委においては、法曹有資格者や公認会計士等の専門家を外部から積極的に受け入れるとともに、研修の充実や長期的視点に立った計画的な人事運用により、専門人材を育成していくこととしている。

## 第8章 建 議

### 第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）（附属資料151頁参照）。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制、自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

#### 1 建議の実施状況

証券監視委では、平成4年の発足以来、平成21年度までに19件の建議を行ってきたところである。

平成21年度においては、以下のとおり4件の建議を行った。

##### (1) 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについて

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。

これらの中には、

- ① 顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、
  - ② カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、
- といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずる必要がある。

##### (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定について

ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。

- 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、
- ① ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、
  - ② 外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、
- といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

### (3) 外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託について

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。

現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

### (4) 登録申請時の徴求書類等の見直しについて

金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。

したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずる必要がある。

## 2 建議に基づいて執られた措置

### (1) 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

### (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

### (3) 外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、一日の為替の価格変動をカ

バーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。

#### (4) 登録申請時の徴求書類等の見直しについての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日から適用)。

### 3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達し、必要な政策対応を促している。平成21年度においては、第三者割当増資に関し、「企業内容等の開示に関する内閣府令」や自主規制機関における諸規則の改正に貢献しているところである。

## 第3 今後の課題

上記2のとおり、4件の建議が「金融商品取引業等に関する内閣府令」又は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に反映され、証券市場の実態を踏まえた市場ルールの整備に大きく寄与したものと考えている。

証券監視委は金商法等の規定による、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査を行った結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ることとしたい。

## 第9章 監視活動の機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充するなど組織の充実を図っているところである。

平成22年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、17人の増員が認められ、証券監視委の平成22年度末の定員は384人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、課徴金調査・開示検査体制の整備を中心に20人の増員が認められ、平成22年度末の定員は313人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で697人となっている。

##### (2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成21年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計25人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成22年3月末現在106名が在籍している。

#### 2 情報収集・分析能力の向上

##### (1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率化の運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成21年度においては、大阪証券取引所とジャスダック証券取引所のシステム統合及び東京証券取引所における新株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」導入に対応するためにデータの取込機能等の改修を実施した。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

## (2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、CDS等の店頭デリバティブをはじめとした新たな金融商品の開発、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が証券監視委に新たに求められていることに加えて、世界的な金融危機が発生するなど金融・資本市場を取り巻く環境が急激に変化してきている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法やデジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

更に、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割が益々重要になってきていることを踏まえ、中間監督者会議を開催し、これらの者の意識の醸成に努めてきている。

加えて、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活かすため、米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）が主催する短期研修に証券監視委職員を参加させたほか、香港証券先物委員会（SFC）、米国SEC、米国CFTCに職員を長期派遣している。

## 3 監視を支えるシステムインフラの強化

平成21年度においては、電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム）のシステム設計作業にあたって、業務の効率化のみならず、EDINET等におけるXBRL導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムの構築を念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行っている。

また、デジタルフォレンジックについて、証券監視委にその手法、技術を取り込む方策を検討するとともに、データリカバリに関する分野においては、必要な資機材の整備を行っている。さらに、データ分析に関する分野においても、市場監視に活用するために必要な資機材等の調査や環境づくりの検討を行っている。

さらに、第3章第4で述べたところではあるが、「コンプライアンスWAN」（注）において、平成21年6月からは新たに「個別メッセージ機能」が稼動し、証券会社から売買明細以外のデータ授受も可能となるとともに、「コンプライアンスWAN」を金融庁LAN及び財務局WANに接続（金融庁LAN：平成21年9月、財務局WAN：平成22年2月）することで、各証券取引審査官の自席PCでの利用を可能とし、利便性の一層の向上を実現するなど取引審査における必要なシステムインフラの強化を図った。

（注）全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムであり、平成21年1月から稼動を開始している。

## 第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

### 1 概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、個人投資家等を含めた市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表のほか、証券監視委のウェブサイトを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

なお、平成21年度の取組みの特色としては、市場規律の一層の強化を図るため、証券市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ様々な組織へのより広いアプローチに加え、各種広報媒体への寄稿等の実施に取り組んだことがあげられる。(平成21年度の取組みの詳細は第2章第4を参照)

### 2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、事案の正確な理解と報道を促し、また、単なる事案の説明に止まらず市場や社会一般に関わる問題点について説明するという趣旨から、記者会見等を通じて事案の公表を行っている。さらに、委員長及び委員や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体からの取材・出演等の要請に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

### 3 市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引の未然防止等を図る取組みの一環として、個人投資家や証券市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ日本弁護士連合会、日本公認会計士協会等との意見交換や講演等に積極的に取り組み、監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムや日本監査役協会などの講演において、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士・監査法人、弁護士・法律事務所等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取組みの促進に努めているところである。

また、従来から実施している大学や大学院の学生への講義においても、証券監視委の活動についての説明を行ったところであるが、中でも法科大学院や会計大学院の学生については将来、法曹や会計士等として市場の健全性を担う可能性が高いことから、積極的な働きかけを行い講演等の実施を推進した。(講演等の実績については、附属資料261頁参照)

### 4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する資料をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるための情報発信に努めている。なお、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、勧告の概要や講演会・寄稿等の内容等の新着情報を電子メールにて配信する「新着情報メール配信サービス」の登録者件数については毎年増加傾向にあり、平成21年度末時点における登録は約2,300件となっている。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>)

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、本

冊子を英訳したアニュアルレポートやパンフレットのほか、証券検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる事項について、引き続きタイムリーな英訳版の掲載に努めた。

なお、平成 21 年度では、行政の透明性を図り、市場規律の強化、投資者保護、自主規制機関との連携等に視点を置いたウェブサイトを構築するため、組織内において検討チームを立ち上げ、ウェブサイトの改訂作業を行った。

### 第3 関係当局等との連携

#### 1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成 20 年 1 月以降、「市場関連部局との意見交換会」を継続的に開催し、不公正ファイナンスに関する問題点等を共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、金融庁と連携して外国当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、年に数回、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催しており、さらに平成 20 年 10 月には、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、新たに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議を設け、その後も継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

#### 2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を行っている。（平成 21 年度の取組みの詳細は第 2 章第 4 を参照）

市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、証券監視委と自主規制機関との一層の連携を図るため、随時、金融商品取引所や金融商品取引業協会との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている。（附属資料 261 頁参照）

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。金融商品取引所が実施する研修等についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との一層の連携に努め、市場規律の向上を図っている。



## 第4 海外証券規制当局との連携

### 1 IOSCO（証券監督者国際機構）への参加

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から193機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（TC：Technical Committee）と、その下に6つの常設委員会（SC：Standing Committees）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本事務年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話等について議論を行った。また、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）については、加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間MOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成22年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となっている。

### 2 情報交換枠組みの構築

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されることから、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体とし、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）との間で情報の交換枠組みが構築されている。

さらに、上述のとおり、わが国は金融庁を主体として、平成20年2月に多国間MOUの署名当局となった。そのため、多国間MOUの署名当局である世界中の証券監督当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

こうした情報交換枠組みの活用に関しては、これまで、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、外国当局が当地の法令に基づき処分を行っ

た事例が3件あるなどの成果が上がっている。一方、平成21年4月には、証券監視委においても、シンガポール当局との連携により、クロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行った。

今後とも証券監視委は、海外証券規制当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくこととしている。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

我が国の金融・資本市場においては、IT技術の進展や金融・資本市場のグローバル化に伴って、個人投資家を対象としたインターネット取引の増加など販売チャネルの拡充、投資サービスの多様化、新たな商品や取引形態の出現、株券電子化、東京証券取引所における新たな株式売買システム「arrowhead（アローヘッド）」の稼動などの変革が進展しているところです。

しかしながら、昨今の世界的な金融危機は、我が国の市場においても金融商品の価格低下、流動性リスクの顕在化、金融機関における信用収縮等が生じ、市場環境を急速に悪化させる要因となりました。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の進展は、市場参加者に対し投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、利便性を向上させるものである反面、多岐に亘る選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった自己責任に基づく投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆるレバレッジを効かせた商品などが浸透しているほか、高利回りを謳ったファンド等が魅力的な商品と感じる一方、商品の特性や内容、リスクなどを容易に理解し難い商品もあるのではないかと思います。

証券監視委としては、こうした環境変化のもとで、証券監視委が持つ検査、調査等の市場監視の手段を活用し、タイムリーな対応に努めてきたほか、市場参加者への情報発信を強化するなど、引き続き実効性のある市場監視を行うよう取り組んでおります。

金融商品を販売する金融商品取引業者等の側でも、金融商品を勧誘する際、当該金融商品の持つリスクなどについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、証券検査の実施の一環として、事業者の健全性の検証とともに、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点からも個人投資家の保護に取り組んでいきます。

一方、皆様においても、自らの意思で投資活動を行うにあたり、こうしたリスクや商品性を理解することが重要です。金融商品への投資に関する重要な考え方の一つとして、自己責任原則があります。皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員の説明等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが顕在化した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

最後に、皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。これらの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなりますので、不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。